EL263
8

電燈爭議の新戰術

布施辰治著

希望閣版

0037997000

0037997-000

EL263-8

電燈爭議の新戰術

布施辰治・著

希望閣

1933

AGF

OE-415

電燈爭議の新戰術

布施辰治著

希望閣

EL263
8

46.9.20

013175
875972

目次

第一篇　電燈爭議の新戰術の提唱……（一）
第二篇　斷線檢擧無罪の辯論……（六）
一　辯論の範圍……（六）
二　電氣事業法第十九條「濫リニ」の意義……（九）
三　「濫リニ」の解釋……（一三）
四　會社側斷線の不當と需要者の接線の正當性……（二七）
五　結論……（二四）
第三篇　諏訪電爭議報告……（七一）
一　郡聯合青年團によつて運動が提唱された……（七九）
二　諏訪電氣料値下期成同盟會結成……（八一）
三　減燈減煙運動の蜂起……（八三）
四　郡聯合青年團の退却……（八五）
五　同盟會最初の危機と高倉事件の突發……（八七）

六　闘争具體化への準備闘爭……（八八）
七　諏訪電氣會社の暴狀……（八九）
八　共同保管闘爭の組織化成る……（九〇）
九　萬燈の封印を破る……（九一）
十　延納組織の飛躍的擴大……（九二）
十一　郡外との共同戰線——分進合擊の策……（九三）
十二　會社を經濟封鎖せよ……（九六）
十三　斷線に備へよ……（九七）
十四　調停の計畫的利用……（九八）
十五　公有電氣の具體的調査を開始す……（九九）
十六　第二次調停の重要性と會社戰術の急轉向……（一〇〇）
十七　反動新聞をボイコットす……（一〇二）
十八　片倉財閥の策動——川岸亂闘事件……（一〇四）
十九　青年會の握る指導權の危險曝露……（一〇九）
二十　單獨交涉の粉碎と再建の文出班……（一一〇）
二十一　攻守入り亂る混戰の展開……一一
二十二　不當斷線接線を敢行——吉川、百瀨君作事……（一一三）
二十三　値下同盟の旗を岡谷にすゝめる……（一一五）
二十四　株主總會に於ける闘爭……（一一六）
二十五　解黨派的裏切りと玉川支部の動搖……（一一八）
二十六　××を××して斷線工夫を擊退す——大衆的威力の行使……（一二〇）
二十七　信越電氣料値下協議會の結成……（一二四）
二十八　解決案とする内容……（一二五）
二十九　調停成立後の闘爭とその展開……（一二〇）
三十　將來の問題——闘爭展開の見透……（一二一）

第四篇　電燈爭議に關する質疑應答……一二四

一　値下要求の正當性とその戰術……（一二五）
（1）料金値下要求は正しいか……（一二三）
（2）料金値下要求の理由は何か……（一二五）
（3）値下要求は政治的要求か經濟的要求か……（一二六）
（4）裁判で當然勝つことが出來るか……（一二八）

(5) 裁判に提出する値下要求の根據……(一五一)
(6) 供託による闘爭の可否について……(一五四)
(7) 會社の斷線契約といかに對抗するか……(一五六)
(8) 配電供給契約の意義について……(一五八)
(9) 供託闘爭に關する注意……(一六一)
二 電燈爭議の組織に就いて……(一六三)
(1) 青年團と電爭の組織との關係……(一六六)
(2) 青年會の修養と實際運動との關係……(一六八)
(3) 値下要求は道德上非難をうけないか……(一七〇)
(4) 値下闘爭をどこへ發展させるか……(一七二)
(5) 値下要求を個人的にやつてはどうか……(一七四)
(6) 斷線と闘ふ組織方針はどうか……(一七五)
(7) 闘爭の解決に際して何を注意すべきか……(一七六)

本書の出版について

一

理論の檢討から實踐の指導へ、更らに實踐の教訓から理論の檢討へ、斯くして最後の勝利を闘ひ抜く戰術は限りなく發展します。

私が一九三一年に書いた電燈ガスに關する法律戰術は、その後の一年間に私の直接參加した電燈爭議幾多の實踐的指導によつて、マコトに教へらるゝところの多い發展を遂げて居ると思ひます。前著に於て電燈爭議に關する理論的檢討と、實踐的指導のすべてを書きつくさなかつた私は、タトと不十分ながらも、是非一度私の研究し理論と體驗した實踐の中から整理した一般的電燈爭議の新戰術を書いて見たいと思ふが、私の昨今は、いろいろな問題のために身邊甚だ多忙で、到底落ちついた著述の閑が與へられない。

といふて、實踐の間に幾分づつでも發展したと思ふ戰術を發表せずにそのまゝ死藏して置くことは

私の階級的良心が許しません。タトヒ十分な理論的檢討の整理が出來なくとも、實踐の經過を報告して、廣く電燈爭議の理論的檢討に、實踐的指導に直接參加して居る諸同志の參考に供することが私の任務だと考へます。

二

そこで本書集錄の第一編「電燈爭議の新戰術」は、一九三二年中に私の直接參加した電燈爭議の實踐に教へられて發展した戰術の一端です。就中、會社側の不當斷線に對する消燈戰術は技術的な電燈代用の照明器具研究と相俟つた爭議攻防の力干係から割出される新戰術として、最も愼重な檢討をつくしたものではあるが、如何せん未だ電燈代用の照明器具について、具體的な成案を發表し得ないことを深く遺憾とします。依つてこの點は、廣く電燈ガス其の他の照明器具關係者の研究を熱望して止みません。

次ぎに第二編の「斷線檢擧無罪の辯論」は會社側の不當斷線を需要者側の接線によつて、鬪ひ拔いた攻防電燈爭議の指導者百瀨忠治、吉川富士秋兩君に係る電氣事業法違反事件の無罪を獲得した辯論の速記です。

第一編の「電燈爭議の新戰術」に發表した電燈戰術を以て會社の不當斷線を迎へ撃つところの新戰術が成り立つ、絕對に會社側の斷線滅燈を無力ならしむることが出來れば需要者側の接線戰術は、最早やその必要を見ないかも知れない。從つて會社側の不當斷線に脅威せられた需用者側の接線戰術に合法性を獲得した法廷鬪爭の勝利は、電燈戰術發展史を飾る記念的戰術の勝利たるに過ぎないでもあらうっだが、電燈爭議の勝敗は何んといふても生活必需品化した文化的照明を會社側が奪つて——または奪ひ得ると言つて需要者側を脅かし得るか——需要者側が之を守つて——または守り得ると稱して斷線滅灯の威嚇を蹴飛ばし切るか——の一點にかゝつて居ると云ふても過言でないと思ふ。そこに第一編の「電燈爭議の新戰術」が確立しても、それが會社側の斷線滅燈に對抗し得ないための消極的戰術だといふ事になると需要者側の意氣が上りません。だが會社側の斷線滅燈は、あくまで不法不當で、民事裁判の假處分戰術を以ても合法的に接線することが出來るし、また需要者側が自ら接線しても電氣事業法に所謂「電氣事業者ノ承諾ヲ得スシテ濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス」（第一九條）

違反の犯罪を構成しないといふ合法性獲得の辯論を發表して、會社側の斷線滅灯は民事刑事何れの戰術でもケトばせるといふ「確信」を與へた上の消燈戰術は、大いに需要者側の意氣を昂揚せしめ、

常に積極的な戰術の發展を信賴して、必ず最後の勝利を闘ひ抜くまで、その結束を切り崩されるやうなことが無いと思ひます、この意味に於て第二編に「斷線檢擧無罪の辯論」の速記を發表することが必要であり、且つその辯論內容に盛り上げられた會社側の斷線不當指摘と、需要者側の接線正當防衛論は、電燈爭議の必然性と正當性を極めて平易に解說して居るつもりなので、是非需要者側大衆に讀んで貰ひたいといふ期待の下に輯錄したものです。

三

第三編の「諏訪電燈爭議の報告」は、諏訪電燈爭議の發端から、その解決に至るまでの「經過」を記述したもので特に百瀨、吉川兩君が電氣事業法違反で檢擧せられた第二編「斷線檢擧無罪の辯論」による公判鬪爭が如何なる事實を基礎として構成したものかといふ事實を明かにする關係上、絶對に必要な記錄として輯錄したものです。この記錄は、諏訪電燈爭議の關係者が手記してくれたもので、慾を言へばモット體系的に整理して記述して貰ひたかつたと思ひます。また實は、私がその手記を素材として私の得心の行く程度まで體系的整理を試みることが編者としての義務だと考へました。けれども事實は事實として、諏訪の電燈爭議に直接參加した關係者の體驗的手記を尊重すべきであると再考したので、多少の字句修正と不十分な註釋を施したまゝで輯錄したのですが、この手記こそは電燈爭議の部分的研究の素材として失敗を隱さず成功も誇らず、ありのまゝの事實を記述して居るのですから、廣く讀者の親切にして嚴肅なる批判を求めます。

四

第四編の「電燈爭議に關する質疑應答拔萃」は、前著の「電燈ガスの法律戰術」の中にもその幾分を輯錄したものですが、出版書肆の都合で伏字をしたものが多ふ過ぎたゝめに、切角の質問解答がその意を探ぐりえないといふ讀者の不滿に答ふるため、極めて平易に且つ伏字をしなくともよいやうに書き改めたものであります。

私は以上、この序文を書いて居るうちにも本書に輯錄した理論的檢討と實踐的指導との間に、次ぎ次ぎと發展して行く電燈爭議の新戰術について考へさせられるものゝ多いことを痛感させられます。それ丈け本書は甚だ不十分な「電燈爭議の新戰術」一端の發展を紹介するに過ぎないものであるといふことをお斷りしておきます。

第一篇　電燈爭議新戰術の提唱

（一）　電燈爭議は如何に戰はれてゐるか

インフレ不景氣と電燈料金　先年富山の滑川で電燈爭議の火蓋を切つた際全國到る所にその火の手をあげた昭和二三年頃のやうに、電燈料金値下げ要求運動のセンセーションを捲起しては居ないが、打續く不景氣のドン底に惱む勞働者、農民、小市民等々一般勤勞無產大衆の手に遣入る金が、段々少くなるのに、出る金の方は近頃のインフレ政策で益々多くなる生活の苦しさが加はつて行くので、どこかに出る金の節約を計らなければならない一項目に、電燈料金のあまりに高過ぎることが廣く電燈需要者の何人にも指摘せられて居ます。しかも電燈料徵收の方法が嚴重苛烈を極めるといふ冷酷さに反感を高めて居る電燈需要者は別に組織的、計畫的に電燈爭議を捲き起すといふ譯でも無い自然發生的な電燈爭議は、今や、全國到る所に隨分多く、電燈會社と需要者側の紛爭を引き起して居ります。特に非常時財政のインフレーション政策に依つて益々酷くなつた、農村の疲弊と農民の窮乏、都會勞働者、小市民の取る金は假にもその通りに取れても、その使ひ出が少くなるばかりか

働く仕事場を追はれた勞働者と土地を取り上げられた農民のいよ〳〵窮迫化して行くところに電燈爭議の捲起されなければならない形勢になつて居ます。

一農民の電燈料觀　それに就て或る農民の言はれたことですが、自分らの取られる金の中で一番癪にさはるのは電燈料金である。なぜかといふと、半年や一年の納稅を怠つた自轉車でも差押へられるのが關の山で、差押へられても競賣にならない中は稅金を納めない自轉車だから乘つてはいけないとは言はれない、然るに電燈料金ばかりは一ト月か二タ月遲れると電燈會社は橫暴至極にも斷線してしまつて、現在の文化生活上絶對必要缺くべからざる照明を奪つてしまふといふ遣方はあまりに酷ど過ぎる、しかもその電燈料金徵收方法の慘たらしさに憤慨して一度その電力生産費に關する調査をした者にはすぐ判かるやうに、日本の電力は山紫水明の國だと言はるゝ山と川との間に流れる水の力である、それに僅少の發電裝置を加工しただけのもので、私ども總ての人類に解放せられた、そして總ての人類をその懷に抱く自然の惠みを垂れた、山と水とを一部少數の資本家××××が政治的支配の名に於て、所謂發電所の認可權を擁して經濟的支配の巨大な資本勢力を有する電氣事業家なるものと××××自然の力を掠奪するものである。しかるにそうした電氣事業家共が俗に云ふ盜人たけ〳〵しいの諺通り私ども一般人類に惠まれた自然の力を一部少數の××××××居りながら、更にその掠奪したものを被掠奪者たる電燈需要者に供給するに當つて驚くべき暴利をムサボルといふ電燈料金徵收の慘酷さは眞に呆れてものが言へない……さいふことであります。

獨占事業の橫暴　この一農民の電燈に對する考へ方は恐らく電燈需要者大衆の總てが經驗して居る實感そのまゝの考へ方だと思ひます。それは電燈事業の獨占になつて居る配電區域内に於ける電燈申込の受附が如何に傲慢であり又橫着であり、ちよつとやそつとに用の足りないやうなことをしても外に競爭相手がないといふ關係上、一刻を爭ふ臨時の養蠶電燈やその他いろ〳〵な臨時燈についても手を燒かせられる場合があり、又從來使用して居た電燈に故障を生じた場合にも直ぐ修繕してくれないために、數時間も驚くべき危險に曝されるといふやうなことがあります。更によく火事の原因となる漏電といふ問題について嚴密に電氣工作物の調査をして見たら、悉く電氣事業法違反になつて居るだらうと思はれる程被覆線その他の電氣工作物設備が不完全で、それこそ漏電發火の危險に脅かされる點に於て、電燈需要者のすべては、電氣事業の獨占に傲る會社側の態度に反感を持つて居ます。加ふるに電燈料金の取立てが、一農民の前述した通り、最もやかましい金の取立てと言へば稅金といふことにきまつて居たその稅金の取立てよりも嚴重苛酷で、苟も電燈料金の取立てに應じない需要

者には、斷線滅燈の直接行動を以て生活必需の照明を奪つてしまふのですから、政治的權力の强制を以つて金を取立てるといふ稅金の徵收方法よりも更に一歩を進めた經濟的、物理的の强制力を以つてその金を取立てる電燈會社の徵收振りは、如何におさなしい電燈需要者と雖もこれに憤激するところの反感を抱かない者はないのであります。

インフレ不景氣は必然的に料金の滯納となる

殊に昨今の金錢窮乏に惱まされて居る勞働者農民、小市民等々一般の勤勞無產大衆は、その與へられる賃銀その他の所得金錢があまりにも少くて、しかもインフレ政策のために甚だ使ひ出がなく食費のために皆使ひ果してしまふと、到底家賃とか電燈料とかいふやうな同じ生活必需品でも生命の維持については幾分間接的になつて居るものに廻はす餘裕がないといふ關係から、自然家賃や電燈料金の滯納といふことが自然發生的に起つて來て居るのです。そしてそういふ家賃や電燈料の滯納が家主や電燈會社から嚴重苛酷な取立てを强行せられると、やはりこれに對抗する當然必然の戰術として家賃や電燈料をまけて貰ふか或はこれを拂はなくさも濟むやうな運動を捲き起さなければならない破目に陷れられます。かくして自然發生的に借家人同盟の家賃モラトリウムや電燈料値下運動を導き出すといふことになるのである。

かつて見ない深刻な電燈爭議が起つてゐる

私は今こういふ電燈料金値下運動がどういふ風にして起り又起らなければならないかといふやうなことについては、一九三一年の前著「電燈瓦斯に對する法律戰術」に於てその幾分かを說いて居るし又本書の續論速記中でもそれに觸れて居るから玆では敢へてこれを繰返さず、さにかく電燈爭議はひと頃のやうなセンセーションを捲起しては居ないが、その頃のやうな鳴物入りの電燈爭議よりも一層深刻切實な電燈料金値下運動が起つて居るといふことを私の直接間接に參加して居る電燈爭議の實際を斷言します。

ところで、そういふ深刻な電燈爭議がどんな風に鬪はれて居るかといふと、甚だ遺憾ながら電燈爭議の戰術について未だ十分に考察が盡されて居ないために、會社側も需要者側も直ちに正面衝突の立往生に行き詰まる需要者側の電燈料金不納同盟決行と、會社側のこれに對抗する奥の手の斷線滅燈といふ威嚇の戰術はお互ひに電燈爭議白兵戰のクライマックスに乘上げるといふ實狀に置かれて居ますだから電燈爭議は極めて深刻に切實に全國到る所に捲起されて居ながら、その結末が早い。なぜならば需要者側の不納同盟と會社側の斷線滅燈が直ちに白兵戰的の正面衝突を演じた結果は、きまつて會社側の斷線滅燈に對抗する民事的合法戰術としての假處分をやつて行くと、會社側の斷線滅燈恐るゝに足らずといふ理論は立派に成功してこれを接線させることが出來ても、その都度イクラかの保證金

を積ませらるゝといふ點に於て需要者側は結局敗北の行詰りに陷つてしまひます。又保證金を積むやうな民事的合法戰術の假處分などゝいふ手緩いことをやるよりは、手ッ取り早い自己接線の方法に出ると常に會社側と手を握つて需要者側を壓迫する××××の電氣事業法違反檢擧に引かけられて目星しい鬪士が拔かれてしまふので、そこにも需要者側の行詰り、立ちすくみといふ敗北を餘儀なくさせられます。

結局需要者側の敗北である

斯くして電燈爭議戰術の行詰りは結局需要者側の敗北に終りながらも組織的に計畫的に捲き起された電燈爭議でなく打續く不景氣の中に自然發生的な滯納電燈料金强制徵收對抗策として捲起される關係上、それこそ無いより强いものはないといふ立場に於て電燈爭議需要者側の敗北は必ずしもその爭議中に滯納して居た電燈料金を一遍に取立てられるといふやうなことにならず、會社側で一定の滯納料金を据置とか月賦にするか、或は棒引にするか、その他いろ〳〵な條件をつけて爾後の電燈料金支拂を確保し、又實は電力の有り餘つて居る關係上いろいろな文化設備の進展に伴ふ電力の需要を充實させて、無料街燈をつけるといふやうな工合に會社の收入さへも確保せられゝば有り餘る電力をサービスすることは少しも會社の腹が痛まないので、十燭一燈の料金單價をそのまゝにして會社の電燈料金徵收を確保し、需要者側に花を持たせるといふ意味で十燭一燈に十六燭を送電するといふやうな條件をつけたり、無料街燈を殖やしたりして電燈爭議行詰りの需要者側の敗北が必ずしも需要者側の敗北さのみは見えないやうなことになつて居るので、階級的に鮮明せられる電燈爭議の行詰りは常に需要者側の敗北に陷つて居るといふ事實を否定する譯には行かないと思ふ。

電燈爭議の新戰術は絶對的に必要である

そこで私の述べて見たいのは——電燈爭議の新戰術は絶對に起らなければならない電燈爭議の必然性と更にそれを鬪ひ勝たねばならない電燈料金値下要求の正當性を、最後の勝利に鬪ひ拔くために、どうしても從來のやうな電燈爭議戰術唯一の接線對策、即ち會社側の橫暴極まる不當不法の斷線滅燈に對し、民事的合法戰術を以つて假處分の接線を鬪ひ勝つか或は需要者側自らの接線を、電氣事業法違反として檢擧せられた場合に鬪ひ勝つといふ合法的接線戰術ばかりではなく、別に新たなる發展として考察創案せられなければならぬ戰術です。そうしなければ絶對に電燈爭議は需要者側の勝利を獲得し得ないといふ實狀に直面させられて居ります。それは私の一九三一年に書いた「電燈瓦斯に對する法律戰術」の理論的考察を實踐の指導に參加した一年間の體驗に於て、幾分なりとも敎へられた電燈爭議の新戰術として、最も切實に又深刻に鬪ひ拔かれて居る全國到る處の電燈爭議に關し大いに利用活用せられんことを望む戰術であります。

(二)　電燈爭議の行詰りと新戰術の展開

消燈戰術は絶對に誤りてあるか

私は卒直に告白しますが、私の一九三一年に書いた「電燈瓦斯に對する法律「戰術」に於ては、飽くまで電燈は文化的照明用具として、またその生活必需品として絶對不可缺のものだから斷然これを守れと言ふて居りました。萬一にも文化的照明用具としての電燈を自ら抛棄する消燈戰術を採るやうなことをしてはならない、ある地方の電燈爭議で採用した消燈戰術の如きは誤れるの甚しきものだと言ふて居たのであります。斯うした主張は、私どもの文化生活上絶對不可缺な照明用具として、菜種油のアンドンが蠟燭となり、蠟燭が石油となり、石油が瓦斯となり、電燈となり、最も簡便で且つ有利な電燈に發展して來た照明用具を自ら抛棄するが如きは日本に於ける短い間の照明用具發展史五十年の進歩を逆轉せしむるものだといふやうに宣傳したことは決して誤りではないと思ふ。だから飽くまでその電燈を守り文化生活上絶對缺くべからざる照明用具として、使ひたい放題これを使ひ、使用したい限りの需要はこれを充たしつゝ不當な料金は斷然これを支拂はない、その時代と情勢に於ける正當の料金だけを支拂ふといふ建前の下に、電燈料金の値下を要求することのみが絶對に正しいといふ主張は今日と雖へどもこれを訂正する必要はないと考へます、だがしかし私のこゝ一年間に於ける幾多の電燈爭議に直接參加した實踐に於て、教へられた電燈爭議新戰術の發展は、そうした純理論の正しさは必ずしも戰術論としての正しさを併行するもので

ないといふことを考へさせられました。そこには所謂戰術といふものゝ如何に複雜であつて、又如何に效果的に考察創案せられなければならないものかといふことを教へられたのであります。それこそ所謂戰術の屈伸性といふことに關するものであらうと思ふ。彈力ある鬪爭力と戰術の屈伸性といふことは、生一本な純理論のみを以つて律する譯には行かない力關係の對抗狀態に於てのみその正當性が肯定せられなければならないといふことを強く痛感させられました。

組織的消燈戰術を採用しなければならぬ

私はさういふ觀點から玆に電燈爭議の新戰術として一九三一年に書いた「電燈瓦斯に對する法律「戰術」に於て絶對に排斥した消燈戰術を採用しなければならないといふ主張を持つのであります。それはなぜかといふと、消燈戰術といふことは先にも言ふた通り照明用具の文化的發展を自ら棄てゝ、日本に於ける照明用具の發達史を五十年前の昔に逆轉退化させることであります。假りに電燈の照明に代るべき照明用具の一時的採用を見るにもせよ、さにかく照明用具の尖端を行く電燈を自ら消すといふことは、あらゆる意味に於て照明用具の文化的發展を逆轉退化せしむるものだといふことはこれを否み得ないと思ふ。だがしかし電燈爭議の戰術として、

言ふまでもなくその爭議に勝つためには、勝つために必要な戰術の總てが採用せられなければなりません。唯そこに注意すべきことは諺にいふ「角を矯めて牛を殺す」やうな矛盾に陷らないといふ注意です。私ども現代人の生活必需品として最も文化的な照明用具の尖端を行く電燈を出來るだけ安く、不當に高い電燈料金を貪られないためにといふ電燈爭議を勝つためには、しばらく、その電燈を消しても必ずその目的を達成する最後の勝利を闘ひ取るためにはマコトに止むを得ないといふことです。だから玆に電燈爭議の新戰術として私の主張しやうと思ふ消燈戰術は斷じて電燈そのものを永久に失つて了つても良いといふやうなことではなく、電燈會社といふもの〳〵存在と電燈事業の將來といふことゝが、社會進化の必然に於て如何に見透されなければならないかといふ關係から見て、電燈の一時的消失といふ、それこそ大いに伸びんがために一時その身を屈するといふ文字通りの屈伸性に於て許される新戰術を取りたいと云ふのです。もう一度分り易く言ひ換へると絶對に電燈を失ふといふやうな戰術は勿論これを採るべきではない、けれども、絶對に折れてしまふといふやうな屈み方はこれを採るべきではない、けれども、再びもとの正しさに立ち直る回復力を持つ屈み方は許されるといふ關係に於いて、一度電燈を失つてもヨリ良きものとしてそれを回復する見透しがついて居る限りその回復した後の電燈料金を出來るだけ安く、絶對に不當不法な暴利を貪られないといふ正當料金を守るための爭議戰術としてこれを採用することは絶對に誤つて居ないと思ふ。私は斯うした見地に於て電燈爭議の新戰術として所謂消燈戰術を採用するものなのであることを充分に理解して貰ひたい。以下その理由を出來るだけ分り易くその基本的な戰術論の上からこれを進めて行きます。

(二) 組織的消燈戰術は何故に正しいか

力關係が爭議の勝敗を決する

爭議の戰術に於て最も基本的に考案せられなければならないものは言ふまでもなく敵味方の力關係であります。總ての爭議が力關係に於てその勝敗を決するといふことはそれこそ階級鬪爭の基本的原理であります。しかもその力關係といふことが攻める者の立場と守る者の立場に於て相對的に勝敗を決すべく考案しなければならないといふことが私の電燈爭議に於ける新戰術の考察であり亦創案なのでもある。それは同じ五と五の力に於て守る者と攻める者とが對抗し得るかといふと守る方の力の不足は殆んど問題になりません。守る力の十を以て攻める力の一に對抗し得ないといふことが私共の常に體驗させられる電燈爭議の實際です。最も早い最も適切な一例を引くならば今日の警察力はそれこそ網の目を張つたやうに充實せられて居りますにも拘ら

す、この警察網を突破つて潜行運動が如何に有力に進められて居るかといふことを考へると、今日の警察が如何に充實した警察網の彈壓力を持つて居やうと、それが將に××××××××××××××會を守るところの力である限り、言換へれば現狀を維持せんとする力である限り、これを突破つて潜行するところの鬪爭は言ふまでもなく××××××××××××××××を攻むるところの力である限り、どれだけ强く守るところの力が充實せられても絶對に攻むる者の力を抑へつけてしまふ譯には行かないのです。かうした攻むる者と守るものとの力關係は電燈爭議に於ける實際戰術としても全然同一で會社側の狙ふ斷線滅燈は確かに攻める力であり、需要者側の斷線滅燈に對抗する力は言ふまでもなく守る力であります。

守る者と攻むる者との力關係

この點に於て私共は從來會社側の斷線滅燈に對抵して大衆動員を主張して居たのであり、又幾多の電燈爭議に於て會社側の斷線滅燈を阻止擊退した需要者側の大衆動員が最も效果的にその勝利を闘ひ取つた例も少くありません。恐らくは總ての電燈爭議に於ける需要者側最初の意氣込みは、何處でもスバラシイもので、會社側の斷線滅燈阻止擊退のために採つた大衆動員は悉く成功して居たといつても過言ではないでせう。例へば需要者側が監視地區を設けてビケを置き、苟も會社側の斷線滅燈工夫隊と見做すべきものが乘込んで來た場合には鐘を撞く、或は太鼓を叩く、等いろ〳〵な方法で大衆を動員し、會社側の斷線滅燈工夫隊を袋叩きにしてしまつたといふやうなこともありました。或は屋根の上に攀ぢ登つて斷線しつゝある工夫の足を竹竿で突ツついて轉がり落してしまつたといふやうな例もあります。又會社側の斷線滅燈工夫隊を橋に邀へて川へ突落したといふやうな實例もないではありません。だが併しそれは斷線滅燈に脅えきつた需要者側の電燈爭議に於ける初期の興奮狀態に於てのみ成功した戰術で、さういふ狀態は絶對に長く續くものではないといふことを卒直に承認しなければなりません。この事については電燈爭議を直接指導した幹部達といろいろ討議して見ましたが、如何に大衆動員といふことが階級鬪爭に於ける基本的戰術であり又會社側の斷線滅燈工夫隊を追ひまくり、追ひかけ、叩きのめすといふことは甚だ壯快なことであつても、これが三日四日五日といふ限られた日時に於てその鬪爭を最後の勝利へ導き得るものならば兎も角、十日、二十日、一ケ月二ケ月六ケ月といふやうに爭議が持久戰に入つて仕舞ふと會社側の斷線滅燈工夫隊が何時襲ふて來るか分らないといふ不意打ちに備へることは殆ど不可能だといひます。それは如何に需要者側の結束固く、イザといふ場合の大衆動員に强い誓ひを立てゝ居り、又如何に周到綿密な地區監視の線を引いて居ても、絶對に何時來るか分らない會社側の斷線滅燈工夫隊に對坑するといふことはどう考へて見ても至難です。若し長い間の持久戰に於て常に會社側の斷線滅燈工

夫隊に對抗し必ずこれを追ひまくるといふ準備を整へて置くことしたら、そのために要するところの費用と勞力と緊張さといふものはそれこそ容易なものではない、否むしろその容易ならざる要意は可否の議論を越へて絶對に不可能だといふ方が正しいと思ふ……この事は私の過去一ケ年間に直接參加した電燈爭議の斷線滅燈を繞る對抗戰に於て實感した體驗の收穫であります。加何に需要者側の結束が堅くて、會社側の斷線滅燈工夫隊を追ひまくることの出來る動員可能性があつても、常にそれに備へるといふことは絶對に不可能です。若しも常にその對抗を可能とする防衛力を備へて置く場合の緊張さは終に需要側を狂氣させずには止まないであらうとさへ思はせられます。玆に守る者と攻むる者との力關係といふことが絶對に爭議戰術の上に考察されなければならない基本的な理論として甚だ複雜な對象になるのであります。言換へれば如何に守る者の力が强くとも攻める者には勝てないといふことが證明されます。

電燈爭議と小作爭議の比較　斯ういふ攻むるものと守るものの力の關係は彼の小作爭議に於ける共同耕作を以つて地主の土地返還を防衛する場合の可能といふことゝは非常にその趣を異にすることをも亦考慮の中に入れられなければならないと思ひます。なぜかならば小作爭議に於ける土地は勿論小作人の占有中にあるものでありますから、これを取上げやうとする地主が攻める立場であり、小作人の飽くまで、その占有を繼續するといふことが守る立場だといふ、攻防關係は電燈爭議に於ける會社側の斷線滅燈が攻める立場であり、需要者側の電燈照明を失ふまいとすることが守る立場だといふ立場だけは全然その立場を同うして居ります。だが、小作爭議に於ける田地は如何に地主がこの土地を取上げると言ふても土地そのものを持つて行く譯ではありません。土地は依然として自然のまゝに存在し、何者もその土地を移動することは出來ない。從つてその土地を守るといふことは、如何にも小作人が現狀維持の占有を繼續することであり、地主がその土地を取上げるといふことは小作人の土地占有を侵奪せむとすることに當ります。けれども、土地は自然のまゝに存立して移動しない關係に於て地主がその土地の侵奪に就て一時的土地取上げの成功を勝利したとするとき、今度はその地主が占有を繼續するためにその土地を守る立場に變ります。それ故に小作爭議の土地を繞る攻防の立場は地主も小作人も全然同一であります。攻める地主が有利で守る小作人が不利益といふやうなことはない、一度地主が土地を取上ければ地主が守る立場となり、小作人が再度の奪還に攻める立場となりそれこそ五分五分の攻防關係であります。

だから地主が小作人の占有繼續を守る立場に攻めてこれを取上げやうとする力關係は、必ずしも電燈爭議に於ける會社側斷線滅燈工夫の攻める力と需要者側で電燈照明を守らうとする力の關係を同一

に見ることが出來ません。從つて小作爭議に於ける土地取上げの鬪爭は地主の方が少數で小作人の方が多數だといふ關係上、所謂大衆動員の勝利が自ら小作人側にあり得るのであります。けれども、電燈爭議に於ける攻めると守るの力關係は、常に會社側の斷線滅燈工夫隊が何時何所に需要者側の隙を狙つて斷線するかも分らない。しかも會社側の斷線滅燈工夫隊が需要者側の守りの虛を突いた斷線はそのまゝ彼等の勝利を繼續するためにその斷線を守る必要がありません、然るに需要者側の方では斷線回復のために鬪はなければならないといふ一ツの鬪爭を倍加された上に、尙ほ他の方を斷線滅燈されないために爭議の全線を守らなければならないといふ守る力の充實を緩みなく保持しなければならない立場に置かれます。而かもさういふ需要者側の電燈照明を守る力の大衆動員は何時何所に會社側の斷線滅燈工夫隊が出沒するかを測り得ない點に於て、その守る範圍の廣くして持久戰の長い間を守りきれないといふ狀態を現出します。

勝利の爲めに組織的消燈戰術を採用せよ！

玆に、私は、どうしても電燈爭議に於ける新戰術として、組織的な消燈戰術の採用せられなければならない所以があると考へます。それは逆に言ふと、需要者側の電燈照明を飽くまで守り通すことの不可能であるといふ事實を肯定しなければならないと思ひます。更に斯うした基本的な力關係から見た戰術理論の確立は、一旦會社側の斷線滅燈工夫隊に斷線せられた後の合法戰術として民事的な假處分の接線といふことも、亦刑事的な電燈事業法違反の無罪を鬪ひ取る自らの接線といふことも、餘りに無價値無力な手數倒れ、費用倒れの戰術だといふことをも發見しなければならないと考へます。なぜならば一度民事的な合法戰術の假處分を以つて接線せられたものでも再び斷線せられる會社側の兇暴が續いて斷線せられない電燈照明の爭議全線が常に斷線を脅かされて居るのと少しも變りません。それは自ら接線したものもまた同樣だといふことは說明する迄もない事實です。

斯ういふ風に考へてくると需要者側の電燈照明を飽くまで維持し通さうとする守る力といふものは、これを斷線滅燈せんとする會社側の攻める力に勝てないといふ力關係と、一度接線したものもまたこれを守り通せないといふ攻める力の强さを測らなければならない點に於て、電燈爭議に於ける接線戰術は餘り多くの價値を持つものではないと思ふ。私は一九三一年に書いた「電燈瓦斯に對する法律戰術」に於て、唯飽くまで所謂接線戰術の合法性獲得と又接線戰術の成功とを以つて會社側の斷線滅燈恐るゝに足らずといふことを主張しましたが、それは單なる純理論に於てこそは正しいが戰術的に見た力關係に於ては絶對に誤りであつたといふことを率直に淸算します。

然らば電燈爭議の勝敗が從來唯一つの白兵線――接線か斷線かといふことに懸つて居たやうに考へられ、生活必需の電燈照明を奪はるゝ斷線に屈して敗れるか、これを守り通す接線に勝つかといふことになつて居た電燈爭議が、他愛もなく斷線接線の問題に於て會社側の斷線が勝ち、需要者側の接線が負けるといふことによつて、電燈爭議に於ける需要者側の要求は常に絶對に勝ち得ないのかといふと斷じて然らずといふ組織的消燈新戰術を提唱するのであります。

新戰術の所謂消燈といふことは純理論としては先にも說明した通り、文化的照明用具の先端を行く電燈を自ら棄てゝ、五十年の照明文化を逆轉退化させるものだといふことに於て、それは固より悲痛な戰術です。それは丁度勞働は神聖なりと云ひ、また働くもののみが食ふべき無產者の力を誇る勞働者が、勞働爭議の戰術としてストライキを採用することの正當性と同樣に、電燈爭議に於ける消燈戰術も亦その限りに於ての正當性を肯定せらるゝであらうことを信じます。然らば電燈爭議の新戰術として提唱せられる組織的消燈戰術は如何にして實施せられるかといふと、それはマコトに簡單であります。以下箇條的にこれを解說します。

(四) 組織的消燈戰術の諸條件

電燈代用、照明用具を科學的に準備せよ！

一、組織的消燈戰術を實施するに付て最も重要な問題は私ども現代人の生活必需品として缺くことの出來ない文化的照明用具を絶對に失ひ去るといふことは不可能だから必ず電燈と同一程度の光力を有する代用照明を準備すること。

從來の消燈戰術はランプを以つて爭ふとか、或はまつくら暗の中に梟の戰術を以つて鬪ふといふやうなことをやつて居たが一度文化的な照明用具としての電燈を使ひ慣れた需要者はその商賣の種類によつては勿論、假に商賣上の關係がなくとも實際生活の明るさを求むる生活關係に於て、どうしても電燈と同一の光力を與へられないとすべての活動が萎縮して了ひます。從つて照明用具の代用を科學的に準備しない從來の消燈戰術が失敗して居るのであります。だが併し電燈爭議に於ける照明用具の代用品はいろ〳〵な機關に於て研究されて居る立場から言ふと、一時的な電燈爭議の勝利のために代用せられるものが隨分澤山有り得るのである。私はこの點について科學的な力がないので今玆にはつきり成案を具し、どういふ照明用具が電燈と同じ光力を有する照明用具として代用せらるゝといふことを揭げ得ませんが、或る所に於ては風力電氣の研究をして居り、またある所では大仕掛けなアセチリンの研究をして居ります。又自家用電燈の小規模な裝置といふものも極めて簡單に實施せられるやうな研究を進めて居る所もあります、その他あらゆる照明用具の研究が電燈爭議の準備活動として

該方面の問題となつて居ますが、こにかく電燈代用としての照明用具を與へることさへ出來るこしたならば、私は必ず組織的消燈戰術の成功といふことを信じて疑はない。

その組織的準備　二、電燈代用照明用具の供給を組織的に準備すること。こゝにいふ組織的とは、消燈戰術を採る需要者側のみに依つて電燈代用の照明用具を供給するのではなく、廣く例へば長野縣の如く電燈會社がタクサンありその中の一會社を相手に鬪ふ電燈爭議に於て消燈戰術をとる場合の電燈代用の照明用具の供給を、全縣的な需要者側の組織によつて準備するといふことです。消燈戰術が一種のボイコットであることは申す迄もないのですが、このボイコットは電燈を供給して不當な利潤をムサボラウとしてゐる會社に對し、絶對に不當な利潤搾取の機會と條件こを失はしむると云ふ關係に於て自然その勝敗は、電燈爭議の料金不納戰術を徹底した持久力如何にかゝわることになります。即ち會社側を屈服せしむる迄のボイコットが可能なりや否やこ云ふ需要者側の持久力如何と云ふ事が消燈戰術を効果的ならしむる組織的な力の對象になるわけです。そのためには、どうしても、消燈戰術をこる需要者だけで電燈同樣の光力を持つ代用照明用具の供給を確實ならしむると云ふ事は不可能なので、廣くその電燈代用照明用具の供給を確實ならしむる力を組織しなければならないと思ひます。その組織方法は到る所にみなぎり切つてゐる獨占橫暴な電燈會社への反感こ、電燈料金の拳利とインフレ景氣に惱む自然發生的な電燈料金滯納といふ狀勢に點火される電燈料金値下げ運動を提唱合流させる、一部落なり一村なり、一配電區域なりからの火の手をあげさせるのです。この點に就ては趣訪電の爭議實踐の過程中相當參考になるものがあると考へますが、兎も角、消燈戰術を採る需要者のみではない他の需要者の協力をまつといふ組織が絶對に必要です。從つて、他の一面から見たこの組織的なといふ事は、自然發生的な電燈料金滯納の取り立て對抗策こして受動的に捲起される電燈爭議ではなく、あくまで積極的に攻擊的に需要者側から計畫された電燈爭議の組織だといふことをも意味するのです。だから萬一、一會社相手の電燈爭議に於て消燈戰術をこらうとする場合、どうしてもそれ以外に屬する配電區域の需要者側と協力する組織を有ち得ないやうだつたら、その會社內に於ける配電區域中で最もその會社の急所をつく配電區域を限つた需要者のみの消燈戰術を採つて、その區域以外の需要者が協力するといふ組織力を活用するといふことが肝腎だと思ひます。こゝで一言注意して置きますが、會社の斷線滅燈は辯論速記の中でも解剖して置いた通り、旅館こか料理屋とか商店とか醫者こか最も電燈照明の必要たこころをネラヒ打ちするのであつて需要者側全部の電燈を斷線して了ふわけではないのだから、不納戰術の繼續中にかう云ふ戰術がこれるのであり、又、會社が全需要者の斷線を決行するやうなここがあつたら、問題は重大化するのみであるここは甚だ明白で如何

に横暴な會社側でもそう云ふことをやり得ない所に乘ずる需要者側の重要配電區域をかぎる消燈戰術さいふものが考察創案される所以があるのであります。

料××納同盟と組織的消燈戰術

三、消燈戰術の採用は會社側の斷線滅燈着手を機會として、同情的に決行せらるべきこと。從來の消燈戰術は初めから電燈爭議の火ぶたを切ると共に決行せられた場合が多いやうですが、何といふても電燈爭議の基本的な戰術は、料金の××同盟です。料金の不納による經濟封鎖のみが、完全に行はれて、需要者側の電燈照明が立派に守り得られるほど、よい戰術はないわけですが、その然る能はざる關係に於て採用される消燈戰術は絕對に急いではならないのです、電燈爭議の基本戰術通り、××××同盟を決行した結果、會社がその對抗策として斷線滅燈に着手しかけた時、只それだけの對策としては民事的にも刑事的にも合法的には可能だが、それよりも一步進めた新戰術として、會社側の斷線滅燈恐るゝに足らずと云ふその脅かしを受けて自ら消燈して了ふといふ所に、組織的燈消戰術といふ新戰術の眞意義があるのです。だから組織的な消燈戰術は會社側が斷線滅燈に着手したことを機會として、初めから準備された組織力を以て、勞働爭議の同情罷業同樣な同情消燈を準備された配電區域内に一齊決行するのです。

すべてを組織的に大衆的に正々堂々とアヂ・プロし鬪爭せよ！

四、組織發な消燈戰術の決行が需要者に鬪爭意識を緊張せしむる事。すべての鬪爭は準備に於て勝つ、またその意氣に於て勝つといふゆるみなき緊張を必要とするといふことは、申すまでもないアヂ・プロの役目です。だが最も効果的なアヂ・プロは鬪爭の實踐に勝利を鬪ひとる戰術の進出でなければなりません。この意味に於て電燈と同樣の光力をもつ代用照明の供給をうけ、組織的消燈戰術を決行した需要者側が、それに安心して電燈爭議の勝利を鬪ひとる戰術の進出にゆるみを生ずるやうなことがあつてはなりません。それ故消燈戰術の決行中に代用せらるゝ照明用具の供給に關し出來るだけ組織的な協同連帶の役割を以て爭心を緊張させるやうにしなければならない。その一例としては、火災防止のための青年團の夜警さかあるひは代用照明用具の巡回供給さか監視隊の活動さいふやうなことが、行はれなければならないさ同時にそれらの活動さ相ひ俟つた會社と官憲當局に對する接衝さ抗議に於て電燈事業の公益的本質と現在の獨占横暴振りを對比した究明と暴露が最も强力に行はれなければならないさ思ひます。この點に就てこれまで電燈爭議の關係者は警察が中へ入るのを排斥したり有志が中へ入るのを担絕したりする場合を見受けますが、その會見場所なり方法なりが大衆の目をはなれるやうな場合には勿論應ずべきではないが、大衆の面前に於て大衆と共に仲裁解決の口をきくと云ふものがあるなら、如何なる

場合にもこれに應じて正々堂々、執拗果敢に暴露と究明の主張を以て闘ふことが全需要者大衆の闘爭心を緊張させることに役立つものと考へます。

解決にあせつてはならぬ

五、電燈爭議の解決は、あせつてはならないこと。組織的な消燈戰術をとつて居る關係に於て持久力の如何を氣遣はる〻觀點から、その解決を急ぎたいことになりながちです。如何なる爭議でも出來るだけ早く解決する戰術は不斷に練らなければならないが、と云ふてその解決をあせるべきではありません。特に電燈爭議に於ては解決をあせると、すぐに彈壓の口實をあたへる行き詰りに乘り上げることになりますから、初めより需要者側にその解決をあせらせないやうに導くことが最も肝要です。又その解決は現在の狀勢に於て最も高度に發達した資本主義産業としての電氣事業に對し、個々の爭議で需要者側の徹底的勝利を獲得することは至難なのですから、その勝利程度の獲得に就てもむやみにあせらせないことが、電燈爭議に甚だ必要な戒心事です。

闘爭力を集中して對抗せよ！

六、組織的な燈消戰術の效果を最もよく發揮するものは虱つぶしの闘爭力集中だといふことに。これは改めて說明するまでもなく全縣的なもしくはもつと廣い組織力が形成せられた場合に一會社づつ名宛の爭議に闘爭力を集中して虱つぶしに對抗して行くことが、最も效果的であります。と同時にその效果的といふことは必ずしも徹底的な個々の爭議の勝利獲得といふ意味ではないが、その解決に植えつけた電氣事業の調査會とか需要者協議會とかいふやうなものをつくつて、グル〳〵最後の徹底的勝利の日まで相手の會社を虱つぶしにする循環爭議繼續といふことに就てもまたこの方法が意義深き戰術として考察せらるべきものと信じます。

むすび

以上の箇條書的な組織的消燈戰術の解說はもとより說いて盡きざる恨みが多いのです。特に電氣事業の調査や需要者の協議會等で問題とすべき電氣事業市町村公營の取り扱ひ方に就て、言及しないことを遺憾とします。だがこゝでは諏訪電燈の爭議經過報告と併せてさきに會社側の不當斷線を、需要者側の正當防衛接線に勝利した民事的假處分の合法戰術に一步を進めて自己接線の電氣事業法違反檢擧を絕對無罪に勝利した刑事的合法的戰術の辯論速記發表に際し、接線戰術のみが電燈爭議の唯一無上のものであるかの如くに誤解されることを恐れて、この小篇を發表するのであります。かくして私は一九三一年に書いた電燈爭議に於ける接線戰術が民事的にも刑事的にも合法化した勝利を喜ぶ、接線戰術提唱者として、純理論の正しさはこれを證明し乍らも戰術的には誤りであつたと云ふことを爾後一年間の電燈爭議に直接參加した體驗に發展せる組織的消燈戰術だけはこれを發表しておかないと私の階級的良心がみたされないので非常な身邊多忙の時機に迫られ乍ら、電燈市町

村公營問題に關する問題の取り扱ひ方は近く發表の時機を期待して、組織的な消燈戰術のみを發表するのだといふ微意を諒として貰ひたい。

第二篇　斷線檢擧無罪の辯論

第二篇　斷線檢擧無罪の辯論

一九三二年十月四日　於長野地方裁判所刑事部法廷

吉川富士秋、百瀨忠治ニ對スル電氣事業法違反被告事件控訴辯論速記

この辯論は『電爭』の最中、會社の不當斷線にたいして正當防衛として接線することが何等刑法（電氣事業法第一九條「改正法第三四條」の如き）に觸れるものでないことを戰ひとつた劃期的意義をもつものである。檢束――拘留――を經て第一審で罰金刑が言渡されたのを第二審で無罪にしたのであつた。こゝに全文な拔げるのは、辯護の全體を報告し、それによつてこの事件の全體的な意義を報告すると共に、實際上、いかに法律論と具體的事實とを結合するか、といふ點に多くの問題があると考へた爲である。大方の感想と希望及善意なる批判を得るならば、幸甚である。

辯護人　布施辰治

一、辯論の範圍

序言

裁判所及檢事局の本件に對する觀方は極めて簡單なるもの、如く考へられて居る樣であります。だが、辯護人としての私は、その判決の影響する所甚だ重大にして且つ內容の論議檢討極めて複雜な爭點を持つ事件なりと考へて居ります。私は本件第一審の辯論に於てその重點を經濟的政治的の解剖批判に置いたのであります。だが本件の背景たりし諏訪電燈爭議は、既に解決した**電燈會社の不當斷線と電燈需要者の正當防衛接線**　といふことでありますから、當裁判所に於ても最も純理的な法律論として電燈會社の不當斷線に對する電氣需要者の正當防衛接線に就て、飽くまでその合法性を獲得するために私の辯論を集中して裁判所の考慮に訴へやうと思ふ。

二、電氣事業法第十九條「濫リニ」の意義

條文の單なる附隨的形容詞であるか

法律的に集中される本件辯論の重要點が何處にあるかといふと、立會檢事の論告に於て指摘せられた通り、電氣事業法第十九條に謂ふ所の、「電氣事業者の承諾を得すして」といふ前文と、それに次いで「濫りに」といふ文字の書かれて居る條文の解釋を檢事の論告するが如く「電氣事業者の承諾を得ずして」といふ條文の字句は、これに次いで書かれた「濫りに」と云ふ形容を付け加へられたものと見るべきか、或は「電氣事業者の承諾を得ず

條件であるか？　て」といふ辭句は、電氣事業者の承諾を得ないで接線した場合に於てその事業者の承諾を得ないといふ事實の外に、その接線が「濫り」といふ社會通念の批判に於て不當性を持つといふ場合にのみ電氣事業法違反の犯罪を構成するのであつて、社會通念の批判に於て正當性を肯定せられる接線であつたら、電氣事業者の承諾を得ない接線でも「濫り」にといはるべきではないといふ關係に於て、電氣事業法第十九條違反の犯罪を構成しないといふことに解決せらるべきかといふ點にあるのであります。

そこで先づ第一に檢討せねばならない問題は、舊電氣事業法第十九條と改定せられた第三十四條に規定せられて居る「電氣事業者の承諾を得ずして濫りに電氣工作物の施設を變更したるものは」と云ふ——「電氣事業者の承諾を得ずして」と云ふ文字と、「濫り」にといふ文字は、その實體と形容とを貫いた一ツの犯罪體樣を規定して居るものが、或ひは「電氣事業者の承諾を得すして」といふことが一ツ、更にその工作物の施設變更が社會通念上の批判に於て「濫り」にといふ不當性を持つといふことが第二の條件として電氣事業法違反の犯罪構成に要求せられて居るのか、といふことを決定しなければならないと思ひます。

檢事の論告はこの點を檢討してゐない　檢事の論告は如何にも簡單で、殆んど此點の檢討に意を用ひて居ると思はれない程の無造作な處罰を要求せられて居るのであります、特に第一審の檢事の如きに至つては、此の「濫りに」といふ一句に何等の注意を拂つて居なかつたといふても良いほど無造作に「電氣事業者の承諾を得ずして」接線したといふ一事を以て、當然電氣事業法第十九條違反の犯罪を構成するものだといふ論斷を下されたのであります。

三、「濫リニ」の解釋

法律條文の字句は曖昧な形容詞ではない　總べての法律制定に於ける條文の字句は形容詞を以て其の論をかざり、或は副詞を以てその文字を事務的に區切つて用ひるものだといふことは一點の疑ひもない法律文法の用例であります。この事は餘り詳しく論ずる必要がないと思ふほど極めて明白なことで、只この法律文法の原則を守る事務的文字だといふ趣旨を明かにすれば、それで十分だと信ずるものであります。

從つて、ここに問題と爲る電氣事業法第十九條に謂ふ「濫り」にといふ文字は決して一電氣事業者の承諾を得ずして」といふ事實に對する形容詞として、或は解說的な附隨の文字として用ひられたものと解釋することは出來ない、萬一にも檢事の論告するが如くこの規定を解釋して「電氣事業者の

諸を得ずして」といふ事實が第十九條の電氣事業法の違反の犯罪構成要點で「濫り」といふ文字はその附隨的のものに過ぎないとしたら、「電氣事業者の承諾を得ずして電氣工作物の施設を變更したものは」云々といふことにすれば充分であります。そういふやうに法律條文の字句は最初から之を表理することが出來るのであります。何も「電氣事業者の承諾を得ずして」といふ事實に加ふるにこれを形容したり、その解釋を通俗ならしむる爲に「濫りに」といふ文字を附隨させるといふやうな事は全然必要のないことであり、又さうすべきでもないと信じます。

「濫リニ」は犯罪構成條件の一つである

玆に私は、電氣事業法第十九條違反の犯罪を構成する條件の一つは「電氣事業者の承諾を得ない」電氣工作物の施設變更であると同時にそれが社會通念の批判上公當性を缺くこと、即ち「濫りに」といふ文字に形容せらるべき場合のみその犯罪を構成するのであるといふ主張を提議します。だから、電氣事業者の承諾を得ない電氣工作物の施設變更であつても、それが社會通念の批判上「濫りに」といふ文字を以て形容せらるべき妥當を缺くものでない限り、電氣事業法違反の犯罪は構成しないといふことに解釋すべきものと信じます。その解釋の根據をモウ一つ擧げておきます。

電氣事業法が公法たる性質上、電氣事業者の不承諾だけを以て犯罪構成要件とすべきではない

電氣事業法は申すまでもなく、電氣事業の公益關係に於て制定せられて居る公法であります。而かも電氣事業者に對しても電氣需要者に對しても、共に共に監督權の行使を完ふするところの公法であります。從つて、電氣事業者が不當にその施設變更を承諾しないといふやうな場合にその電氣事業者の承諾しないといふ非違不當な橫暴を合理付けるやうな條文を置くべき理論の成り立つ筈がない、電氣事業者が不當にも亂暴にも、不誠意至極にも、絕對に必要な電氣工作の施設變更を承諾しないといふやうな場合には、その承諾がないにも拘らず、需要者の正當なる必要を充すべき施設變更——本件に付ていへば不當斷線を正當防衛的に接線するといふやうなこと——が斷然犯罪視せらるべきではないといふ關係に於て、電氣事業者にも電氣需要者にも平等に臨むところの公益的な電氣事業法の立場がある筈であります。そういふ公法の立場に於て、電氣事業法第十九條の解釋は絕對に電氣事業者の非違專斷の意地を極めた不承諾といふ一事のみを以て犯罪の構成要件とすべきものでないと確信します。

例へば、電氣事業者が不當にも亂暴にも、非違專斷の意地を張つて、正當なる電氣工作物の施設變更要求を拒絕し、頑固千萬にも之に應じないといふ樣なことがあつたら、電氣需要者は、社會通念上の批判に於てその正當性を肯ぜらるゝ限り、その施設變更は決して電氣事業法違反にならないとして之を實行し得るといふ保障のもとに取締るといふ趣旨で出來て居る電氣事業法だといふ立前からも亦

この「濫りに」といふ文字は「電氣事業者の承諾を得ずして」といふ事實に加へられた一條件であつて、決して附隨的形容的な文字でないと解釋するのが當然であります。この點をもつと廣く深く幾多の資料を求めて檢討を進めて參りますと、飽まで私の主張の正しい事を確信して疑はないのでありまず。裁判所は私の辯論の外に是非この點を一層深く廣く檢討して見て頂きたい、そうすれば必ず私の主張の正しい事を肯定されるに違ひないと確信する。

「濫リニ」の用例

そこで第二に問題となることは「濫りに」といふ文字の解釋であります。如何なる事實が濫りにといふ文字に關らしめらるゝものとして之を解釋すべきかといふことが問題なのであります。何故ならば檢事の論告せられる通り本件に於ては「被告吉川、百瀨の兩君が會社から斷線せられた斷線を正當防衛的に接線した」といふ行爲を敢てして居ることは之を爭はないのであります。そうしてその接線が電氣事業者たる諏訪電が默認してゐたといふ主張も出來ないことはないと思ふ程の狀態に置かれて居る樣でありますが、とも角明白に承諾を得て居らぬと云ふ限り、先づ承諾を得なかつたといふことには間違ひがないのだから「濫りに」といふ文字の解釋如何に關つて本件の有罪無罪を決定することになるからであります。

然らばこの「濫りに」といふ文字の解釋に付て私共はどれ丈けの注意を拂つて其の解釋の誤りなきを期せねばならないのだらうか、といふに、此の「濫りに」と云ふ立法上の用例は、今一つ一つの山の如くある法令の中から探つて指摘することは困難でもあり、煩雜でもありますが、而も電氣事業法第十九條のみにある文字でないことははつきり斷言し得ます。所謂「濫りに」といふ文字は立法上の用例として他にもあるのであります、きたその「濫りに」といふ立法上の文字用例の類似したものに「故なく」といふ文字が用ひられて居ることを數多き法文の隨所に之を見出すことが出來るのであります。刑法の住居侵入に關する規定は、その第百三十條に「故なく」云々といふ事になつてゐます、同第百三十三條の信書の秘密に關する條文の所にも「故なく封緘したる信書を開披したるものは」云々といふことになつて居る。更に警察犯處罰令などを繙いて見ると「故なく」といふ樣な文字が至る所に散見されるのであります、之が「濫りに」といふ法意を形容した同種類似の文字として犯罪性を與へる場合の內容と殆んど同一に取扱はれて居るのであります。

「權利ナクシテ」の意である

「故なく」といふことを强くいへば、「權利なくして」といふことである。從つて權利のあるものは、たとへ相手方の承諾がなくともその行爲に違法性を生じないことは申すまでもないが、然らば權利のないものの行爲は、すべて「故なく」といふことになるかといふに必ずしもそうではない。ここに云ふ權利とは、封建的の權利との

み解すべきでなく一般にそのことを行ふについて正當性を確信する信念が權利であり、又それを客觀的に見てさう信ずることの正しい場合には「故なく」ではない、といふことに解釋せられて居るのだからそういふ解說を讀んで見ても又これを實際にあてはめた「濫りに」とか「故なく」とかいふことは違法性を伴はないといふことを意味するので、行爲そのものの違性法を阻却する事情を伴ふ場合なので、遊廓の妓が客を誘引するについてその客が最初からそこに這入るべき事情の認められる場合に之を誘引したことは、必ずしも「濫りに」とはいへない」といふ趣旨の判例を見てもヨク判ります。

「正當ノ事由ナクシテ」

又現に電氣事業法施行規則第五十條（改正令第十五條）「電氣供給事業者は需要者に對し正當の事由なくして電氣の供給を拒絶することを得ず」

といふ規定があります。ここに所謂「正當の事由」といふやうな文字は、民事法規を漁つて見るとずゐぶん澤山あります。而してこの民事法規關係に於ける正當の事由——刑法警察犯處罰令の上に見ろ「故なく」といふ文字の係らしむる所謂「濫りに」といふ文字の係らしむる內容と、電氣事業法第十九條にある內容は大體に於て社會通念上の批判に於ける正當性といふことにかかつて居ります。即ち我ものは

みな社會通念上の批判において「正當性」

正當性を否定されて不當性を認定されるといふことに係つて居るものと考へます。だから謂ふ所の正當なる事由ありやなきや、玆に「濫りに」といふべきか或は「濫りに」ではないといふ事に解釋されるかといふ、其法律解釋の內容は、常に社會通念の批判に係らしむるのだといふ事を斷言して誤りのない理論と資料は山ほどあるのであります。彼の安寧秩序といふやうな問題や、風俗の公序良俗といふ樣な問題、更に彼の信義誠實といふやうな問題もまた、法律解釋に於ては、その問題をメグル客觀的な具體的な事實に當てはめてのみ確定せられるのであります。從つてその裁判に必要なる事實の確定は、時の社會通念から見た判斷の如何にかかるといふことはマコトに疑のない條理であります。

四、會社側斷線の不當と需要者の接線の正當性

私は本件の辯論を法律的に集中して、會社の不當斷線に對する需要者の接線が斷然正當であり、電氣事業法第十九條違反の罪犯を構成するものではないといふ主張を以上の如き法律解釋の取扱に依つて進めて行く事は少しも誤りではないと思ふ前提の下に辯論を進めます。

以上の辯論の要約

そこで、以上の辯論を要約しますと、先づ電氣事業法第十九條に規定せられて居る電氣事業者の承諾を得ずして」といふこと、「濫りに」といふこの二つが犯罪構成の條件になるのである。言換へれば電氣事業者の承諾を得て居る場合は其の電氣工作物の施設變更例へば無理

な接線といふやうな問題が、社會通念上の犯罪に於て妥當たることを許さない場合であつても犯罪を構成しない即ちその無理を合法化されるといふことになるのであります、と同時に、電氣事業者の承諾を得ない電氣工作物の施設變更でも、その施設變更が時の社會通念に照して批判された當否の判斷に於て「濫りに」と云はれる場合には電氣事業法違反の犯罪を構成するといふ第一の確定と「濫りに」と云はれない場合には電氣事業法違反の犯罪を構成しないといふ第二の確定が指摘せられるのであります。然らば電氣事業法第十九條に「濫りに」といふことはどういふことかといふと、「濫りに」といふ文字と内容の檢討は、彼の「故なく」或は「正當なる事由」がといふやうな條例のそれと同じ内容を持つ文字である。そうしてその「故なく」と云ふのも「正當なる事由」と云ふのも「濫りに」と云ふのも總べては社會通念に照して見た批判の決定に於て正當性を持つものは「濫りに」あらず、「故なき」にあらず「正當なる事由」なのであり、その正當性を持たざるもののみが始めて「故なき」犯罪としての構成を確定せられたり「正當なる事由なき」行爲としての犯罪構成條件を造られたり、或は「濫りに」といふ事になつて電氣事業法違反の犯罪構成を認定されることになるのであります。

〔一〕電燈爭議とは如何なるものか？

そこで私の辯論は、本件の問題である吉川、百瀨兩君の接線行爲は「濫りに」といふ社會通念上の當否判斷に於て正當性を缺くものなりや、或は正當性を認められるべきものなりやといふ檢討に移らなければならないのであります。此の限度に於て私は出來る丈け論旨を明白ならしむるために、又その必要の程度を限るために、先つ第一に電燈爭議といふものが如何なるものであるかといふことを明かにして置きたいと思ふ。何故ならば、會社の斷線と需要者の接線といふ問題は、電燈爭議を背景として起るものであるといふよりも、むしろ、電燈爭議の激化尖銳の現れとして起る白兵的な肉彈戰なのであります。それ故に電燈爭議を起した需要者側が會社の不當斷線を拒まんとしても拒み得なかつた激化の現象として起るのが斷線と接線の尖銳化した爭議であります。ところでかうした會社の斷線、需要者の接線と云ふ問題に付いて漫然會社の斷線を正當視し需要者の接線を不當視せられたる恐れがあります。現に私は根本的な誤りを以て本件を判斷せられて居ると云ふ一審の誤謬を痛感させられて居るのであります。私はこの誤りを正すために先づ裁判所各位は極めて明瞭に、電燈爭議の何ものかといふことをハッキリ認識して貰ひたいと思ふ。だが、之を詳しく論じて行くと、經濟的に政治的に論ずべき資料、理論は澤山あつて容易に結論し得ないから、極く必要の限度を守り、私の辯論を效果的ならしむるために裁判所各位の是非聞かなければならぬと思ふ事だけを陳べませう。その一つは、電燈といふものは現在私共の生活に對してどういふ關係を持つて居るかといふ事實であります。人間生活に照明——あかりがなけ

人間生活にはあかりが必要である

ればならないと云ふ事は殆んど論ずるまでもない事實であります。非人間的な生活には明りが必要でないかも知りませんけれども、進歩した人間生活に於ては、あかりを絶對に必要とする事は甚だ明白であります。

電燈は贅澤品ではない

次ぎにその明りに必要な電燈といふものは、今や贅澤品ではないといふことです。燈蕊をとぼしたり、或ひは石油ランプを使ふといふことは最早やあかりの必要が滿されません、勿論さういふ時代もあつた、現在そういふ様な事が考へられないでもないと思つて居る人もあります。さういふ人達に電氣を以て贅澤だといふ様に考へるかも知れないのであります。併し乍ら現在電氣といふものが如何に文化的發明品として人類生活の進化に惠澤を與へて居るかといふ建前から見て行くと、著しく文化の進んだ生活に於て私共人類の斷じて退化すべきものでなり限り、電氣が生活必需品にして最早や昔の贅澤品でないといふことが解ります。彼の交通機關としての自動車も、以前は贅澤品であつたが現在では決して贅澤品ではないといふ事になつて居る事は何人にも認められて居る事實であります。或は其他の汽車なり汽船なりといふやうなものも以前には贅澤品の如く考へられた時代もありました。だが、現在は決して贅澤品ではないと云ふことを疑ふものはありますまい。そういふ關係に於てこの電氣も亦、絶對に贅澤品でないといふ事を先づ第一に認めて貰ひたい

生活必需品は段々安くして行くべきものである

第二に、贅澤品ではない電氣の生活必需品であるといふことが認められる限り、一所謂生活必需品といふものは段々無料に、所謂贅澤品だから幾何でもそれに稅金を掛けるとか、或は食ふに不自由のない人間の使用する贅澤品だから儲け放題儲けてもよろしいといふやうなものとは違ふ、生活必需品に對しては必ずその値段を統制して出來る丈け安くすることを要求せられて居ます。理想としては無料にまで其の必要を保證してやらねばならないといふ様な事になつて居るといふ事も亦、裁判所にハッキリ認めて貰ひたいと思ひます。玆に電燈料金

ここに電燈料金値下要求の文化的根據がある

の値下げを要求する文化的の根據があるのである。而してかういふ文化的の根據を持つ電氣料金値下要求は當然認められなければならないにも拘らず、所謂搾取階級側の電氣事業者が之を承諾しないといふ理由が資本主義内部の矛盾をバクロして居るのであります。それは何かといふと、所謂資本主義第三期の凌落過程といふ現象であります。これは資本主義の發達段階に於て凡ゆる事業に利益といふものが認められる時代に於ては、所謂生活必需品といふものまで喰ひ込んでその搾取を逞ふしなければならないといふほどの必要は認めなかつたのであります。いかに搾取を手段とする資本家でもそういふ事をしないで濟めばしないのであります。所があらゆる資本主義産業の發展し盡された××に於ては、生

資本主義第三期と生活必需品

活必需品に喰入つて利益を擧げるより外にその途がないのであります。即ち需要者の咽喉に喰ひついて搾取を逞ふすると云ふことがいはれて居るのであります。現にこの電氣料の問題に付て電氣事業と他の電氣動力に關する事業を合せ行つて居る會社の經營狀態を見ると判るのであります。それはすべての決算報告を見ても判る通り、動力に付ては經濟事情の變遷が、そしてその不景氣が現在の事業を手控へしなければならぬやうな事情になつて居るのであります。不景氣――所謂操短事業の整理等々の關係からまるで算盤が採れないといふ狀況に置かれて居るのであります。電車をやつて居る所も赤字があるといふ具合であります。單りこの間電燈に於てのみどうにか斯ふにか會社が其の經營を支へて居るといふ電氣事業會社の現狀であります。それ故に文化の進歩は、一方に生活必需品といふものゝ無料に或は出來る丈け安く其の必要が確保しなければならないといふ方向に對し、他の一方にはこの資本主義沒落第三期に於ける危機切り抜けをあがき一般の資本産業の間に利潤を求めることが出來ないために生活必需品に喰ひ入つて咽喉を裂く樣な利潤の搾取を圖らなければならないことになつて居るのであります。かうした資本主義がどうしても利潤を搾り取らねば立ち行かない實狀に於て、極めて正當な電燈爭議の値下要求を拒絶するために電燈料値下の爭議が至る所に起つて居るのであります。之に對して裁判所はどういふ判斷を持たれるであらうか、飽くまで會社側の生活必需品に喰込む不景氣切り抜け策として其の需要者の咽喉笛を押へて利益を搾取する會社のためにこれを擁護するといふ建前からこの電燈爭議を見られるだらうか、又は生活必需品に對する暴威は斷然之を誡しめなければならない――苟くも取締らねばならない、そうして何人のためにも確保しなければならないと云ふ建て前から裁判所はこの電燈爭議の需要者擁護の立場に立たれるであらうか、これが極めて重大な問題なのであります、私はこの點に於て裁判所は電燈事業者の資本主義的な利益を擁護するといふ建前からこの電燈爭議を取締らるべきではないと思ひます。文明進化のために役立つべきものゝ使命は、常に生活必需品の無料を理想とした制度確保の爲に、少くもその價額を低減させるために取締るといふ建て前から社會の進化に役立つことを努めて貰ひたいと思ふのであります。尙この點に付てもう一つ裁判所に萬一もの誤解のないやうに云つて置かなければならないと思ふことがあります。それは、かういふ理論を私が法廷に展開することは、電燈爭議の眞只中に於て需要者をしてそういふ風な主張にかり立てるやうな運動を試みて居るものゝ如く考へ、これを以て一つの煽動を需要者に强うるといふやうな具合に見られ樣とする誤解の釋明であります。これは電氣と云ふものに對してほんとうに恐ろしいほどの誤解――今から考へると吹き出したくなるほど無理解・無智・無知識な時代に於ては、電氣は魔

裁判所のとるべき態度

需要者を擁護して社會の進化に役立つことを努むべし

物であるかの如くに考へて居たらしい、さういふ時代に於ては電力の生産費がいくら掛るかが判つて居ないのであります。又それを貴澤品として使用して居るものは電力の生産費がどの位掛るといふ様な事を問題にせず、自分がそれを使用して享樂する所に優越的歡喜を認めて、どんなに高い電燈料でも拂ふことを拒みはしなかつたのであります。けれども、今日電氣といふものに對する知識が非常に進歩して來て居ります。汽車を降りて五十里も入つた山の中でも小學校の兒童は立派にラヂオを聞くことが出來る仕度をして居る程であります。先刻吉川君の陳述にもあつた通り、一キロワットの電力生産費は二錢だといふ事を會社關係の者が公表して居ります。私の調査したものによりますと一錢七厘位、もつと高い所で二錢四厘といふ様なことに、日本現在の電氣事業に於ける電力の生産費が標準價格を示して居るやうであります。そうして之を所謂電燈供給規定に依つて電光の料金に當てはめて見ると、十燭二十錢で十分だと云はれます。會社の經營費用を極めて嚴密に計算した數字がそのやうに示されるのであります。又現に北海道の下湧電氣、それから富山縣の三日町でありましたかは、十七錢、十八錢と云ふ電燈料金の定めで供給規定が公表されて居るのであります。こういふ例から云ふても現在の電燈料金は非常に高いといふ事が誰にも判るのであります。決して一部の者の煽動に依つてそれが判

電力の生産費

一キロ二錢の電力がいくらになつてゐるか

るのではなく需用者が電氣に關して知識を持つに至つた結果そういふことが判るのであります。

何故電燈料金が高いか？

更に何故この電燈料金が高いかといふことに付てもそれは獨占事業だから高いといふ事が需要者に判つて來て居るのであります。自由に競爭區域が侵されるものであつたら——もう現に長野縣下に於ても他地方の獨占區域と違つて安い料金で需要が許されて居る場所があるのであります。こゝに電燈は獨占事業だから料金が高いのだといふことが判ると同時に、獨占事業なるが故に電燈料が高いといふことは何故かといふと、法律的な解釋からいへば、自由な取引で値段が定らずに所謂獨占的特權計畫による會社の方で定めて置いた料金に承諾を與へるより外に電燈を需要する方法がないと云ふ所に高い電燈料金を貪れるといふ事情が判かり、何人の頭にも明白にその位の事は理解されて居るのであります。主としてこの所謂獨占會社で定めて置いた料金に承諾を與へることに依つて需要が許されることになつて居るために電燈料金に高利を得やうとする會社の供給規定に從つて供給を命ぜられる需要者は需要者として電燈を引いた後に需要者が團結するより外に抗議の方法がないといふ事になります

獨占事業

需要者の團結以外に抗爭の道がない

電氣事業法第六條は一度も援用されたこ

電氣事業法を見ると舊い第六條——新しくなつた第十五條——これ等の規定によるとその供給條件に付いて徹底的な統制權を持つことになつて居るのでありますが、

とがない　之は富安といふ人が電氣局長の時に證人として陳述された所に依ると一度も援用を見た事がないと云はれる條文であります。かういふ點から云ふも電燈料の不當搾取は、需要者が團結して起つて抗議するより外に道のない不當なる獨占事業なのであります。資本主義第三期の沒落過程にあがき狂ふ資本家達が、生活必需品に喰ひ入る利益搾取の爲に電燈料金が高過ぎても需要者以外に

電燈爭議を起すことは正當である　抗議して鬪爭するものはないのであります。こういふ風にして起つて居る電燈爭議であることを考へられたら、需要者の方から電氣爭議を起すといふことはあまりにも當り前です。之は少しも不思議ではない、之を以つて平地に波を起すもの〻如くに見てそういふ爭議を起す方が惡いのだといふ樣に見られては困るのであります。と同時にそういふ關係に於ける爭議なるが爲に電燈爭議の白熱的な尖銳化として現れた斷線であり接線であると考へて、會社の斷線も需要者の接線も五分々々だとか、或は會社の斷線が正しいのだ、需要者側の接線は不當だなどと云ふやうな具合に考へる事は根本的に誤謬であります。

私は、玆に先づ接線することの正當を理解して貰ふために、言ひ換へれば電氣事業法第十九條の「濫りに」といふ文字の正しい解釋を捉へて貰ふ爲に電氣事業者の立場、電氣需要者側の立場と云ふもの〻正しい認識を要求するために之れ丈けの言辭を費したのであります。

〔二〕料金の値下要求は正當である　次に私は、最も必要なる論點なりと確信する第二の、斷線不當といふ問題に付て論じたい。この問題は裁判所の合議評決の際に必ず觸れてくると思ひます。しかもこの問題は電燈爭議の中心問題として、會社の斷線といふ事が行はれる直接の理由は料金の不納にあります。そしてこの料金の不納といふことが正當かどうかといふ點に問題が局限せられるであらうと思ふのであります。この點に就て私の見解は絕對正當と認めて貰へると思ふので、私のこの問題に關して書いたパンフレットがありますから讀んで貰ふために置いて參ります。よく讀んでさへくれ〻ば正しいと認めるに相違ないと思ふ。ところで、この電燈供給契約といふものはどんなものかといふと、これを法律的に見ると、將來に繼續すべき債權關係の双務契約だといふことになるのであつて、そういふように見る事が當然だと思ひます。即ち

電力供給契約は將來に繼續すべき債權關係の双務契約である　契約の成立と同時に即時的な取引を目的とする双務契約ではありません、將來に繼續する双務契約であります。電氣事業者は一定の電力を供給して電氣需要者は之に對して一定の料金を支拂ふのであります。玆に將來に於ける電氣供給の契約が繼續されるといふところに本件の內容があります。これを借地借家法等に譬へて云ふと、最も明白に同樣の性質を持つものと見る事が理解されます。一時的な契約が成立つて直ちに双務契約としてお互の義務履行を保障すべき性質を以て將來の繼續を豫想せら

るべき双務契約であります。そうして其債權關係である事は、恐らく何人も爭ひ得ないと思ふ。玆に

經濟事情變更の原則　經濟事情變更の原則といふことが介入することも亦爭ひがないと考へます。これに對しては隨分澤山の資料も理論もありますが、私の取扱つた事件として、弘前區の裁判所では、經濟事情變更の原則がこの中に介入すべきものとして取扱はれました。然るに靑森地方裁判所では全然問題にならないといふ解釋を取つて居るのであります。經濟事情變更の原則がどういふ形態に於て介入するかと云ふと、電燈供給契約の中に附帶約款として經濟事情變更の場合に料金を增減するといふ事が默認されて居るといふ一つの見方と、モウ一つはこの種の債權的な双務契約が將來に繼續して行く債權關係の双務契約當然の本質から解釋せらるべきものと見るといふ二通りがあるのであります。だが私は勿論後者を取るものであります。又更に前者の經濟事情の變更に依り料金が附帶約款のやうに默諾的に入るといふ事が慣習の例に依つて見られるか、或は其契約の中に自ら含む附帶的のものと認められるかと云ふ見樣があるのであります。尙、現在に於ける借地借家に關する借家法の第七條、借地法第十二條の規定の例から見て行くと比隣といふことを取入れた條文に對する解釋は、慣習に重きを置いて居る樣であります。だが然し、經濟事情變更の原則が債權關係の解釋に付て、所謂信義誠實の義務を守らねばならない相互の本質論が之を羈束するといふ見解が正しいと考へます。にも拘らず全然そうした解釋をあくまで電燈供給契約の本質的發展として取扱ひ得ないことを遺憾に思ふのですが、靑森では私の主張とは全然反對にこの問題を解釋して居るのでありますけれども、この弘前と靑森に於ける裁判所の見解の違ふ所を見るにすいぶん苦肉の策が講ぜられたやうです、だがしかし、私はあくまで私の主張を取つて大審院に上告した結果私の主張が受理せられたので、電燈會社では大いに狼狽して爭議團の切崩しを爲し、私の承諾を得ないうちに上告を取下げてしもうことにしました。そして遂に判例が出來ないやうにせられた事は甚だ遺憾です。だがとも角この電燈供給契約といふものが經濟事情の變更に依つてその料金を增減するものであるといふことは間違のないこと〻確信します。と同時に裁判所もまた、さう考へて居ると見て宜しいと思ひます。

靑森縣の電爭について

電燈料金値下の要求は法律上可能である

料金の値下程度

其の事は從來景氣が良くなつたといふ場合に料金の値上げをした實例は幾つもあるのであります。又景氣が惡くなつたといふことで會社が自發的に値下げを實行して居ることも事實なのであります。かういふ事からも私の主張の正しさは十分に考へられる電燈供給契約の內容だと思ひます。斯くして電燈料金の値下要求が法律上可能だといふ事になります。その次に料金の値下程度が問題になるのであります。何故ならば、その値下を要求することの可能を限つ

た丈けの料金支拂を提供いたしますと遲滯の義務がないといふことに解釋されるからであります。その事に付ては借地借家法適用の判例が出來て居るのであります。にも拘らず、電氣事業者の方ではその提供若くは供託に對し、これを一部辨濟なりとして、即ち不完全履行なりとして受領を拒むのでありますが、需要者は完全履行の提供なりとして義務の遲滯を免れやうとするものであります。玆に所謂不納同盟といふものが起るのですが、實は不納同盟ではない、供託に依つて遲滯の責任を免れる方法として行ふところに甚だ興味の多い法律戰術があるのであります、本件でいへば三割の値下げを要求した後ちの七割は全部義務としてその辨濟を提供し、その義務履行を果して居るのであります。しかも會社が之を受取らないといふ場合に郵便局へ保管して置いて、いつでも支拂の間に合ふやうにして居るのであります。之を法律的に言ふと、勿論供託法に基いた供託をして居るのではありませんが。從つて法律的には遲滯の義務は免れないでもありませう。だがしかし、所謂社會通念上から見た今日の法律知識としては、どの程度まで一般に法律知識が入つて居るかといふと、それは甚だ覺つかないのです。又、信義誠實の原則から見ても、自分が正當と認めた義務をふみ躙るものでない需要者の態度は正しい。その義務の履行に就て不忠實な態度を示して居るものではないのです。しかも社

所謂不納同盟は不納同盟ではなく供託によつて延滯の責任を免れる方法である

郵便局保管による履行の準備

東京市政調査會

會通念上から見て、これをしも不當の場合に入れるだらうかといふと、斷じて然らずである。こう云ふ關係から檢討せられる不納同盟の問題は、裁判所各位の合議評決に際し被告人諸君のたづさはつて居る同盟會で採つた所謂不納同盟——正しく言へば拂ふ義務を認めた七割の貯金をして——供託はしてゐないが——郵便局へ貯金をして何時でも拂へるやうにしてゐたといふ態度は絕對に不當ではない極めて正當であります。信義誠實の原則に副ふて最も忠實なる義務履行の意思を現して居るといふ事に認められるべきものと考へます。私は心からの確信を以て玆で斯く斷言することを憚らないものであります。

そうなると第三の論點は、會社の斷線といふことが正しいか、正しくないかといふ事に付て、愼重なる裁判所の研究を求めたいと思ふ問題を指摘します。

〔三〕 斷線は不當である

斷線を正當化する規定はない

公益規的定

私は電氣事業法をすいぶん調べて居るつもりでありますが、如何なる條文の根據を以てしても會社斷線の正當を肯定せられるべきでないと確信するのであります。電氣事業の公益的なものであることは繰返して云ふまでもない、從つて電氣事業法は殆んどその全般に亘つて公益的のものであるといふ事をはつきり指摘することが出來ます。現に、電氣事業の公益的なものであると云ふ事は、勞働爭議調停法を見

ると ハッキリ そのことが 書かれて 居ります。私共、文化的に 生きようとするものゝ ために 欠くべからざる 生活必需品としての 電燈――之に 獨占供給の 特權を 與へて 居る 電氣事業と いふ 關係から 見て 行けば、あの 電氣事業法施行細則第五十條が 電氣供給事業者は 需用者に 對し 正當の 事由なくして 電氣の 供給を 拒絶する ことを 得ず」と 規定して 電氣事業者に この 義務を 認めて 居る ことは マコトに 當然な ことで あります。所謂 正當の 事由なくして 供給を 拒むことを 得ず と いふ 規定が 生れて 來るのは、電氣事業の 公益的な 性質を らなのであります、そこで この 正當なる 事由と いふ ことが 何に 依つて 判斷される かと いふ ことですが、私は 電氣事業法の 本質が 電氣事業者の 保護の 爲に 出來て 居るものでは なく、電氣事業者も 需要者も 平等に 公益的に 取締らなければ ならない 對象に 於て 制定せられて 居る。否 取締るべきものが 電氣事業法である、從つて この 供給關係を 決定する 『正當なる』 と いふ 事實認定を 何處に 求めるか と いふ 事は すいぶん 大きな 問題である。この 認定を 勝手な 會社の 專斷に 任せるとしたら、そこに 電氣事業法の 公益的性質が 失はれます。本件では この 點に 付て 深く 論究する 必要に 迫られて 居らないから 單に 電氣事業法の 公益的性質を ハッキリするために 右の 論に 止めて 直接の 問題に 這入りますが、電氣事業者が 勝手に 電燈の 供給を 停止したり 斷線したりする 規定が 何處に あるか と 云ふに、何處にも 會社が 勝手に やつて 良いと いふ 停止に 關する

規定廢止に 關する 規定、中止に 關する 規定と いふ ものは ありませぬ。事業の 廢止、線の 廢止と いふ 事とは 本件の 場合に 於ては 自ら 別に なりますが、本件の 諏訪電が 事業の 廢止や、線の 廢止を して 居るのでない 事は 申すまでも ない。然らば 事業の 休止か 停止か、線の 休止か 停止か 中止かと いふに、これまた 事業の 停止に あらず と いふ 事は 論ずるまでも ない 關係に 置かれて 居ります。然らば 中止かと 云ふに 中止に 付ては 種々なる 規定が あります。タトへば 故障の ために 中止する 場合でも 電氣事業法施行細則第五十七條「電氣供給事業者は 地方長官の 許可を 受くるに 非ざれば 全部又は 一部の 事業を 休止する ことを 得ず」の 規定に より 地方長官の 許可を 受けなければならない 等々の 條件が あります。濫りに 中止の 許されざる 事は 電氣事業法が 明かに 之を 規定して 居ります。斯の 如く 會社の 斷線には 其の どれもが 當らない 斷線、電燈の 供給停止と いふ 事が どうして 許されるのでは ないのであります。そのどれにも 當らない 斷線、電燈の 供給停止と いふ 事が 問題に なるのであります。私は、電氣事業法のどういふ 見解を 持つかを 質しましたが 何等の 答も 出來ませんでした。電氣事業法のどれに 當る 斷線かと いふ ことは 答へられないのであります。そうして 民法五百四十一條の 双務契約に 關する 條文を 擧げるのであります。即ち 會社が 電氣料金の 支拂を 催

施行細則第五十條は電氣事業者の義務を定めてゐる

松本博士等の所論

協會の 顧問である 松本烝治博士等を 通ふした 弘前の 法廷鬪爭で この 問題に 關し、どういふ 見解を 持つかを 質しましたが 何等の 答も 出來ませんでした。電氣事業法のどれに 當る 斷線かと いふ ことは 答へられないのであります。そうして 民法五百四十一條の 双務契約に 關する 條文を 擧げるのであります。即ち 會社が 電氣料金の 支拂を 催

施行細則第五十七條にも該當しない

民法第五四一條は適用さるべきてない

告しても之に對し應じなかつた場合には電氣供給契約を解除する、從つて送電も中止すべき斷線が合法化されると答辯するのであります。だがしかし、かういふ解決は電氣供給關係の電氣事業法施行細則第五十條に依る正當なる事由なくして供給を阻む事が出來ないと云ふ規定を無視するものであります。玆に於てかこれを無視しないといふならば、如何なる規定の正當事由を以てその供給を拒むのかといふこと——卽ち料金を拂はないからと云つて供給契約を解除するといふことを理論づけなければならない事になつて來るのであります。所がこの理論が可能かどうかと云ふと、あの施行細則第五十七條に依る供給休止——中途拒絶と云ふ事には解決されないことになつて居るやうであります。卽ち一度供給契約が成立つた後に其の供給を拒むといふ權利を電氣業者に與へた條文とは解釋されないのであります。萬一にも電氣の供給が一度契約した後ちに之に基いて大規模な種々の事業を經營して居るものが突然供給を停止されるやうな事があつたら、それこそ大變で驚くべき損害事故を生じなければならない場合がありませう。と同時に、その正當なる事由云々といふ事が絶對に會社卽ち電氣事業者の一個の利益を守る爲にのみと云ふ建前から決定することは許さないといふ解釋が一般に行はれて居るのであります。例へば、電力の供給を受けて經營して居る事業を電氣會社もこれを營むからと云つてその事業が對立する會社の利益にならぬから一方の事業を止めさせようと云ふて會社の利益のために供給を停止するといふ事が許されなければならない事になるのであります。だがそういふことが豫想されるだけでもこの規定は絶對に會社の爲めのみの利益を守るといふことことを「正當なる事由」と解すべからざることが明白なりと考へます。かくして、會社一個の利益のみの爲に、會社の事業經營の爲にのみこの施行細則五十條の規定が適用せらるべきでないといふことが益々明かになるのであります。果して然らば民法第五百四十一條の規定に從つて、料金を拂はないから契約を解除する、從つて電燈を供給しないやうにする斷線が合法化されるといふ解釋は出て來ないのであります。之は私が弘前の裁判所で取扱つた事件の判決を御覽になると判りますが斷線をしても供給契約は解除になつてゐない、供給契約は矢張り繼續して居るものと見るのが一般の通說であります。註

弘前の實例

斷線しても供給契約は解除されない

註「然レトモ被告會社ノ採用スル右履行ノ抗辨ニ對註原告ハ本訴ニ於テ假ニ改定料金ノ提供ヲ以テスル原告ノ本件送電請求カ其理由ナシトスレハ相當料金ノ支拂ヲ命セラルルモ尙本件點燈ノ開始ヲ求ムル意思ヲ本件口頭辯論ニ於テ明確ニシタノミナラス一方被告會社ニ取リテモ從來ノ延滯料金ノ外現ニ履行期ニアル供給規定ノ料金ノ支拂ヲ受クルニ於テハ原告ニ對シ現在ノ義務タル電燈供給ヲ拒絶スヘキ理由ナキヲ以テ（電氣事業法施行細則第五十條參照）當裁判所ハ被告會社ニ對シ原告各自ヨリ右料金ノ拂濟ヲ受クルト同時ニ原告ニ

對シテ昭和六年四月二日、二十日及五月十六日夫々斷線ニ依リ減燈シタル本件各電燈ノ點燈開始ヲ命スヘキモノトス

この判決では民法第五百四十一條に依る供給契約の解除といふ樣な事は認められないのです。

斷線は不當である

斯ういふ風に檢討して行くと、何處から考へても斷線を合法化される樣な規定は電氣關係法規の中に見出す事が出來ません。然らば會社の斷線は明白に不當といふことになるのであります。斷線そのことが不當だといふことになるのです。斷線そのことが不當だといふことが明白であります。裁判所でも電氣關係法規を逐一よく見て貰ひたい。何處にも斷線を許す條文はない。又さういふ解釋を會社側のために十分研究されて居る法律家に於ても明かに云はれない所であります。そこで窮餘の一策としてどういふ所に斷線の口實が設けられるかといふと、あの電燈料供給規定中に料金を支拂はない場合には送電を中止するやうな事があるかも知れませんと云ふことを書いてある曖昧な一條であります。これに斷線の口實を借りて居る樣であります。だが電氣或は電燈の供給規定をよく御覽下さいますと電燈に付ては施行規則第百六條の第十一號に其他供給に關する規定といふ條項があります。そこに大概書かれて居るのが前に云ふた曖昧の一條で、料金が滯つた場合には送電が中止されるかも知れません

電燈料供給規定中には斷線を合法化する規定を入れ得ない

電燈供給裝置の復舊といふ假處分を弘前電燈爭議で裁判所に請求したのであります。

といふ事です。しかし契約を解除してしもうといふ條項ではないのであります。所謂中止するかも知れませんといふ條項であります。そこで問題は元に戻るやうですが、その中止には電氣事業法或ひは電氣事業法施行細則のどれかに根據を持たなければ斷然中止が出來ない筈だといふ意味に考へられます。否斷線を合法化されるやうな條文を供給規定に入れることは出來ないのであります。これは甚だ明白な法律的見解であると思ふ。何故ならば供給規定に依て規定せられる事項は供給上の條件であつて供給しない場合の條件ではないのであります。供給上の條件ですから供給しない場合の條件ではないのであります。然らば尙更ら幾日か或は幾ケ月の料金を支拂はない、又は支拂を怠る樣なことがあれば斷線するかも知れないといふ事を書いてもそれは法律的に效果が發生しないといふてもよいと考へますが、是非裁判所でもこの點を法律的に研究してみて貰ひたい。そうすると必ず斷線は斷然不當であります。斷線が不當であれば接線が正當であるといふことになります。私は接線即ち之を接線する事はそれ自體解釋に於て正當であります。

斷線が不當な以上線接は正當である

ばならないといふことは如何なる關係からでも考へられて良い事實であると信ずるのであります。

〔四〕本件接線は如何に正當にして斷線は如何に不當であつたか？

次に本件の吉川、百瀬兩君の接線が如何に正當にして接線の如何に正當であるかといふ事を具體的な事實を擧げて論じたいと思ふ。即ちこの地方に於ける時の情勢から見て、如何に正當であるかと云ふ事を考へて見たいと思ひます。

會社の斷線は不當な脅迫行爲であつた

先づ會社の斷線の不當を事實的に擧げて置きます。それは會社が如何なるものを斷線したかといふ事を述べて、假りに斷線の權利があるとしても權利の濫用であつて少くも社會通念の目から見た批判は脅迫行爲であると云ふ事を申し述べます。

先づ百瀬君に付いて云へば、會社は部落内で米を搗くに必要な百瀬君の家の精米所の動力線を切つてしまつたのです。言ひ換へれば一番困るものを切る、一番困る所を切る、一番困るところを切つて困らせるといふことは他の電燈需用者を一人一人切ると時間が掛つて面倒だから全體の需用者を脅迫するために部落そのものを單位として、料理屋を切る、理髮屋を切るといふやうに極めて電燈の必要な切られては困る需要者の所を斷線するのであります。之は明かに脅迫であります。假に權利ある斷線なりとするも一般の社會人は之を批判して明かに會社の脅迫なりと斷言します。裁判所各位も同じやうに電燈需要者の一人として頂きたい。そうしてそこに正當なるべき判斷を下さるべき場合、接線

斷線は必要な程度を超えた

するといふ態度が自から正當なりと認められるべきことを思ひます。而かも本事件は會社がほんとうに必要な限度で斷線して居るのではなく電燈工夫に高い料金を出して斷線すると云ふ一方法に依つて需要者を脅かすといふやり方をして居るといふのは、吉川、百瀬兩君の陳述に依つて暴露された事實であります。はたして然らば、こういふ樣な斷線は方法に於てもまたまさしく不當であると云はれなければならない、從つて此接線といふ事それ自體が正當防衛であります、と共に私共は自分の生活必需品を守るといふことは絶對に濫りではないといふ正當性を與へるべきものと考へるのであります。而も交渉委員がこの斷線の事實に對して會社に共の不當を迫り直前に祭を控へた時の勢の憂うべきものがあるから接線して貰ひたいといふ要求を提出し、若しも會社がこの要求に應じない時はこちらで接線するといふことを力說するや、會社は斷乎たる反對意見を表明して居なかつたそうです。只それを有耶無耶の間に葬るべき卑怯な遇し方をして居つたといふのが會社側の態度であります。だから私は、さういふ承諾を求めたのに對して會社が曖昧な態度を取つたといふことは、進んで接線することに付て會社が明白に承諾して居ないが、之を接線したことは濫りでなく、あくまで正當な接線行爲を條件づけるものだといふ事實を數へておきたいと思ふ。

會社は接線の承諾を求めたのに對して斷乎たる反對意見を表明しなかつた

接線は正當防衛であつた

不穩の情勢と接線の必要

更にこの接線することのいかに有利であつたか、又社會人心に及ぼす影響の正しかつたかを認めて貰ひたい。斷線されては實際に困る、困るからそこにはいろ〳〵の不安が醸されるのであります。そこにこれをそのまゝに放置し得ない接線の必要が迫られるのであります。先づ接線することに依つて部落内の人心に不安を來たさない事が極めて正當なことであります。尊ぶべき犧牲者の行爲であります。これをウッチャツて置けば騒擾化される事を未然に防いだといふ英雄的行動であります、そして一般の生活利益を圖る公益的事實なりと認めてもよいと思ひます

會社は斷線の理由を示さなかつた

又一方會社自身が行つた斷線の不當なりしがために何等の理由をも示さざりし滅茶苦茶のために、即ちこの斷線はかういふ譯で正當で、決して不當でないと云ふ事を釋明してゐない、從つてさういふ滅茶苦茶の斷線を接線することそれ自身が少しも不當でなく、又濫りでもないと解釋されてよいと思ひます。のみならず、吉川、百瀬の被告兩君が接線した後に會社に於ては兩君を警察へ引つ張らして置いて一應は消したけれども、又接線したと云ふ事實は——其儘に繼續して居る事實は何事を示す——かと云ふに明かにこの接線行爲が不當でなく「濫り」にでなく正當である事を認めて居るのであります。或は面目問題とか、或はつまらない屁理窟の上に於てこそ、その後一應斷線したとは言ひ乍らも、事實上に於ては被告諸君の接線行爲はあくまで正しく、會社自身もまた斷線の不當を認めて接線して居るのであります。この意味に於ても被告兩君の接線の「濫りに」でなく正當である事を信じて疑ひませぬ。

七割の集金について會社は同意を與へてゐるから、電燈料不納ですらない

尚ほ更らに被告兩君の接線の正當を認めるために最も重要な主觀的理由を擧げるとあの七割の集金に付いて會社が同意を與へて居るといふ事實があります。後に於て其集金の手數料さへ出して居るといふ事實があります。集金に關して必要な領收書其他の報告を與へて居るといふ事實があります。之等は被告兩君としては絶對に電燈料の不納といふ地位に置かるべきではない、假に電燈料を納めない場合には斷線されるといふ規定があるにもせよ、自分等は電燈料を納めないといふ立場に於て斷線せらるべき譯はないと云ふ事を確信して居た立場を認められて然るべきだと思ふ。そしてこの問題は具體的には解決條件に於ても被告兩君の唱導せられた通りになつて居るものであります。

修繕接線の慣例

然るべきものと思ふ。玆にも私の斷線の不當と接線の正當が主張された場合に自ら接線する修繕の慣例ありといふ事實も注意に値すると考へます。

接線者には電氣知識もあつた

その外種々論ずべきこともありますが、電氣事業法第十九條に所謂「濫りに」といふ社會通念の當否判斷の中には電氣事業といふものに對する電氣知識の問題

もあると思ふのであります。それは確かに電氣知識がなくて工作物の施設變更することを取締るといふ場合もあるのだらうと思ひますが、この點に於ても被告兩君は相當電氣に付て知識を持つて居る人であります。又何等の危な氣もなくこの接線が爲れて居るのであります。從來もこの地方に於て接線を行ふことは、タトへば故障を修繕するために電氣事業會社はこれを認めて居るのであります。然らばこんどこの人達が接線した事が所謂「濫りに」と云ふ事には當て嵌らない、適當な人が接線してくれたといふことを社會通念が批判して居ることを認めてよろしいのであります。かういふ風に本件を見て參りますと何處に一體「濫りに」といふ文字の當て嵌るべき餘地があるのでありませう。絶對にそれは認められないと思ふ。更らに遡つて云ふと、電燈爭議の上に叫ばれた要求の正しかつたか、正しくなかつたかと云ふことに付て見られることになりますと、明かに内容的に實質的に電燈爭議の要求は絶對に正しかつたのであります。その事例として會社は其後に於て六十錢のものを自發的に五錢下げ見舞金として十錢下げ、結局四十五錢になつて居るのであります。六十錢のものが四十五錢になつて十五錢下つて居ることであります。十五錢は二割五分に當る。三割の値下要求がとも角二割五分までハッキリ下つて居る。然らばこの要求は全體に於て社會的成功なのですから、その正當性を裁判所は認めら

〔五〕この電燈爭議における要求そのものも正しかつた

三割値下を要求して二割五分下つた

未實施の改正電氣事業法でも値下要求の正當性が認められる

れてよいと思ふのであります。この通り要求の正當性が實現されて居るのであります。名目に於ては不況に對する見舞金として十錢下げられて居るのは會社の義務ではなくとも事實は明かに値下げを實現して經濟的の勝利を物語つて居るのであります。

更に電氣事業法が改正されたにも拘らず、未だに實施されないが、その何故に實施されないのかを聞くと、それは電燈料金の値下げさるべき一割五分乃至三割位の程度に於て、殆んど全國的に電燈料金の値下げせらるべきことは確定して居るそうです、だがそうするとこの不況時代に於て電氣料金を値下げすると電氣株が下る、株が下るといふことは六十億に近い電氣事業に對する經濟界の影響を恐れざるを得ないので未だ實施しないで居るといふことであります。然らばそこにも電燈料金値下要求の正しいといふことを認められなければならなくなります。にも拘らず、その電燈料を下げないで斷線解決條項中會社の謝罪的方法「見舞金、無料規程」を見ても斷線の正當性が認められる

いといふことは自から明かになります。更に今度の解決條件に於て、生活必需品といふものが如何に重要視されなければならないかといふことは明白になつて來ました。その條件中「會社は農村及び市街地下層階級の負擔輕減に對し最大の關心を拂ふ趣旨の下に一世帶に屋内電燈一燈若くは二燈使用の使用者に對しては

月額十錢宛の不況見舞金を出す事、但し昭和七年八月十日現在の燈數を基本とす」といふことがあります。第二にはモット明白な問題がある「會社はカード階級の電燈需用者の一燈及び之に順應すべき者に付き方面委員より申込みありたる者に對してはその料金を無料にする事」生活必需品に對して斯くの如き態度をとることがこれでも明白に示されて來て居る、會社は養豚燈手數料を無料とする事」今まで手數料を取つてゐたが之を無料にすることゝし、そのコードの延長を初め斷線した需要者に對してはその斷線の不當を認めた賠償として別に一つの電燈を引いて一ケ年間自由に、どういふ風につけても宜しいといふ謝罪的な方法を取つて居るといふやうなことから考へて見ても、斷線の不當と接線の正當が尙更ハッキリして來るのである。これがどうして「濫りに」といふことを申されるのでせうか、斷線――それこそ社會通念の當否判斷に於て不當橫暴を極むるものであります。――それにたいするそれこそは、社會通念の當否判斷に依り餘りにも正當な行爲であるといふことが認められて居るに違ひない接線であります。

五、結　論

以上、辯論し來たことを結論すると、私はこれ以上多くを論ずる必要はない。只だ最も力强くこの

無罪なり　具體的な事實に於て極めて明瞭になつて居る斷線の不當と需用者側の接線の正當が立證されて居ることをハッキリ結論します。そして本件は絕對に無罪でなければならない。私はこれ以上何事をも繰返して云ふ必要を認めない程明白に、電氣事業法の第十九條は、單に會社側の承諾を得ないと云ふことのみで構成する犯罪ではない「濫りに」といふ會社側の承諾を得ない場合であつても、その接線行爲、即ち電氣工作物の設備變更が社會的に不當なりとする場合に於てのみ構成する犯罪である、而してその「濫りに」といふ不當は、政治的に經濟的に或ひは法律的に云つていろ〳〵の關係から「濫りに」といふ文字が形容されなければならないと思ふ。そしてその不當性を持つ場合にのみ電氣事業法違反を構成するでありませうけれども、經濟的に法律的に見て、或は電氣科學的に見てこの接線行爲が「濫りに」ではない、社會通念の當否判斷に依る正當といふことが結論せられる限り、絕對に同條違反の犯罪を構成すべきものではないといふことを確信します。

「濫リニ」の解釋

私は以上辯論するが如き吉川、百瀨兩君の本件に付て萬一にも裁判所が有罪の判決を下されるならば、何が「濫りに」であるかといふことに付て、電燈爭議の內容を檢討した諸條件に對し、それこそ正當に、双方の主張を公平に摑んで判斷を下して貰ひたい。

文明進歩の傾向

大審院といふところは、ずいぶん頑迷だといはれるところであります。それでもその研究の法理的に影響するところの大きな問題については、社會的な正當とは何ぞや、社會的正義とは何ぞやといふ工合に、いろ〳〵の解釋を下して、非常に進歩的になつて居る點があるのであります。私はこの電燈爭議に於ける「濫りに」といふ文字の解釋についても亦、必ず私の主張の正しくして大審院へ持ち出された場合の勝利を確信して疑はないのであります。だから裁判所はあくまでこの事件を進歩的に見て、生活必需品に對する無料を理想とすべき——尠くもその價額の輕減といふことが文明進化の一傾向だといふ點に注意を拂ひ、斷じてそれを阻む資本家が沒落資本主義第三期に臨んで主要な資本産業に利益を見出すことが出來ない爲に生活必需品に喰ひ込んで私共の咽喉を締めるやうな横暴搾取をしようとして居る電燈料値下闘爭を喰ひ止めることに加擔すべきではない。會社側の脅迫手段として行ふ斷線行爲を保護されるやうな立場を取らるべきではないと信じます。どうかそういふ意味に於て裁判所は極めて愼重なる評決の下に絶對無罪の判決あらんことを希望します。

何故に闘ふか

最後に、本件は僅かの罰金と云ふ事件です。しかも被告兩者が徹底的に本件を戰はうとする所以のものも私が多少なりともの努力を献げてこの事件のために正當なる主張を披瀝するといふことも、電燈は今や贅澤品ではない私共文化人の實際生活上缺くべからざる必需商品であつて、これを營利の具に任せて置けまいといふことを確信するが爲であります。こゝに再び裁判所の愼重なる合議と公正なる判決を求めて私の辯論を終ります。以上

判

決

文

昭和七年七月八日宣告
裁判所書記
矢口克人

判決

本籍　諏訪郡玉川村七千三百八番地
住所　同所　鍛冶屋
吉川富士秋
明治四十二年五月十八日生

本籍　諏訪郡玉川村字神之原三百十一番地
住所　同所　農
百瀬忠治
明治四十一年一月一日生

被告人吉川富士秋ニ關スル昭和七年(公)第七十七號及被告人百瀬忠治ニ關スル昭和七年(公)七十八號各電氣事業法違反被告事件ニ付當裁判所ハ檢事澤登定雄關與ノ上併合審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主　文

被告人兩名ヲ各罰金參拾圓ニ處ス

右罰金ヲ定納セサル被告人ヲ壹圓ヲ壹日ニ換算シタル期間勞役場ニ留置ス

理　由

被告人儀ハ諏訪電氣株式會社カ同會社ノ電燈需要家ニ關シ電燈料金ヲ支拂ハストノ理由ノ下ニ送電ヲ中止スル爲メ送電線ノ斷線ヲ爲シタルヲ不當トシ執レモ電氣事業者タル同會社ノ承諾ヲ得ス犯意繼續シテ被告人吉川富士秋ハ昭和七年三月二十日右被告斷線者諏訪郡玉川村内吉川文平、長田近之助、伊藤猶芳、平島安三郎、平島萬平、長田桂助、長當幸次方ノ又被告人百瀨忠治ハ同年同月二十一日被斷線者同村内ノ百瀨染五郎、小林單一郎、野口佐太郎、上原直太郎、伊藤石貞方ノ各斷線部ヲ接續シ以テ點燈ヲ爲シ得ルカ如ク濫リニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタルモノナリ

以上ノ事實ハ

（一）各被告人ノ當法廷ニ於ケル各自己ニ對スル判示事實ニ付判示ノ如ク諏訪電氣株式會社ノ斷線行爲ヲ不當トシ判示ノ日ニ判示ノ者方ノ斷線部分ヲ接續シタル旨ノ自供

（二）檢事ノ被告人吉川富士秋ニ關スル聽取書中富士秋ノ本月二十日私方吉川文平、長田近之助、伊藤猶芳、伊藤石貞、平島安三郎、平島萬平、長田桂助、長田幸次ノ九軒カ斷線サレテ居タノテ其内伊藤石貞方ヲ除ク八軒ノ點燈ヲ爲スヘク電氣施設ノ變更ヲシタコトハ事實テアリマス點燈ノ裝置ヲスルタメニ私方、吉川文平、長田近之助、伊藤猶芳、平島萬平、長田桂助、長田幸次ハ「ヒューズ」ヲ以テ繼キ、平島安三郎方ハ同人方ノ別宅へ會社カ引込ンテアル線ト本宅へ引込ンテアル線トヲ繼合セ本宅ノ方へ點燈カ出來ル樣ニシタノテアリマス、伊藤石貞方タケハ百瀨忠治カ點燈ノ出來ル樣ニシタル旨ノ供述記載

（三）濱義也ニ關スル檢事ノ聽取書中同人ノ會社ニ電燈料ヲ拂ハナイ者カアリ夫故

會社ハ送電ヲ止メルコトヲ吉川宗治、吉川文平、長田近之助、伊藤貞義、伊藤
石貞、平島安三郎、平島萬平、長田桂助、長田幸次、百瀬染五郎、小林喜一郎
野口佐太郎、上原重太郎方ノ送電ヲ止メマシタ送電ヲ中止スル方法ハ平島安三
郎方ヲ除ク他ノ家ノ分ハ何レモ同一方法テ「ケツチホルダー」ノ二個ノ螺形ノ
「ネヂ」ノ間ノ「ヒューズ」ヲ取去ッタノテ平島安三郎ノ分ハ同家ノ軒下テ電線ヲ
切ッテ電流ヲ通シナイ様ニシテ置イタノテス然ルニ二十一日午前中自分供カ行
ッテ見タラ安三郎方ハ軒下ノ斷線ガ接續サシテアリ又他ノ家ノ分ハ「ケツチホ
ルダー」ニ「ヒューズ」カ差込ンデアリマシタトノ旨ノ供述記載
(四)被告人百瀬忠治ニ對スル檢事ノ聽取書中「ヒューズ」ハ私方テ以前會社カラ
貰ッテ置イタノヲ用ヒテ二十一日午後三時過頃神之原ノ自分方外三戸ノ引入線
ニ「ヒューズ」ヲ入レ電氣工作物ノ施設ヲ變更シマシタ及同日午後四時過頃宇
穴山ヘ行キ伊藤石貞方ノ引込線ヲモ「ヒューズ」ヲ入レテ點燈設備ヲシタノテ
アリトスト旨ノ供述記載
ヲ綜合考察シテ此證據充分ナリ依テ判示事實ヲ認定ス
法律ニ照スル被告人ノ所爲ハ何レモ電氣事業法第十九第刑法第五十五條ニ該當ス
ルヲ以テ右第十九條所定ノ罰金刑ヲ選擇シ其範圍内ニ於テ量刑シ各被告ヲ何レモ罰
金參拾圓ニ處スヘク尚ホ右罰金ヲ完納セサル被告人ニ關シテハ刑法第十八條ヲ適用
シ之レヲ壹圓ヲ壹日ニ換算シタル期間勞役場ヘ留置スヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年七月八日

右謄本也

昭和八年壹月九日

上諏訪區裁判所
判事　市川爲吉

上諏訪區裁判所
裁判所書記　矢口克人

昭和七年十一月十八日
宣告
裁判所書記
荻久保幸

判決

本籍及住所　長野縣諏訪郡玉川村字穴山七千三百八番地
農業鋸問屋
吉川富士秋
當二十四年

本籍及住所　同縣同村字神ノ原三十一番地
農業製米業
百瀬忠治
當二十五年

右者等ニ對スル電氣事業法違反被告事件ニ付當裁判所ハ左ノ如ク判決ス

主文

被告人等ハ無罪

理由

本件公訴事實ノ要旨ハ諏訪電氣株式會社カ被告人居村ナル其電燈需要者等ニ對シ電燈料金不拂ヲ理由トシ送電ヲ中止スル爲各戸ノ安全器ノ「ヒューズ」ヲ切斷スルヤ之ヲ不當トシ被告人吉川富士秋ハ電氣事業者タル右會社ノ承諾ヲ得ス犯意繼續シテ昭和七年三月二十日長野縣諏訪郡玉川村吉川文平外六名方ノ右斷線部ヲ接續シ被告人百瀨忠治ハ同樣右會社ノ承諾ヲ得ス犯意繼續シテ同年同月二十一日同村百瀨染五郎方ノ右斷線部ヲ接續シ以テ點燈ヲ爲シ得ルカ如ク濫リニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタルモノナリト謂フニ在レトモ犯罪ノ證明十分ナラサルヲ以テ刑事訴訟法第三百六十二條ニ依リ無罪ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年十一月十八日

長野地方裁判所刑事部

右謄本也

昭和七年十二月十二日

裁判長判事　石田弘吉

判事　武藤富雄

判事　下條貞秋

於同廳

裁判所書記　荻久保要

第二篇　諏訪電爭議報告

諏訪電氣料値下運動は如何に闘はれたか

——電氣料値下期成同盟會闘爭史——

一、郡聯合青年會によつて運動が提唱れた

最近數年間の長野縣下農村及び小市街地の窮乏化は、主産業たる繭價の激落と肥料高のためであり、その故に全く特徴的なものであつた、昭和四年十月アメリカ取引所恐慌を機として全面的に押し擴げられた「世界恐慌の嵐」國内的には、濱口内閣の金輸出解禁政策に拍車をかけられ、大衆は、困窮のドン底へ驅り立てられて行つた。かうした情勢の下にあつて、諏訪郡聯合青年會春季總會は昭和五年四月「電氣料値下運動ヲ爲ス」事を決議しその爲めの委員會が持たれたことによつて、鬪爭の火ぶたが切られた。世界的の不景氣と金解禁に結果して物價は殆ど三割乃至五割の暴落をし、而もこの景氣恢復の如きは殆ど不可能である今日、生活必需品たる電氣料ばかりが米價七八十圓滿價十圓臺當時

同様の高價を維持してゐるのは極めて不當である故總體的に電燈電力料の三割値下を爲すが當然である」といふ要求を諏訪電氣會社に叩きつけて交渉數度に及んだ。然しながら冷淡傲慢な會社は、この血に慘むような要求の交渉を少しも問題とすることなく、豪然と空嘯いて居たのである。

一方長野縣電氣事業協會は、全國的に捲き起りつゝある電燈爭議の聲に驚き、且つ又本縣に於ても縣聯合青年團の動き並に各地に起りつゝある電燈爭議の展開を恐れ「一燈ニ付キ五錢ノ値下ヲナシ今後ヘ絶對ニ値下ヲ爲サザル」事を決議したのである。

從つて長野縣電氣事業協會の一環たる諏訪電氣會社も一燈に就き五錢の値下を行ひ、將に發展せんとする電氣料値下運動を防止せんとして郡下町村長會を上諏訪町一流料亭關樓に招いでその諒解を求めたのに對して、町村長會は會社の僞瞞策を承認したのであつた。

『評注』 いつどこの電燈爭議を見ても、最初の運動は極めて消極的であり、やゝもすれば歎願的でさへあるこれでは敵になめられるのも無理はない。然し運動は相手の冷酷さに對して次第〳〵に深みへ入つて行く。からした時に大事なことは、その運動の大衆的要求に壓倒されて行くことでなく、最初から正しい計畫のもとにハツキリした見透「戰の初期から終期までの」をもつて、組織的に指導的に發展させることである。運動から教へられることも必要だが、まづ理論的な筋書の用意をすべきである。そうでないと自然發生的なものになり軟化する。弱いところにはいかに對策し、強いところをいかに強めるかに至る一切のかけひきにま

で計畫性をもつべきである。

二、諏訪電氣料値下期成同盟會結成

然しながら電氣會社の橫暴を憤慨して居た需要者がかやうな事態を以つて滿足する筈はない。郡聯合青年會は勿論、上諏訪町壯年團、豊田村壯年團、社會民衆黨諏訪支部等はそれぞれの要求をもつて會社へ値下の要求を爲した。然ながら依然として問題としない會社に對しては、統一ある強固な要求のための闘爭を必要と考へたので、準備會が持たれ、かくして昭和五年七月諏訪電氣料値下期成同盟會の結成を見たのである。その組織は字を以つて班とし、村を以つて支部となし、本部を上諏訪町に置いたのである。本部は各支部長郡聯合青年會委員及び各種壯年團勞農大衆黨の代表者を以つて委員會を構成し、その委員會中から數名の常任委員會を選出して構成した、そして所要の經費は寄附金及び支部から據出される事に決定された、尙東京から顧問辯護士として三輪壽壯、細田綱吉、松谷與二郎氏等を依賴しその承認を得た。大會に依つて承認決定した要求條項は

一、電燈、電力料金三割値下
二、取付取外料金全廢
三、臨時燈臨時電力料金割增撤廢

四、十五日及月末に於ける停電廢止
五、電氣器具借付料金全廢
六、電柱電線工事による田畑の損害を耕作者に出すこと
七、養蠶電燈準備料及休燈料の全廢
八、規定電力の送電
九、電氣料値下による從業員の待遇改惡反對外數項である。

方針に從ひ各地に於ては需要者の同盟會加盟調印が行はれ、班を結成し更に支部を組織し、班の會合支部大會等が持たれた。そして更に全郡下需要者大會を開催して値下の正當且つ合理的であることを一般需要者大衆に滲透させると同時に、嵐のやうな大衆の要求決議を會社に叩き付けたのである。だが會社は依然頑迷な態度を續けると同時に集金人、工夫等をして値下同盟會や幹部に對するデマを飛して切り崩しに努めたのである。同盟會の組織は上諏訪、中部、中諏、東諏、南諏へと展開された。然しながら當時の組織運動は一般的には調印運動であつて、輿論の喚起には相當な役割を果し得たと云ふても、獨占保護の牙城に蟠居する電氣會社との鬪爭方針としては極めて觀念的であり從つて微力であつたと云はねばならない。

當時の組織運動は富士見村を中心とする南諏地方に最も活潑に爲された（富士見村では、ラムプを共同購入して對抗し、共同保管延納に迄到つた）けれども一般の情勢が立ち遲れて居たので會社の戸別的擊破を受けて同盟會の戰線を脫落し、同盟會の强固な組織後にも拘はらず立ち上ることがなかつたのである。南諏が地理上或ひは組織者の缺乏等をもち原因且又會社の防止の爲めに再建されなかつたと言いうるとしても、他の地域、他の場合に於ても、就中農村部の再建は困難であつた事は事實であつた。

『評注』　こゝで誰しも注目するのは、日和見政黨の勞農大衆黨が指導者の位置についてゐたといふことである。果して大衆黨はこの鬪爭を正しく展開しえたか、否々それは、會社の强襲にあつて全く途方に暮れたのであつた。鬪爭は力である。力のための組織と計畫とを持たずに勝利に達するわけはない。その點で大衆黨は遂にこの鬪爭の指導者たりえなかつたことを證明した。又青年團の力を過大評價して、一日も早くそこから指導權を大衆の手へ移動する方針をもたなかつたことはこの鬪爭中の組織方針上重大な過誤と評さるべきものであつた。前車の轍を忘れてはならぬ。

三、減燈減燭運動の蜂起

「供託による延納は、その方法を誤ると、反つて會社に料金を集金して獻上する樣な結果になるを

以つて、單なる延納と、當時の民政黨内閣のデフレーション政策に適當した減燈減燭運動を併用して會社の經濟に打撃を加へる」事が、組織の擴大強化とゝもに指導方針として採用された。

延納による經濟封鎖が最も強力であり而も効果的な戰術であるが、會社は獨占權を楯に斷線の暴力を振ふから延納は組織化される事が絶對に必要である。然るに當時の延納組織は薄弱であり、斷線に對抗する必要的な戰術の組織を樹てゝ居なかつた。從つて深刻な不況に追ひかけられて自然發生的な延納の續發しつゝあつた上諏訪町に於て若干の延納が組織されたに過ぎなかつた。減燈減燭の運動は時あたかも農閑期に入つたので農村部（特に山浦地方）で極めて廣範圍に、一戸十燭光一燈主義が區の決議として採用された。その結果郡下に於ける減燈は二萬燈の多數に上つた。

『評註』　この段階でもわれらは「延納」の組織に關する十二分な計畫的方針をたて、それに向つて疾風的な組織の擴大強化を戰ひとらなかつた點を痛感する。

會社にたいする經濟的封鎖がいかに彼等をふるひ上らせるかを體驗させる前に、この戰術の合理性・妥當性を適當に理由づけるべきであつた。その點確かに意識的に戰ひ切らないものが認められる。

更に「延納」の組織を契機にして、その保管・勸說・斷線・協同・防衛・等の大衆的な力を結成することを戰ふべきであつた。大事なものは凡て大衆の手で、大衆的に組織し防衛すべきである。

如何に不況によるとは云へ、文明生活に於ける生活必需品たる電燈を必要最少限度以下に切り下げた事は封建的心理の殘滓が無意識的に作用した事を物語ると同時に、獨占權力が生活必需品の上に、今日迄如何に暴威を振つて居つたかをはつきりと實證するものである。

かくの如き退嬰的な心理は同盟會の鬪爭の過程に於て鬪ひ取られたと同時に、かゝる暴壓に對する反抗心理の萠芽が鬪爭に拍車をかけたのである。

『評註』　この邊の鬪爭は、まことに自然發生的である。しかし、それにも拘はらず、運動が發展的に進んだことは大衆の窮乏化によるものであつて、まさに時の利をえたものであつたと言ひうる。

延納―電球返還―まだ、この邊で本當に大衆を會社の鬪爭に直面させてゐない。斷線と戰うための減燈―斷線に對する同情的電球返還「球を減らすためでなく、暗黒化のための返還」そしてそれに對する忍耐と、代用品の手配等、豫め用意すべき問題は數へきれぬ程出てくる。敵を××××××戰術を忘れるならば、たしかに敗北的である。

電球返還鬪爭の如きは封建的心理の亢奮でありその鬪爭は永續性を持たぬ、されば飽く迄鬪爭されねばならない。

四、郡聯合青年團の退却

『教育機關に過ぎぬであらふ、大衆の中に眠れる社會意識を揺り起し、現社會機構に向つて正しき認識を把握し得る教育を、その活動に依つて與ふべき、社會啓蒙運動に精進してこそ、初めて役割を果せりと云ひ得るであらふ、執拗なる闘爭は之を任務とする機關を持つであらうから』（青年新聞）

從つて郡青年會の値下闘爭は單なる決議の機關に過ぎなかつたといふ嘲うべき結果になつた。

郡聯合青年會執行委員會の日和見主義的退却は昭和七年度に於ては一層甚しく、「社會運動又ハ實踐ヲ爲サズ」と云ふ決議迄爲されたのである。委員長小林某は「値下運動ハ今後絶對ニ爲サズ」と云ふ一札を會社に入れた程であつた。

然しながら郡青年會構成の中堅（玉川、宮川、永明）中部（中洲、豊田）豊平、金澤等々の青年團は、同盟會の裡に在つて活潑な闘爭の一翼となつて活躍し、大衆の裡の眠れる社會意識を揺り起し、實踐的社會の啓蒙運動の役割を果したのであつた。

『評註』　こゝで青年團が完全に馬脚を出してゐる。そして大衆闘爭を青年團の手から大衆化してなかつたといふ事がハッキリと批判されうることを明らかにした。

扨て我々は小縣郡の電燈爭議にも、かような適例を見た。これは郡青そのものの構成が始めから闘爭組織でないことによつて明白である。郡青の幹部には教員や地主（綠主）の子弟や兎も角官憲の壓迫、縣會町村會等の議員などから壓迫される日和見的地位にあり、從つてこの有爲な組織の限度を看取して、逃げ足の立たない中に、大衆の中へその實體を移動する必要が掌をさすが如く明らかである。

五、同盟會最初の危機と高倉事件の突發

昭和六年一月十二日同盟會幹部（土橋宮坂（勝）宮坂、藤井、茅野、岡田）諸氏が先に同盟會幹部であつた高倉某が突如として會社の整理人となつたので、その理由を尋ねるために、その自宅を訪問するや、時を得たりと、强迫、暴行を爲したと告發し、檢事局に送致したが結果は不起訴として終つた同盟會幹部は刑事被告人として彈壓し運動を閉塞破壞しようとしたのであつた。

郡聯合青年會それ自體が運動の主體として、運動の主要部面を分擔して闘爭を續ける事は危險でもあり、又依然不可能な事である。然しながら問題は今日迄同盟會の主體となつて闘爭の第一線に在つた郡聯合青年團が、年度の變更に伴ふ執行委員會の交迭によつて、「單にそれ丈けの理由によつて」劃然と指導理論を變更するならば、組織が未だ需要者大衆の裡に入らない同盟會に及ぼす影響の如何に大きいかは想像に餘りある。かゝる時に同盟會の幹部が意識的な强彈壓をうけることになるならば同盟會の危機は將に致命的だと云ふべきである。同盟會解散か否かが考慮されたのも當然の事であつた

『評註』　然りわれわれはまづ彈壓を豫想すべきである。それは戰端開始前すでに決定的なことである。然ら

ばこの彈壓（單なる幹部の檢束如きは問題の數でない）をいかに克服するか。

これこそ鬪爭の指導者によつて考究されねばならない問題である。彈壓のさ中に立たない大衆黨の指導はこれ等の點で致命的な過失を犯してゐる。青年團に對する期待が過大に大きかつたことも、彼等の構成一カ量一を分析しなかつたことから起つたものである。彼等の背信、彈壓の不當を責める」ことはこの意味において第二、第三義である。まづ自分たちの過失、未經驗の清算から始めるべきである。

六、鬪爭具體化への準備鬪爭

かうした悲觀論があつたにも拘はらず、會社の陰險極る戰術に鬪志を激發し、此の危機の克服の爲めに運動は從來のような觀念的な方法からより具體的な方法へと進められた。

電氣の物理學的、電氣事業の性質、電氣事業法の法律的關係の研究、並に諏訪電氣會社の內容と過去を調査するに及んで、電氣事業の搾取機構と、搾取の事實を確認した、同時に全國に野火のように起きつゝある鬪爭方法を參考として「飽迄三割値下ヲ鬪ヒ取レ」のスローガンのもとに新なる鬪爭が始められた。

一方上諏訪町では、電氣界の權威と云はれる、日立モートルの六角三郎氏の好意的調査によつて町營電氣が計劃された。その調査の結果によつて如何に電氣が安價に生產され得るものなるかを實證し

七、諏訪電氣會社の暴狀

別名伏魔殿の稱ある諏訪電氣會社（資本金八百二十五萬圓）は過去に於て經營放漫を極め、重役又榮華を壺して五百三十五萬の負債を生じ、その爲めに支拂ふ利子は四十萬圓前後に及んで居るのである。而して此の支拂利子は諏訪電氣會社一ケ年の總收入百二十萬圓前後の三割强に當つて居る。

この放漫と榮華によつて生じたる五百三十萬の大借金を郡下三萬三千戶の需要者大衆に轉嫁し、十燭五十五錢の高い料金を獨占による斷線の壓力によつて取らうとするのである。稅金すら五ケ月六ケ月、と延び勝な大衆も斷線に脅かされてあらゆる工面をして支拂つて來たのである、而も自ら營利會社と稱する電氣會社の集金振りは寧ろ執達吏の觀があつた。

電氣料は生產原價その他送電費、營業費、償却金、株主配當一割を加へても十燭光一ケ月十二三錢で出來ると云はれてゐる。現に諏訪電氣會社が豐平村鬴澤に在る東信電氣會社の鬴澤發電所よりは一キロ、僅か六厘で買ひ入れてゐるのであるが、之に送電のロスを見込み、諸經費を加へても十燭光一ケ月十錢前後に過ぎないのに五十五錢と云ふ高利貸的な暴利を貪ぼつて少しも恥るところがない。

これこそ實に電氣供給區域の獨占が電氣事業法によつて護られて居るためである。こゝに電氣事業

法が電氣の社會的公有性を守るべく作られて居る筈なのに却つて惡用されつゝあるといふ事實を見るのである。然り斷線攻撃こそは實に會社の寶刀であり妖刀村正である。

一般需要者の無智に乘じ、その絶對的必要といふ足元につけ込み、上は取締より下は從業員工夫集金人に到る迄暴君的な行狀を爲した。

永明村茅野驛より原村柳澤に到る動力組合はその路線建設の爲めに三千圓の金を取られたのみか、それに附與せられた三ケ年間のその路線間の動力布設許可權を、その期間内に諏訪電氣會社自らによつて侵害せられたと云ふ事實がある、かゝる例は實にその一例に過ぎない。

「評註」　なるほど斷線は會社の專家の寶刀かも知れん。然し、これを專家の寶刀とさせるも「鈍刀」とするもあるひは專家の凶刀とするもそれは大衆の組織化の程度にあると思ふ。大衆が鬪爭力旺盛で、工夫や會社の犬をよせつけず、石油繰や板木や半鐘等々の合圖をし、見張りをおき、鬪志滿々眞摯に充つる意氣を示すとき會社の村正は凶刀となつて會社の方へ喰ひ込むわれである。「斷線と如何に戰うか」力で守るか、減燈でこれを守るか、何れにしても文化的燈火慾の虛惰な考をすてゝ、死身でかゝれと敎へ込むべきである。

八、共同保管鬪爭の組織化成る

四月に到つて初めて料金延納の强固な組織が玉川村及び豊田村に共同保管の形態を以つて、持たれた。之に會社は漸々驚き工夫、集金人をしてデマを飛させると同時に斷線の通告をして威嚇的切り崩しを試みた。けれどもこれらは大衆の動員によつて擊退されしてまつた。又玉川村神の原へは營業課長を特派して切り崩しを試みたけれども、その結束は强固でその誘惑を蹴ばすと同時に「個々斷線をしない」と云ふ言明と、東信電氣會社より買ひ入れ電氣の原價を獲得し得たのである。この爲めにその營業課長は首になつたと云はれてゐる。

青壯年が運動の第一線に立つて居つたが爲めに會社の常套戰術たる、情實、買收、威嚇が何の効果をも奏さなかつたのである。かくして此の玉川、豊田兩支部は同盟會の前進陣地となり、强固な鬪爭の發展として二段の組織擴大へ向つてその支柱的な役割を果した。そして此の鬪爭は經驗の少ない同盟會に多大の確信を與へるに充分なものであつた。

玉川村は嘗て泉野村と共に、玉泉電氣と稱する村營電氣を企劃し、その計劃が可成具體化したことがある。諏訪電氣會社は之に驚き兩村の有力者買收の爲めに一萬數千圓の金をバラ撒き、無料燈を提供してその計劃を押へ付けた、その結果今日と雖も村長の更迭期には必ずこの問題が起ると云はれて居る程である。この玉泉電氣の關係者共が電氣料値下運動反對の策動をした事は勿論であつて、泉野村は遂に同盟會に加盟しなかつたのである。

「評註」　この經驗にみても明らかなように、所謂「海千山千」の町村有力者よりも正義感の强い新進氣鋭の

青年が闘爭の只中に入ること、闘爭の指導力となることの如何に望しいかを物語る、この青年闘士に對しては買收や切崩しがテンデ効を奏さないのである。

そしてかような青年の中に更に彈壓に「へこたれぬ」青年を求めるならば、プロレタリア的青年こそそれにあてはまるのである。本當の信賴は大衆の先頭に立つ闘爭力にかゝる。この闘爭力を無視して青年の壇上はありえない。正義の青年であると共に闘爭力の强い青壯年こそ唯一の武器である。

九、養靈燈の封印を破る！

電氣會社は同盟會の組織を切り崩そうとして需要家の必要なる點燈要求を拒否し、之に苦痛を與へる戰術をあらゆる機會に用ひたのである、玉川村の養靈燈問題もその一例である。

諏訪電氣會社は玉川村から養靈燈點燈準備料として五十錢宛を前金で取り立てゝ置きながら需要家の點燈要求を、單に同盟會加盟の故を以つて拒否したのである。之に對して同盟會は會社に同盟會で封印を切り點燈する旨を通告し、封印を破り點燈使用した。會社は之を目して盜電である、電氣事業法違反であるから告發する等の暴言を吐いたけれども點燈の申し込みに對して點燈を拒み得ないのは電氣事業法の明示する所である。これが獨占權の持つ反面の義務である、況んや五十錢の準備料を取り立てゝある以上點燈を拒否する會社こそ電氣事業法違反をおかして居るのだ。さればこそ會社が告發の暴擧を爲し得なかつたのみか秋になつてノコ〳〵と封印を貼りに來たのである。

『評註』これを見ても、戰は强氣に出ろ！　である。常時の問題ではないのだ。相手に通告して盜電をする場合がありうるものでない。從つて電氣檢査などは問題にならない。宣戰布告をした以上はあくまで正々堂々と必要的行爲をやつてのけるに限る。

勿論、無茶苦茶な强氣は避けねばならぬが、會社の不當節線を接續することや、この種の封印破棄は、問題にならない。これは全國的に敎訓としていゝことである。無理が通れば道理がひつこむ、とは會社の橫暴振をさすのだ。大衆はこの手で押すべきである。

十、延納組織の飛躍的擴大

かくして十月縣會議員總改選を迎へて會社は斷線の期を失つたのである。この縣議戰を通じて政民のブル政黨の候補者と雖も悉く電氣問題を取り擧げて、現在の電氣料の高價を批難し、或ひは電氣縣營論を唱へて大衆の歡心を買ふべく努めたのは、電氣問題が全く大衆性を獲得するに到つた事を示したに外ならない。

この縣議戰半にして中洲村神宮寺に於て需要者大會が持たれ共同保管による延納の組織が結成された。これを契機として、選擧の終了と農閑期に入つた機を失することなく隣村宮川村、永明村に働き

掛け、宮川村に六ケの班（高部、新井、安國寺、中河原、西茅野、舟久保）と永明村に二ケ班（塚原上原）中洲村に一ケ班（上金子）の結成を見た、更に十一月に入つて豊平村に六つ（上馬澤、鹽の目南大鹽、上古田、下古田、福澤）金澤村に一ケ班（木舟）及び湖東村に一ケ班（中村）の組織が結成された。悉く共同保管（料金の七割）延納だ。これ等の組織に當つては先づ同盟會本部員と地元青年會壯年團或ひは需要者有志の準備會が持たれ、次いで電氣料値下要求に關する、アヂビラを毎戸に配布、デンタンを貼布或ひは需要家へ戸別訪問等あらゆる手段を盡して同盟會の主張の正當性を理解させると同時に加入調印等が求められ、かくして**需要者會**が持たれ、既組織班、就中隣接部から可及的に多數を動員して出席し**需要者と膝を交へてアヂプロし**組織された。このようにして隣接してゐる町村へ區へと前進を續けた。各班はそれぞれの地區内の他班と倶に支部を構成し、支部大會を開いてそれぞれの機構を決定し、運動に要する費用、共同保管の管理に關して特別の考慮が拂はれた運動の過程に於て或ひは末期に於て醜聞の發生を恐れたが故である。

各支部は本部と連絡を取り、未組織地への組織擴大が絶えず、執拗に爲された。かくして執拗に爲す事によつて始めて組織されるのだ、實に組織は鬪爭であり力である。といふ體驗が人々の頭に確信されたのである。

『評註』 然し大衆を組織することは、大衆と膝を交へて、よくその趣旨を呑み込ませるにある。大衆を一人〳〵捉へると同時に組織化することによつて、その擴大强化の實があげられるのである。

だがこゝで忘れてならない一點がある。大衆を組織しただけで安心できないといふことである。これを放任すればすぐ崩壊するからだ。そこで一旦組織した以上、これを一日毎に堅牢化するといふことである。この仕事なくして鬪爭の底力は倍加しない。會合の持ち方、座談會の作り方、何をもちこみ、いかに教育するか等々の問題は實にこゝから始まつて行くわけである。組織强化はこれからである。

十一、郡外との共同戰線—分進合擊の策

安曇電氣株式會社は片倉の支配下に在る會社である。諏訪電氣會社も亦片倉の掌中に在る。而して飯山電燈爭議諸君の鬪つてゐる中央電氣會社に於ける今井五介、長野縣電氣界に於ける片倉資本の陣容の着々と備へられつゝあるは刮目に價する事實である。

此の片倉資本の重壓下に在る本同盟會は、安曇電氣料値下同盟會と共に連絡を執り共同要求條項を以つて鬪ふ事が兩者の間に決定され盟約された。

一方伊那富朝日小野川島の伊北四ケ村は諏訪電の供給區域内であるが、曾て伊那電と供給區域の爭奪戰の際一ケ月の無料電氣を得て居たが五錢の値下の際無料月を廢止された爲め却つて値上となつた

のに怒り各村會の決議を以つて爭議が始められた、この爭議團と連絡共團戰線を張つて打倒諏訪電に分進合擊の歩を進めた。この共同戰線は安鑒電燈爭議の解決を以つて終り、伊北の爭議は何時の間にか解消されて終つたのである。

「評註」 組織の擴大は又もつとも巧妙に行はればならぬ。いかにすれば相手を一番苦めうるかを考へてー。資本家同志の對立を利用することも惡くはないが、それだけでは三百的惡性なカケヒキに終る。

そこで郡外の同一資本系統内にある需要家の組織にかゝること、そして、この資本系統の全體に對する爭議を展開するのが望ましい。

若しもそれに注意しないならば一方の闘爭中、他郡の需要者は相手の會社ー共同の敵に塩を送ることになる。この點を意識して全體的奮起をこそ望まねばならないのである。その意味において、この部分の展開が批判されるべきである。

十二、會社を經濟封鎖せよ！

農村部に於ける共同保管の延納形態に對し單なる延納組織も同時に組織化されて居たばかりでなく深刻な恐慌に驅り立てられつゝある一般市街地需要者大衆の延納は加速度的な增加を來した、これ等の未組織者の延納は同盟會の闘爭にはじめて拍車を掛けられたと同時に、この莫大なる延納金を同盟會の力として逆用したのである。この延納闘爭の成果が漸く著はれ會社第六十五期末に於ては未收入金三十一萬圓（諏訪電一ケ年總收入約百二十萬）と計上され、この數字は更に「增加する一方」の氣勢を示した、同盟會の指導の方針はこの線に沿ふべく持たれたのである。

「評註」 「不拂戰術」は手の届くところだけ組織するわけだが、傳單、ビラ、等々によつて、廣く、共同需要區域へ、洪水のように、その不拂ー巧妙な辨解による不納・延期・の風習を作興させるように、十分方針をたてるべきである。

即ち同盟に入つてゐないがすでに不拂闘爭を敢行することはやがて會社の斷線に脅かされて同盟へ流れ込んで來るか、或は同盟の共同者として容易に提携できるものである、この意味で、組織されない不拂の進展といふことを十分に留意すべきである。

十三、斷線に備へよ！

同盟會の團結は一齊斷線を不可能にし、個々の斷線をも躊躇させたものである。唯時々組織力の弱い個所に向つて、威力偵察の斷線を試みたけれども、それは闘爭意識を激發するに過ぎなかつた。

同盟會は本部、支部、班との間の連絡動員網を作り常に備へると同時に不當斷線の暴力に對抗し事ある毎に、會社に大衆抗議を爲してその度に會社からの言質を執つた。

同盟會の發展性を輕視した諏訪電氣會社は自ら經濟封鎖の網中に落ち入つたのだ。

「評註」 「斷線」「斷線」といつて脅やかすけれども、これは大して恐ろしいものでない。弘前の電爭では、

切る挨ぐ「三十八回」に及ぶほどの激戦だつた、組織されてくれれば、こんなに切りつぎの戰爭をせずとも、大衆行動で會社の使用人を追ひ散らす位ワケなく出來るだらうし、或は又同情減盤の戰術で、一燈切つたら全戸暗黑化の計畫などで積極的に戰う準備をとるべきである。

この強い計畫からみるとき、この闘爭には反省すべき幾多の弱點が指摘されるようである。採取すべく、工夫すべき貴重な經驗であると思ふ。

十四、調停の計劃的利用！

かくして秋の收穫時になると運動が一寸一息と云ふ形になつた。潮時よしと見てか、上諏訪警察署長金井氏と上諏訪町々役小松直治氏が調停を買つて出て來た。

同盟會は闘爭を一日と雖も永引かせることによつて經濟封鎖をより强力ならしめる持久戰術の爲めに調停を承認する事に依つて斷線を復舊せしめ、且斷線を封じ、交涉を遷延すると同時に、組織の擴大强化を計ると云ふ方針のもとに、調停に對した。從つて此の間に於て組織擴大の旗は到る所に押し進められた。之に對して會社側は、戰鬪の中止を要求すると同時に、案に對する讃否の急速なる決定を迫つたのである。

さて示された調停案は何であつたか案は八項目を擧げて居るが何れも抽象的な摑み所のない代物である。だが第七第八項の延納料金の即時納入と、同盟會の即時解散の二項目だけは餘りにも明確だ而して値下要求の基本的な部分は何處にも見られないではないか。

同盟會は豫定の通りこの案を蹴飛したのだ。それと同時に大衆會社に押し掛けて「如何なる理由に依つて五十五錢の電燈料金が生れて來るのかその計數的の說明」を要求した。けれども之に對する良心的な解答が出來得るわけのあらう筈が無い。もしそれが爲されるとすれば著しく歪められるの外は無い。「我々需要者大衆の同盟會は正當な理論的並びに實際的根據のない「高い電燈料金」を承認し得ない、闘爭の外はない。今後若し如何なる事件が突發してもそれは會社の責任である」事を宣明して引き上げた。時すでに十一月半だつた。

十五、公有電氣の具體的調査を開始す

調停決裂と同時に來らんとする暴力的斷線と闘ふ爲めに益々組織の擴大强化が爲され、連絡統制委員會によつて非常時に於ける大衆動員が準備された。

一方電氣村營の具體的調査を、不當斷線を楔機として配電區域の放棄へ而して安價にして明るい公有電氣建設への第一歩として進めると同時に需要者の注意を他の角度より換起すると共に諏訪電氣會社の戰術を牽制しようとした。

永明村々會は電氣村營の決議と同時に調査員を上伊那郡中澤村及下伊那郡上鄕村の現狀調査に派遣した。

同盟會でも豊平村禰澤第二發電所附近を調査の結果水路延長十町、落差百二十間、實キロ六百キロを得るを知つた。この電力は永明村、宮川村、豊平村、玉川村、米澤村等六ケ村に供給して充分なのである。この各種調査を以つて同盟會並に青年團は需要者並に各村會に働き掛けた。この計劃は鬪爭の進展につれて等閑に附されたけれども、將來上諏訪町の町營電氣と共に捲き起る可能性は、充分にあるのである。

「評註」　公營電氣の計畫などを、かような鬪爭の段階で問題にし、それに深入りする事は横道へ入るものであり、道草食ひである。鬪爭の進むにつれて一顧だもされなくなつたのは當然だと思ふ。

これはむしろ、諏訪電を自滅させて、需要者の共營にするような計畫で煽動する方がはるかに大衆的であるが、それも第二義的なものである。われわれは常に當面「何に力點をおくか」そして、それを如何に生かして行くべきか、といふ點に勢力を集中すべきだと思ふ。調査はかかるものよりも鬪爭資料の方向に全力をあげるべきであつた。

十六、第二次調停の重要性と會社戰術の急轉向

農村部の支部又は班需要者會を持つて監督官廳の許可なき不當斷線の防止策並びに、若し斷線された場合に於けるラムプによる對抗策が定められた。青年會より犧牲者に石油ラムプ或ひは共同保管金より石油ラムプを支給する等背水の陣を布いた。

宮川村地方寒天工業者は事業期を迎へ電燈を必要とするも會社は點燈をしない、之又同盟會は封印を破つて點燈使用した。かくの如きいやがらせ戰術が絶えず行はれると同時に、斷線が豫定の如くにやつて來た。

永明村塚原に於ては寺の鐘を亂打して大衆動員が行はれ、電氣工夫を追廻す。この點鐘は可成のセンセイションを與へた、上諏訪の斷線には全郡下より集中し會社に即時復燈要求の抗議を叩きつけた當時の斷線は主として市街地に集中された、時まさに歲末、電氣の必要は農村に鈔く、市街地に多い時なるが故であつた。

實に會社は延納の加速度的增加を恐れて、年內に爭議を解決し樣と焦り、斷線による威嚇切り崩しによつて、同盟會を牽制し再び調停者を介在せしめ樣とする策戰であつた。

會社は會社重役であり且つ縣議及び上諏訪町に長たる宮坂作衞氏に働き掛け小松直治を前面に押し出して調停の火ブタを切つた。

同盟會では持久戰を有效ならしめる爲に可成く決戰を避け就中歲末に於ける市街地への逆襲を防止

する爲めに之の調停者の介入を認め折衝を開始したのである。

この頃から會社のスパイ網は全郡的に統制ある活動を爲し、同盟會幹部、又は諸會合等はスパイされて居た。而してこの魔手は同盟會幹部中に二三のスパイを作つた。このスパイは調停者と料理屋で會合したり、又調停案の提出きれる二三日前に「需要家數の一割五分の三割値下はどうか」と云ふ樣な事を全郡下支部を觸れ廻つたりしたのである。即ち同盟會を妥協へと導く策動が爲されたのであつた。このスパイの存在に無警戒であつた爲めに當時頻々と持たれた會合の機密は細大となく會社に報告されてゐたのである。このスパイは池田某であつたと共に注意すべきは茅野源三郎氏の動きである。氏は同盟會の動きの外に、會社上諏訪出張所の小林某及び小松直治氏と頻々と會合した。小松氏は氏の親友であり且又大衆運動に理解を持つが故にその好意的調停の意味に於ける氏を通じての諸情報は極めて有利であり。而して小林某を通じて會社と直接の觸接? 既に調停者即ち第三者の介在によつて折衝を進めつゝある時、當事者直接の觸接! 恐らく氏の判斷に於いて、情況の如何によつては妥協への道を開かんとした爲めではなからうか?

扨て調停者の介入承認と同時に斷線の復舊が行はれた、此の同盟會の要求に對して會社も同時に戰鬪の休止と、折衝の迅速を要求して來た。かくしてスパイ的グラ幹と、調停者と電氣會社の合作になる調停案が表れた、大體次の通りだ。一、會社は將來値下を爲す、二、郡下需要家の一割五分の料金を、三割値下げす、その選定は町長に一任する事、三、コードの延長(約五尺)四、ガード階級に對する無料燈の增加、五、延納金の即時納入と集金方法の緩和、六、同盟會の解散、七、爭議費用金一封を出す(千圓)等である。一項目は僞瞞する事を常習とする會社の云ふ事は當にならぬし又何時の事になるか譯らぬものである、二項の殆ど一燈級層の一割五分の三割値下は會社にとつては實に微々たるものに過ぎぬ、その他くだらぬ項目を並べたに過ぎぬ、基本的な料金及び延納金に觸れぬこの案が同盟會の拒否に會ふたことは勿論だ。

然しながら同盟會內の空氣に於ても、スパイの活動と、市街地斷線の脅威、には悲觀論があつた、就中この空氣は市街地幹部の心中を流れてゐたのである。かゝる情勢下に於て修正案が持たれた、それは同盟會側から提起されたものである。その重要なるものは、三、該コードの延長は接續コードとすること、四、該延納金に關しては穩和な態度で無理な集金方法を採らないこと、之に就いては調停者を中間に介在させること。共同保管金を棒引とし、それの發表は爭議費用中に加へてその名目に於てすること等であつた。

これに對して、會社はコードを一戶一燈に限り隣室使用に不便なき迄延長すること、及び爭議費用

を二千圓に引き上ぐるの二項であつて、延納金に就いては、唯々集金方法を緩和すると云ふのみである。同盟會の修正案は最初の方針に比べて著るしく退却してゐるのである。これが當時の空氣の正直なる表現である。同盟會は會社の讓歩點に就いて頻々たる會合が隨所に持たれた。而して最後に大護歩案は次の通りであつた。一、コードは延長（隣室使用上不便なき範圍）を認める、二、延納金の取り立ては調停者を介在せしめ穩和になす事、三、七割共同保管金の五割（總體的には六割五分値引き）を以つて棒引とすること。之に對して會社は反對し、歳の暮も迫つた十二月の二十九日に決裂したのである。

同盟會側から見れば市街地の動搖に對比して—農村部は强硬であり殊に新しい組織群は大衆的に協に反對した、いつたいこの案それ自體が農村部に惠ぐまれぬものであつた事にもよるが。

會社が年内に何んとかして解決しやうと云ふ最初の策戰を轉廻して强硬に出たのは何故であるか。之は調停者小松氏が調停半にしてその決裂を恐れ妥協案を求めんとして各支部別に會見したその結果その要求が個々に多少の相違あるを會社に漏らした事と、スパイの策動とを綜合考慮し單獨交渉に依つて個々に擊破すると云ふ戰術を確立した爲めであつた。苟くも同盟會と云ふ一つの統一目的を持つ組織體がその個々の意志を表示するが如きは全く誤りと云ふべきで、誤れる指導は重大なる結果を持ち來すのだ。もう一つ注意すべき事は爭議費用一萬圓の要求が共同保管金約六千五百圓を含み居る事情にも不係ブル新聞によつて大々的に歪められて報導されたが、これは、諸種のデマ中最も惡質のものであつた。

「評註」 然り！ スパイの問題こそは、かゝる大衆運動にあつても相當深い考慮を拂はれねばならぬ。且又これを頭におかない限り飛んでもない失敗につきあたる。その意味で大衆性と秘密性とを區別しておいて、秘密にすべきことは凡て要領よくそれぞれ取扱つて事を運ぶべきである。

よく働らくことや、有能であるといふだけでは機密を洩すべきでない。相手をよく評價する力をもつてにあたるのが指導者にとつて特別に必要であらう。

十七、反動新聞をボイコットす

電氣料値下運動が大衆性を把握し、その鬪爭が廣汎に行はれて居る限り、新聞紙が記事に相當の紙面を提供するに違ひない、然しながら一般ブル新聞としては單に營利上の報導價値以上には決して取り扱はない、ましてその新聞社の主腦部が會社の株主であつたり、ブル政黨又はファッショ系統や或ひは又會社が良き顧客であり、又あり得る郡内新聞（特に倭少新聞）がその記事の取り扱ひ方に反動性を持つ事は爭はれない事實である。會社も亦宣傳戰術に利用する事勿論だ。常時同盟會に有利な報

導が持たれて居ても前に述べた「爭議費用等の問題」或ひは「何處々々が單獨交渉する」等々の問題になると著しく歪められ誇張されたニュースが表れる、之が一般大衆にひどく關心を持たれ、何の批判なしに信ぜられ傳へられる。此の點は特に十分對策されねばならないところである。最後迄比較的問題を公正に取り扱つたのは東京或ひは縣下の新聞にして特派員を派遣してゐるもので、東京朝日、東京日日長野新聞、信毎等であつた。プル新聞が反動性を持つと雖もこれを巧みに利用されねばならぬ。この點で同盟會の新聞戰術は可成り効果的であつたと云へやう。

郡下の諸新聞は需要家なれば最も同盟會の動きに敏感である。組織の強化、鬪爭の擴大につれ、プル新聞のデマに對する鬪爭が爲されその利用性を獲得し得る。信陽新聞「諏訪に於ける二大新聞の一」はデマを記載し續けた爲めに、昭和七年六月、同盟會によつてボイコットの決議を受け、その資行減少し、その結果記事が改められた程である。この點、諏訪に於ける大衆による新聞紙との鬪爭は始めて成功したといはれうるだらう。

以上のプル新聞の外に在つて暴露に、報導に、連絡に鬪つたのは壯年新聞であつた、その効果と健鬪は實に大きいものであつた、機關紙を持たずにプル新聞のデマと鬪爭し、大衆を啓發奮起させる事は極めて困難であつたにも拘はらず。

「評論」然り、反動新聞、或は反動とまで行かずともプロを交換條件に、政黨その他の關係上會社と對立しやすい新聞をとらへて、他のものをボイコットする戰術は賞讃すべきものである。

一寸考へると金を出さなければ駄目だらうと思はれるが、地方新聞などは同時に政黨新聞であるために、ボイコットされることは致命傷であるから、特にニュース部を設けて、適材を配置し、記事に論說に、活動することを忘れるべきでないと思ふ。

十八、片倉財閥の策動—川岸亂鬪事件

危機に瀕した妥協問題の行方は、スパイとダラ幹の退却となり、新しい鬪爭の御柱年を迎へ、意氣大いに擧る。かくて本部より隣接支部より北山村に、原村に、南諏訪方面に、湖南村に、平野、川岸村へと働き掛けた。

諏訪電氣會社々長片倉修一の出生地川岸村でも電氣料値下は當然である、同盟會と共に鬪ふべきたとて、鮎澤區に於ては豫て區の總會の決議により賛成區の調印を得川岸村長片倉修一に要求書を叩きつける爲め一月七日區惣代鮎澤榮藏、同增而に調印を求むるや、片倉系の二人はそれを拒み、加へて委員鮎澤清人氏を毆打嘔唖となり、なぐられた鮎澤氏が岡谷署に拘留されるに到つた。村長片倉は地元の要求には殆ど考慮せねばならない事情が伏在して居る爲めに、片倉配下であり且又鮎澤區々長た

る矢島剛以下總動員で採つぶさんとしてその策謀を始めたのである。かくて、明八日は同區初集會の席上暴行事件の前後所置を協議中、片倉系暴力團と云はれる鮎澤幸夫が泥酔して來り委員鮎澤兵重氏を殴り付けた爲め議場騒然となり、惣代鮎澤榮造は整理者なるにも拘はらず電燈を消したので遂に修羅場と化し、惣代は辭職して退場區内は混亂に落ち入つた。

一方拘留した岡谷署は數日間一度も取り調べず不法拘禁問題を捲き起した。同盟會は直に暴行事件の眞相調査と共に諏訪電に押し掛け、その陰險なる策動に嚴重抗議した、かゝる結果は「電氣料の片倉系の特別割引」等の事實の曝露となり區民の憎惡となり鮎澤に同盟會の旗が樹てられた。

郡内各地に散在する片倉系購滿員、使用人等が株主と共に組織の切り崩し防止に血眼になつた、從つてそれ等の多い村は立遲れがあり又切り崩しもあつた、所謂、物持、顔役等が物を云ふ封建的殘滓と闘つたものは實た青壯年層であつたのだ。

『評註』相手方に暴力團のある場合はいふに及ばず、組織の中に行動隊―自警團―等々青壯年による闘爭的組織をもつて、相手の非行に正當防衛をなすことは當然のことである。この點、今度の組織に反省の餘地が少くないと思ふ。暴力團の行使を恐れず。あらゆる力をはね返してやる強力性こそ、闘爭組織においてもつとも重要な問題である。

警備隊・自衛隊・を作つて弱い地方を應援し強い暴力をはね返せ！

十九、青年會の握る指導權の危險曝露！

玉川村穴山は王泉電氣の關保者が多數あり且又種々の利權屋の多い所であつた。これ等の醜類が利權を漁らんとするのに對して會社は金一封？を提供する事によつて同盟會の組織中強いと觀られた穴山班を切り崩し全郡的切り崩しを効果的にしやうとしたのである。かくの如き同盟會を會社に賣り飛ばす醜類の穴山區會議員は青年會の握る同盟會を蹂躙して區會の決議を以つて單獨の交渉を開始した。そこに示された案は、一、無料燈を十燈增加、二、コードの延長、三、集金手數料を三錢八厘とする、四、延納料金（保管金）の即時納入、五、盜電を大目に見る？（こんな事は事實上不可能）であつた。

之を知つた同盟會各支部は急據穴山に集合し需要者に働き掛けてこの陰謀を鎭壓した。この事は青年會のみが指導權を握つて居て、需要者の裡に眞の組織が入らなかつた結果で、この切り崩しが單に若干の利權（條件）でなくして若し斷線を併用して來ると、青年會の指導權が斷線に對する絶對的の力を持たぬ限り需要者より浮き上つて了ふことを示す生きた手本である。

この教訓は直に他支部の組織の强化の必要を痛感せしめ、對策として、有力者、株主、等及び會社

の動勢の監視と、迅速なる連絡による同盟會の集中による防衛の方法が持たれた。

會社は先づ若干の利權（條件）を提供しそれが失敗するに及んで初めて斷線の暴力を併用して切り崩しを爲した。農村部に對する切り崩しは時期に遲速はこそあれ殆どこの定石通りに爲され、同盟會はこの切り崩しを克服することによつて、需要者大衆の裡に組織を押し進めて行つた。

二十、單獨交渉の拿還と再建の文出班

穴山とほゞ同時に切り崩しの手の延びたのは豐田村文出班であつた、指導部に在つた青壯年が左翼事件の彈壓に會つて警察に持つて行かれて居る最中に、區長が會社と結托して、デマを飛ばして區民を煽動すると共に單獨の交渉をした、そしてその利權として外路燈が點ぜられた、此處にも組織の缺陷が暴かれたが、青壯年が村へ戻ると、同盟會本部と共に需要者へ働き掛けて、單獨の交渉を破棄して組織を再建したのである。

〔評註〕 單獨交渉の如き大衆行動を破壞する行動に對する批判を早くから大衆の中に持たせねばならぬ。組織を作る最初において、この問題に對する加盟者の決意を堅めさせ、次第〳〵に强く、大衆の協力によつて會社を猥褻させてゐることを自覺させ、裏切的策動があつたら、直ちに本部又は最寄の支部や班へ連絡をとるように訓練しておく必要がある。

るし、そう云ふところへ大擧して行つて元へ戻したことや、責任者が直ちに恢復したことは機宜の處置であることを認め、望蜀的注意にとゞめる。

二十一、攻守入り亂るる混戰の展開

會社は同盟會の活潑な活動による組織の擴大を恐れ、中諏、中部、東諏の組織を包む外廓村落に對し外路燈或ひは集金手數料の引き上げ等の利權を與へて同盟會への加盟を先制的に防衛した。北山村米澤村、原村、金澤村、湖南村、宮川村内の若干部にこの火事泥的行爲が行はれ、同盟會の攻撃批難の的となつた。

かゝる間に滿洲戰爭の擴大となり、プアッショの擡頭、動員の下令等々、重々しい空氣と亢奮の渦中に大衆が捲き込まれるに乘じ、全面的に切り崩しが展開され攻守紛戰の狀を呈した。この鬪爭は中諏、東諏、の茅野出張所管内が最も猛烈であつて、會社側に在つては茅野出張所主任石野某が最先頭に立つて來たのである。

この逆襲に依つて同盟會の失つたものは豐年村、南大塩、塩の目、宮川村、新井、小町屋班に過ぎなかつた。豐平村に於ける切り崩しは元村長宮坂某、柳平某の策動であり、宮川村に於けるものは村

會議員兩角某、軍人分會長中村某であつて、前者同盟會の組織立ち遲れにより後者は計劃的に爲され同盟會の奪還は遂に不可能に終つた。

二十二、不當斷線接線を敢行——吉川、百瀨君事件——

會社の若干の利權提供による切り崩しが殆ど失敗に終るや、會社と結托して大衆を賣り飛ばさんとする一派との間に計劃的斷線の陰謀が企てられた。先に單獨交涉の甘い夢を破られた穴山の區長、區會議員、縣會議員、村長等は最後的な犧牲となつた。二月三日玉川村に十九戸、宮川村に一戸、上諏訪町に數戸の不當斷線となつて表面化して來た。

會社への大衆的抗議が叩きつけられると同時に、石油、ランプを支給、同情購買、同業者夜間休業等が實行され、各支部よりの激勵救援金の募集等を以つて對抗した。この斷線は商店、精米業、病人の家等を選んで爲された、【吉川、百瀨兩君宅も含まれてゐる】將に「困らせて金を取る」と云ふ諏訪電の傳統的な政策は露骨な攻勢に轉んじて來たのである。そこでこの陰謀曝露のためのアヂ、ビラは撒かれ、會合が頻々と持たれ、會社への抗議は大衆的に連日行はれた。その間穴山の區長にして切り崩しの張本人たる郵便局長牛山某は本部、支部から又はそれ等に向けて爲さるゝ電話をスパイする程の惡辣破廉知振を示した事は特筆に値する。

迫り來る七年一度の御柱祭を控えた「被斷線者の苦痛」につけ込み煽動が行はれ、青年會に向つて電燈が强要されて來た。此處に陰謀一派と會社との伏線があるのだ、一方では被斷線者の陰謀に於て接線を暗示し、さなくば妥協を要求し會社も亦接線すれば電氣事業違反で告發し、さなくば妥協せよと待ち構へて居たのである。諏訪電營業課長矢崎某は『同盟會のテロを待つ』とヌかした。

かくして吉川君は穴山の、百瀨君は神の原の、不當斷線の接線を敢行し、又宮川村に於ても行はれた。而して吉川、百瀨君が（同盟會幹部たるの意味に於てか？）上諏訪署に檢束され、續いて同盟會關係の多數の青年が訊問された。全く會社と陰謀派の思ふ壺であつた。

その結果、吉川、百瀨兩氏は檢事局に廻され、遂に略式三十圓宛の罰金を科せられた。これに不服、正式裁判を要求し、五年末上京布施辰治氏及び河上丈太郎氏の兩辯護士を訪問、七月二日布施氏辯護のもとに劃期的な公判鬪爭を展開した。上諏訪區裁判所の原審判決に不服控訴、十一月四日長野地方裁判所に再び布施氏の辯論の下に公判が行はれ、遂に無罪の判決が下り、不當斷線接線の合法性を獲得し、電燈爭議戰術に劃期的な役割を果したのである。

『附記』こゝで布施辯護士と連絡をとつたことは二つの意味で重要なものであつた。第一に布施氏は吉川百

瀬爾君の徹底的無罪のために貴重な辯論〔(1)第一審における大衆教化の辯論(2)第二審における法理論の展開〕によつて、あますところなく兩人の無罪を戰ひとつたこと。第二に氏の豊富な經驗と、假借なき批判とによつて、從來の鬪爭の誤謬を脫し、新らしい鬪爭へ、何の疑問もなしに入つて行けるように指導してくれたことである。

この助言・指導・批判・によつて鬪爭が勝つたといふも過言でなかつた。そして鬪爭の迅速さ・大きさ・強さ・が大衆黨的なものと、雪と炭との差をもつて發展したといふことである。持つべきはよき指導者なるかな と人も我も考へたことであつた。

この吉川、百瀬君の檢束に就いて、同盟會側の警察並に電氣會社への全郡的な大衆行動が爲されなかつた、かゝる場合の大衆行動こそは、最も果敢に爲されねばならないのである。

かくして玉川支部には動搖と混亂が來た、陰謀一派の單獨交涉への策動切迫しつゝある御柱祭とその際の被斷線者の惱み、同盟會へのデマの交錯が渦卷いた、同盟會は犧牲者の鬪爭の成果を結ぶ爲めにも、飽く迄非道德的、非階級的な單獨交涉を排擊して同盟會の旗の下に事の正しきを主張し、一先靜つた。そして玉川支部は一時的な便法として會社と話しをしやうと云ふ程度で會社の斷線復舊を見たのである。而して同盟會が之を認容したのは『かくする事によつて復燈させ、御柱祭を行ふと同時に、交涉は强硬な要求でハネつけ、斷線は大衆行動で擊退する』と云ふ戰術を持つたからである。

二十二　値下同盟の旗を岡谷に進める

一般的延納は漫性的果進を續けて居た。その爲めに工夫、從業員の俸給は實質的に三割乃至四割の減俸が行はれ月々の給料も滿足に渡し得ないまでになつた。

同盟會は先に伊那町に開催された上、下伊那、諏訪三郡電氣料値下擴大委員會に出席し、連絡をとると同時に郡內に於ても活躍を續けた。

三月十二日同盟員は大擧諏訪電氣會社收入の約四割を占める岡谷に一萬枚のアヂビラを撒布し、爭議のエルサレムと云はれる大工場地帶にセンセイションを捲き起し、その結果は今井區に支部が組織され、漸次片倉の牙城岡谷に喰ひ入らんとした。一方湖南村支部に於ても行動隊を編成、中州、豊田支部の應援で『電氣料はいくらが正當か？』のビラを配布し全需要者に働きかけた。

そも〳〵諏訪電氣會社一ケ月の總收入豫定金は八萬五千圓と見れば充分であらう。その內譯は岡谷三萬圓、上諏訪二萬圓で、この二ケ所のみで總收入の六割を占め、殘る四割、三萬五千圓が、辰野、下諏訪、茅野、穴入、富士見の收入である。

諏訪電氣會社の六十六期の公課狀に表示された三十三萬圓（コレはインチキ極るものだ）の未收入

金の主要部分は實に岡谷、上諏訪等市街地の延納なのである、恐慌の深化は延納に拍車を掛ける、この延納を更に膨張させる主要な要件は農村部の鞏固な組織で市街地を包圍し、更に延納の組織を市街地に進める事でなくてはならぬ、事實、組織のない岡谷の需要者に對しては漸々たる斷線の壓力が加つて居たのであるから。

實に同盟會對諏訪電氣會社の決戰は岡谷を同盟會の組織下にする日である。而もそれは實に時日の問題に迫つて居た。それ故にこそ會社は上は重役から下は工夫、集金人、反動株主、等々に到る迄を總動員して、權力、デマ、暴壓、巧言、有力者の力まで利用して、農村部の組織の破壞に狂奔してゐたのである。かくて鬪爭の戰線は市街地でなく、殆ど農村部に展開されてゐるのである、農村の組織を死守し、益々擴大せねばならなかつにが故である。

二十三　株主總會に於ける鬪爭

諏訪電氣會社第六十六期定期總會は三月二十六日に開かれ、三分配當が決定され延納による未收入金三十三萬圓が表示された。同盟會の要求に對して儲うからぬから値下不可能なりと言終らないのに利益金、四萬五千圓三分配異を爲す事は不當である、更に、未收入金三十三萬圓は極めてインチキなものである、六十五期の未收入と比較して僅に一萬九千圓餘の增加に過ぎないが、事實ははるかに多く、恐らく五十萬圓に達したものと推算される。

本總會に對し同盟會から杜主として數名を派遣し、放漫なる經營、重役手當、機密費の曝露、更に電氣料金の原價計算の明示要求、値下運動の大衆性とその解決の重要性を高唱し、小株主の不平不滿に働きかけた爲めに、會場は混亂に落ち入つた。

かくて社長片倉修一の豫定の辭職？及び重役の連袂辭職の一幕が行はれた。片倉は辭職の理由として値下同盟會の組織の意外に强固なるを指摘し、且つ片倉が會社を乘つ取ると郡民大衆から批難されるのが苦痛だといふ樣な事を云ふた。然しながら此處に最も巧妙なる資本家的戰術があり、豫定の辭職が爲されたのだ。即ち小株主の不平への高壓的示威であり、同盟會の鉾先を鈍らせようとする企圖であり、更に最も主要な目的である會社內部に在る反片倉系たる大久保要四郎一派追ひ出しの計劃的な陰謀なのである。

會社內部に於ける暗鬪は片倉系に對する舊會社員の大久保一派である。片倉移入以前よりの一派は片倉系の進出に壓迫され來つた。最近に於ては專務取締役たる大久保要四郎は單にロボットたるに過ぎず、實權は片倉社長の腹臣矢崎營業課長に移つて居たのである。追ふ者と追はれる者に對立、大久

保一派の反感は、敵本主義的意味に於て同盟會へ連絡を持つ者を生じたと云ふ事實が明白にそれを示して居るのだ。かくして四月の上旬の株主總會に於て、諏訪電罪惡史中の一人者たる大久保要四郎一派は清算され、已れの直系を以つて陣營を固め、最後に片倉修一は再び社長の椅子に腰を下し、諏訪郡民大衆に向つて飽くなき搾取の宣言を發したのである。

この臨時株主總會には同盟會より二十數名の多數を以つて臨んだが討論を極度に忌避する重役及び利益配當以外に何ものもない株主に對する株主總會鬪爭としての同盟會の諸準備の缺乏と、技術の拙劣なりしが爲めに實質的には餘りの効果を擧げ得なかつた。

二十四　解黨派的裏切りと玉川支部の動搖

御柱祭前の玉川支部動搖の危機は一應防止されたとは言ひ、策動者の蠢動は絶えず行はれ、就中穴山班に於て甚しかつた。即ち彼等の攻撃に對して青年會は對抗し得なくなりつゝあつた。のみならず玉川支部幹部の裡に解黨派的な議論が起り遂に單獨交涉の陰謀が爲されたのだ。顧れば全郡同盟會の指導權は漸次、最も精力的にあらゆる方面に執拗に鬪爭を續けて來た茅野源三郎君に持たれて居た。その鬪爭は實に精力的に爲され、全郡下需要者諸幹部から絶對的な信賴を受けた英雄的存在であり全郡下の組織は同君を中心に統制せられてゐた、實に同盟會は氏の鬪爭力に依存すること甚しいものがあつた。恐らくそれは同君の指導理論の實踐的結果ではあつたらうが？

何れにせよ茅野君の第二次調停の際の行動が、表面的な行動以外にある意圖を持つかの如きを示した事が小數の人の疑惑となり君の行動に對する注意が開始された、之は全く運動を正しく導かうとする爲であつた。而して之等のことが嚴秘に附されて居つた事は勿論である。

玉川支部に於ては吉川、百瀨兩君檢束の時の同盟會の態度に無力が感んぜられ、策動者の攻勢が強力になつて來た、そこへ穴山の某幹部によつて先の茅野君への疑惑が不用意にも曝露された、これが同盟會無力賴むに足らず單獨交涉すべしの理論となつて同盟會と絶對秘密に會合が持たれる原因となつて居たのである。

玉川支部は同盟會の構成單位である限り同盟會の誤謬に對しては責任の一半を擔ふべきであり、誤謬は訂正して飽く迄同盟會の線に沿ふて爭ふべきにも拘はらず、支部と同盟會を分離するが如きは誠に誤れる理論と云ふべきである。

この危機の克服のために同盟會は玉川村に集中した結果、神の原、栗澤班はその誤謬を認めたが、穴山、菊澤、子の神班は單獨交涉に傾きつゝあつた、而してこれ等の裡穴山班のみが急速に解決を告

げたので、菊澤、子の神班は憤激再び同盟會の線に沿ふて飽く迄闘爭を繼續するに到つた。

穴山班のみは遂に單獨の交涉をしたのである。その妥協案は青年會幹部によつて起草されたと云はれ、同盟會の憤激を買ふた、その得たる案は(一)外路燈の增加(二)犧牲者の十燭光一ケ年の奉仕(三)共同保管金即時納入殘額は追つて納入(四)集金手數料を三錢八厘とする(五)爭議費用若干等々である

この穴山班に續いて山田班及び上北久保班が丸茂系統の策動で單獨交涉をした。

かくしてこの危機も結果に於ては主要部分を防衛し得て却つて强固な結果の基となつたのである。

吉川君の法廷鬪爭裁判を分離すべしとの議が同盟會に起きたのはかかる事情があつたからである。

二十五　××を××して斷線工夫を擊退す——大衆的威力の行使——

六月に入るや養蠶燈の需要期なので、會社は「綠がらせ戰術」として同盟會加盟者の點燈に應じない。同盟會は會社に抗議したが會社は應じない。同盟會は絕對必要者のみ點燈させる作戰であつたが需要者はラムプ對抗の意氣を示したのでこの會社の攻勢も問題にならなかつた。

金澤村木舟班、宮川村西茅野班に對して先づ切り崩しが現れた、最初、區長、村會議員に誘惑の手を延しそれが失敗に終るや通告を發して斷線の暴力を振はうとしたので、××を××し畑から野から集合して工夫を包圍し斷線箇所を接線させ、斷線を斷念、野良犬のように逃げ去つた。西茅野班では二回に亘つて行はれた、この大衆行動は全郡の闘志を一層鼓舞したのである。

「評註」　斷線に對する鬪爭は、この程度でも十分に出來る。十分示し合せ、ビケをもち、いつ斷線にやつて來ても、この集合の出來るようにやるべきだ。練習をやつても大變なデモになる。是非各地でこの練習をやつてみるがいゝ。その練習をきいた丈でも彼等がふるひ上るのである。

と同時にしつかりした組織にまで組み上げておく必要が痛感される。勿論自然發生的な一度のこゝろみだけでも大衆の訓練ができるが、勿論それだけで安心してゐてはいけない。

永明村橫內は廣汎な部落であるために、共同保管の延納は不可能であるが延納は莫大で會社も手を燒いてゐる所だ、村會議員五味某と一二の有力者が（何れも二三株の所有者會社の手先を勤めて「同盟會は赤い」と云ふデマを飛ばして、會社から若干の外路燈を貰つてやると騷ぎ廻つたが一度は同盟會に一度は需要者の壓力で叩き出された。

豐平村下古田班に於ては村議と區長四名が會社と奸通して計劃的に會社に斷線させ支部役員に復燈を要求し來り、巧みに單獨交涉に導かうとしたが逆つて支部役員にはねつけられて了つた。

同村上古田班は永田賴男以下數名の策動で何等需要者と計らずに越權的な極くつまらない案を作つ

ぜ了つた、區民は憤慨し、區長の家へは毎晩石が降つたと云はれて居る。

以上で、今日迄の概略をのべた(書落したのもあるが主なるものは悉く書いた)通り闘争の過程に於て會社の手先となつて大衆の要求を・運動を・阻害した奴は殆んど村有力者であり、株主でありさもなくば奴隷根性の所有者共である。奴等は村に於ける財政上恵まれた奴であり名譽職に噛りついてゐる野郎共であり、さもなくば會社に大衆を賣り付けて代償を得んとする賣奴的根性の奴等のみである。縣會議員、村長、村會議員、區會議員、分會長、區長等々だ。

かくの如き會社のあらゆる切り崩しのあるにもかゝはらず、切り崩しは不可能で却つて延納と闘争組織は增加する一方である。

かくして、中州村下金子班中金子班、福島班、更に湖南村に於ける北眞志野班、田邊班と續々と強固なる組織を見、かくて會社による單獨交渉の各個撃破の戰術は水泡に歸したのである。今日迄の組織一覽表をかゝげやう。

×印は單獨交渉の裏切的行爲を表現するもの

訪諏
- 南諏
  - 原支部
    - 金澤支部
      - 富士見支部
        - 本鄕支部
          - 境支部 ×
          - 落合支部 ×
        - ×
      - ×
    - 玉川支部
      - 山田班 ×
      - 穴山班 ×
      - 菊澤班
      - 子の神班
      - 神の原班
      - 北久保班 ×
  - 中諏
    - 宮川支部
      - 高部班
      - 安國寺班
      - 新井班 ×
      - 小間屋班 ×
      - 坂室班
      - 中河原班
      - 舟久保班

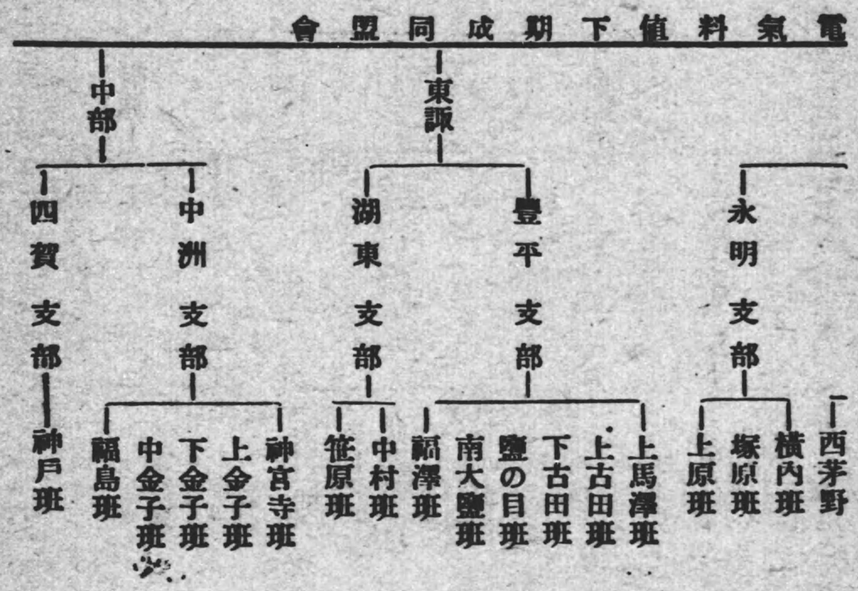

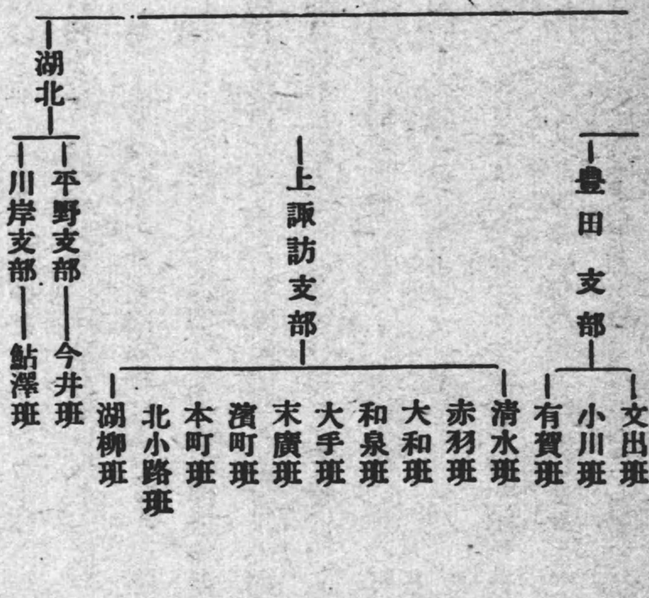

二十六、信越電氣料値下協議會の結成

今井五介を社長（しゃちょう）とする中央電氣會社の暴壓下に在る長野縣飯山町を中心（ちうしん）とする値下同盟會の鬪爭應

援と調査連絡の爲め同盟會より三名を派遣したのが七月三日である。翌四日新潟縣の代表者二名と共に信越電氣料値下協議會を結成、連絡鬪爭が議された。

飯山に展開されつゝある鬪爭は、中央電氣會社即ち北は新潟より南は長野縣東筑摩郡に亘る廣大な供給地域を獨占する大會社の故に僅かその十分の一に過ぎない鬪爭區域だけの經濟封鎖は會社に直接的な打擊となり得ないから、政治鬪爭に引き上げられざるを得ない。瀕々として持ち上る所謂騷擾事件はこのことを示し、これ又同盟會によつて巧に指導されてゐるのである。

之に反して値下同盟會の鬪爭は地域的條件が地理的に惠まれ、且つその對象たる諏訪電に政治家なく、恐慌の深刻化等によつて致命的な經濟封鎖の鬪爭を成功させたのである。然しながら今や會社は致命的な經濟封鎖による運命の打開は(一)妥協即ち調停によるか(二)最後の大量斷線を以つてする鬪爭によつて同盟會と雌雄を決するかにある。之に對して同盟會は政治鬪爭化するこの必然的な斷線に對して飽く迄鬪ひ得るであらうか？

同盟會の今日迄の鬪爭に於いて鬪爭を經濟鬪爭の範圍に止め、政治鬪爭に持ち上げる事が抑壓された傾向すらあつた。警察の彈壓が比較的僅少であつた事は大衆性を持つた運動であるとは云へ、これを、政治鬪爭にまで持ち上げえなかつたことが反省されねばならぬ。

同盟會の信賴する茅野源三郎君の指導方針はどうであつたか、同君の方針は經濟鬪爭に在り、而して君の特徵はその範圍に於ける技術的手腕であつた。

茅野君の方針からの政治鬪爭への轉換は、恐らく組織の破壞を豫想せねばならない、茅野君を中心指導者とする同盟會の鬪爭に於ては妥協に於ける技術的に好條件を執る事が『勝利の頂點』である。今日の飯山に於けるが如き百數十戶の斷線が襲來するならば政治鬪爭への訓練なき同盟會はどうなるであらうか？民主々義的な鬪爭に於ける『攻勢の守勢』に轉ずる點は此の線だと思ふ。況んや郡下の幹部は疲勞してゐるではないか。茅野君以外の上級幹部の觀測は以上であつた。君自身にも疲勞があつた。而して君は觀測の如き指導を外面的にもし內面的な動きに於ても示した。

『評註』　鬪爭の展開には常に正しい方針による注意深い歩みを必要とする。

その意味において電爭の如き經濟鬪爭はまづ經濟鬪爭としての勝利に迄りつくための周到な努力を必要とする。斷線の强襲ではまだ政治鬪爭でない。然し恐慌時の經濟鬪爭には必らず政治的性質が與えられてゐるのだから、電爭を單に經濟鬪爭のワクへ押しつけることを許されない。

休戰を公式的に傷ることなく、四圍の事情を長く考へて無理なことをせずに、大衆を共に率ゐて進む針路こそ大事である。

窮地に陷づた諏訪電氣會社は最後的な決意のもとに豫期の通りに調停者介在への道を進めて來た。その行くべき所は宮坂作衞、小松直治の兩氏であつた。兩氏と雖も先の調停の失敗に懲りて相當大事を執つて居たようである。宮坂氏は重役を辭してやると云ふ樣な話しもあつた。然しながら調停とは妥協を前提とせねばならぬ。**妥協は讓歩を意味する**、諏訪電から見れば最少限度の犧牲を以つて同盟會の組織を分解させて自己救濟を合理化しようとする所に打點が在る。同盟會側からすれば其處には三割値下以下十三項の要求條項の內どれ丈けを獲得し得るかに在る。宮坂氏はたとひ重役を辭任すと雖も大株主として資本家的基礎の上に在り且又氏の政治家的立場よりして、諏訪電の救濟に意識的或ひは無意識的に努力する筈であり、小松氏は比較的同盟會に好意を持つて居たのである。

何れにせよ會社の手は先づ宮坂小松氏に延び宮坂、小松氏の手は暗々裏に茅野君に延びて居たのである。而してこの人々の間に妥協への軌道が設計せられつゝあつたのである。調停申込みが日程に上つて來る一月前にこの計劃が進められつゝあつたと云はれてゐる。茅野君の鬪爭力に依賴する同盟會の幹部の意向も最早妥協の外なく、問題は只技術的に幾何の條件を多く獲得するかに在つた。かくて

全郡委員會が召集され、宮坂作衞氏の調停者たるを忌避する等の議論があつたが、結局九名の交涉委員を擧げて交涉を開始するに到つた。時は七月の末日である。

この調停者の承認と同時に全郡下の斷線を復舊せしめ、交涉委員は調停者と十數回の會見をした。問題の重點は基本的な料金値下と、膨大なる延納金の整理に關してであり。就中延納金の問題である。『延納金の整理に斷線の手段を使用せざる』の一項を記入すべしとするのが結局の要求であつた。會社は飽く迄平和手段を取ると云ふだけである。何れにせよ兩者の意見を聽取した調停者案が提示された。それは直に全郡委員會の討議にかけられた。委員會の空氣は强硬で（これは計劃的に指導されてゐる）危くかの調停案を拒否せんとしたが、尙再度の交涉の餘地を殘して決裂をまぬがれた。再び交涉を繼續した結果會社の讓歩の最少限度として表れたものが次の案であつた。

即ち延納金問題に對しては調停者並に會社の責任ある言質を取り、犧牲者及び街路燈の問題に就いては調停者の言質を採つたのである。

全郡下班長會議でこの案に對する轟々たる議論が起つたが大勢承認に傾き遂に調定の成立を見た。

二十七、解決案とする内容

(一)會社ハ農村及市街地下層階級ノ負擔輕減ニ對シ最大ノ關心ヲ拂フ趣旨ノ下ニ一世帶ニツキ屋内定時燈一燈若クハ二燈使用ノ需要者ニ對シ日額十錢宛ノ不況見舞金ヲ出ス事但シ昭和七年八月十日現在ノ燈數ヲ基本トス。

(二)會社ハカード階級ニ屬スル需要者全部及之ニ準ズベキモノニシテ方面委員ヨリ申込アリタルモノニ對シテハソノ料金ヲ無料トスル事。

(三)會社ハ養豚燈準備料ヲ三十五錢トスル事。

(四)會社ハ養豚燈休止料ヲ無料トスル事。

(五)コードノ長サハ從來床上二尺迄ヲ限度トセルモ爾今一戸一燈ヲ限リ實費(三十錢)ヲ以テ更ニ五尺程度ノ延長ヲ認メ隣室使用上不便ナキ樣需要者ノ便宜ヲ計ル事。

(六)會社ハ屋内定時燈三燈以上五燈迄ノ使用者ニ對シテハ一燈、六燈以上八燈迄ノ使用者ニ對シテハ二燈九燈以上ノ使用者ニ對シテハ、三燈ヲ限リ十燭光又ハ十六燭光ノ範圍ニ於テ無料ヲ以ツテ二階級增加ノ奉仕ヲナス事。

以上ノ中(一)(三)(四)(六)ノ四項目ハ解決ノ日ヨリ向フ二ケ年ヲ限ル事。

(七)會社ハ從來公共營造物及街路燈ニ對シ特ニ無料燈ヲ提供シ居ルモ此ノ際適切ト認メラルル個所ニ對シテハ各地域ノ希望ヲ尊重シ相等數ヲ限リ其申込ニ應ズル事。

(八)需要者ハ既往不拂料金ニ付テハ善意ヲ以テ速ニ會社ニ支拂フ事。

但シヤムヲ得ザル者ニ對シテハ會社ハ需要者夫々ノ事情ニ應ジ圓滿穩和ノ態度ヲ以ツテ之ガ所理ニ當リ會社需要者共ニ善意ヲ以テ向フ六ケ月以内ニ支拂ノ方法ヲ合議スル事、會社ハ此ノ期間中(向フ六ケ月)送電中止ヲ爲サザル事。

(九)會社ハ同盟會ニ爭議費用トシテ金三千圓ヲ提供スル事。

(十)同盟側ハ直ニ解散シ和平ノ裡ニ局ヲ結ブ事。

以上が會社との間に交された覺書であるが、他に調停者より爭議費用へ一千圓送られた。

この案に就いて最も問題となつたのは(八)項の延納金である。同盟會は會と調停者との言質を信賴して條項記入を讓歩した。從つて問題は將來にかゝつてゐるのである。

メートル制電氣料の電氣料の値下は會社が、自發的に言明することゝなり、十燭光一燈階級は事實上三割値下となり、而して各需要家に於ても一戸十錢以上の値下(月額)となつた。

かくして兩者の間に調印の了つたのは九月一日の夜であつた。調停と同時に聲明書が發表された。

〔次のビラ參照〕

全郡下電氣料値下同盟會員各位に告げ

聲明書

獨占資本の牙城を誇る諏訪電氣會社に對し、電氣料三割値下げ外十三項目の要求を掲げて、三ケ年の永きに亘つて鬪爭を續けて來た。其の戰況狀勢に起伏消長あつたにせよ、其の戰野は全郡的に展開し其の戰鬪は極めて組織的に遂行せられ、社會狀勢の切迫に伴ひ刻々其の陣營の强靱さを增して來た此の長い間の需要者各位の奮鬪と勞苦に對しては萬腔の感謝を捧げる。

然し乍ら此處に同盟會諸機關の審議に諮り、大局より見た値下げ同盟會の客觀的諸狀勢並に主體的諸條件とを愼重に推察考慮して、一先づ休戰狀態に入るを有利として今回の調停を認むるに至つた、然し今度の調停に依つて獲得した條件は、各地に勃發した爭議の何れよりも勝つたものであると云ふに過ぎない。從づて吾等は尙電氣料が甚だ高價であると言ふ事實を放棄することは出來ない。

然し乍ら同盟會全需要者は一致團結に依つて鬪ひ得たる誇りを高らかに享受するの權利を持つことが出來る。よし獲得し得たる諸條件が僅少なるものにせよ、吾々が相集つて結束の力を體驗し、大衆の社會狀勢に對する正しき意義を喚起したことは見逃し得ない大きな收穫である。

此處に最も遺憾とする事は、吾等と俱に鬪爭に當つた區域中數ケ部落の裏切的行爲を見た點である。この裏切的行爲は鬪爭の最大な障害であつた。最も憎むべき悖德行爲である。更に鬪爭外に在つて鬪爭を利用して若干の利權を獲得した一群を見た。その狡智呪ふべきである。尙その外に日和見主義者の一群がある。これ等の人々は同盟會員需要者の鬪爭に對し良心の苛責に堪へ得ないであらう。

調停に表示された條には尙將來に問題の根を多大に保留して居るのである。會社にして過去に於けるが如き態度を捨てゝ最善の誠意を示さねば問題の再發は必然的である。

再び吾々は過去三ケ年の鬪爭に依つて得たる貴き意志と力强き結束は不當な權利の行使に對しては再び立つことを契ふものである。

解　決　案　（附解說）

一、會社ハ農村及市街地下層階級ノ負擔輕減ニ對シ最大ノ關心ヲ拂フ趣旨ノ下ニ一世帶　ニツキ屋內

定時燈一燈若クハ二燈使用ノ需要者ニ對シ月額拾錢宛ノ不況見舞金ヲ出ス事

但シ昭和七年八月十日現在ノ燈數ヲ基本トス

〔メートル制電氣料に就いては會社は自發的に値下を行ふべく目下練案中であると言明致しました〕

〔別項手打式當日の小口修一常務取締役の演說參照〕屋内定時燈とは臨時燈、養蠶燈、個人持外燈は含みません。〕

二、會社はカード階級ニ屬スル需要者全部及之ニ準ズベキモノニシテ方面委員ヨリ申込アリタルモノニ對シテハ其トスル事

〔會社では從來よりカード階級（貧困者）には無料燈をつけて居ましたが、今度は更にその範圍を擴大してカード階級に準ずるものにも無料で點燈する事になりました。方面委員を通じて遠慮なく申込まれたい。〕

三、會社ハ養蠶燈休止料ヲ無料トスル事

〔之は從來五十錢とつてゐたものです今度から無料になります。〕

四、會社ハ置燈準備料ヲ參十五錢トスル事

〔從來の五十錢に對し十五錢の値下です。〕

五、コードノ長サハ從來床上二尺迄ヲ限度トセルモ兩今一戸一燈ヲ限リ實費（三十錢）ヲ以テ更ニ五尺程度ノ延長ヲ認メ隣室使用上不便ナキ樣需要者ノ便宜ヲ計ル事

〔五尺程度とあるは五尺以上の意味であります、そして隣室で使ふに不便のない丈の長さにすることになつてゐます。

例へば八尺長くしなければ隣室で重寶に使へない場合は八尺長くして貰へることになつてゐます〕

六、會社ハ屋内定時燈三燈以上五燈迄ノ使用者ニ對シテハ二燈九燈以上ノ使用者ニ對シテハ三燈ヲ限リ十燭光又ハ十六燭光ノ範圍ニ於テ無料ヲ以テ一階級增加ノ奉仕爲ス事

以上ノ中（一）（二）（三）（四）（六）ノ四項目ハ解決ノ日ヨリ向フ二ケ年間ヲ限ル事

〔この一階級增加と云ふことは十燭光の料金で十六燭光をつけて貰ひ、十六燭光の料金で二十四燭光をつけて貰ふことです。〕

七、會社ハ從來公共營造物及街路燈ニ對シ特ニ無料燈ヲ提供シタルモ此ノ際適切ト認メラルル個所ニ對シテハ地域ノ希望ヲ尊重シ相當數ヲ限リ其申込ニ應ズル事

〔同盟會に加盟して居つた地域に調停者を介在せしめ同盟會で全部まとめて交涉決定する事になつ

てゐます、各支部各班で夫れ〳〵準備をされてゐると思ひます。

尚犠牲者（被断線者）の問題も調停者が責任を以て妥當なる話をする事になつてゐます。」

八、需要者ハ既往不拂料金ニ付テハ善意ヲ以テ速ニ會社ニ支拂フ事

但シ止ムヲ得ザルモノニ對シテハ會社ハ需要者夫々ノ事情ニ應ジ圓滿穩和ノ態度ヲ以テ之ガ處理ニ當リ會社需要者共ニ善意ヲ以テ向フ六ケ月以内ニ支拂ノ方法ニツキ合議スル事

會社ハ此期間中（向フ六ケ月）送電中止ヲ爲サザル事

「向ふ六ケ月以内に支拂の方法につき合議する事」と云ふ意味は向ふ六ケ月の内に延納金を支拂へと云ふ意味ではありません只その期間中（即ち昭和八年一二月迄）に需要者夫々の事情に應じて支拂の方法だけを會社（集金人）と相談して決めればよいのです。

それで問題になる處のあるのは「需要者夫々の事情に應じ」の項を實際に適用する場合ですがこれに就いては會社は絶對に無理はないと言明（別項小口常務の演説をよくお讀み下さい）して居ますし調停者もこの問題に就いては責任を以て當ると言明して居ます、（宮坂氏の演説參照下さい。）

九、會社ハ同盟側ニ爭議費用トシテ金參千圓ヲ提供スル事

〔別に調停者より金一千圓を爭議費用として贈られました。

此の四千圓は爭議に關する實費辨償に充當する筈です。〕

十、同盟側ハ直ニ解散ヲ行ヒ和平ノ裡ニ本爭議ノ局ヲ結ブ事

〔同盟會は總ての殘務を整理の上解散式を擧行の豫定です。〕

◎調停者宮坂作衛氏演說（手打式場に於て）

「前略」解決條項を十項目並べたがその實行の際會社の態度と同盟會の好意の如何によりてうまくもまづくも行く、條項は法律の様なものでその用ひ方でその死活が決る。

會社に於ては需要者の立場に立つて心配せねばならない。未納金の整理に關しては不況の際であるから殊に需要家の心配して居る處であるから最も善意好意を以て需要者の立場に於てしなければ再び問題が起るに違ひない。

このことに就いては小口修一常務に數回考慮を求めたその結果

「善意のもとに手を握つて當つて行き度いと」言明してのである。

無料燈、街路燈は急速には決まらぬが、手打ちはしても出來る現り會社と話して圓滿にしたい。犠牲者に對して私に責任を以て心配したい。

私は調停者として責任を持つてゐる。問題の起らぬ樣善處したい。

◎諏訪電氣會社常務取締役小口修一氏演說

前略……私は白紙であります。需用者の皆樣に對し出來る限りの努力を盡して御意志に添ふ覺悟であります。私は文章に拘泥しない**寧ろ文章を超越して運用の妙を極める**かを考へればよい。文章として書けばとても書きゝれるものでない、唯**運用の方法を考へればよいと思ふのであります。**

會社にとつてあの調停案による犠牲は非常に大きいのでありますが、吾々社員一同は一致して經費冗費を省いて犠牲をつぐなひたい。

未納金に就てはあゝ書いてありますが個々に對して相當の事情を考察して文章を超越した考へて進みたいと思つて居ります。

私は神ではないがやらうと思つた事は何處までもやつてゆきます。私はこの考へを會社の最前線迄徹底させる心算であるが、何分にも大勢のことであるから工夫や集金人の言葉や態度が會社の意志でない場合もあります。

故に間違つた事のある時は直接私に對してなり調停者官坂、小松氏に申し出て頂き度い、遠慮なくやる心算です。

需用者あつての會社である私は需用者に對して萬腔の敬意を表し萬善の好意を以つて望む覺悟であります。

何卒私を信じて頂きたい。

尙メートル制に就ては目下折角案を練りつゝありますから近い內に現れ來る筈であります。

尙會社は小人數にて直ちに施行は不可能でありますから多少の遲速はあるかも知れないが、諒解され度い。準備行爲として今月中位かゝる見込みであるから實施は來月初旬頃からである。

昭和七年九月

諏訪電氣料値下期成同盟會

二十八、調停成立後の闘爭とその展開

殘された當面の問題は、保留せられた解決案七項〔公共營造物及び街路燈の無料〕と調停者の問題及び共同保管金〔一萬數千圓〕の問題である。

無料燈に就いて、會社は最初百戸に四燈〔從來は百戸に對する二燈〕を主張し、その上に集金手數料五錢としその裡から希望の街燈數を振り向けると云ふ、即ち街燈を囮にして同盟會の組織を集金組織にしやうとしたのである。

之に對し同盟會は街燈としての必要な基準燈數を要求し集金手數料はその上に決定することを主張した、結果は會社が百戸に對する十燈から更に八戸に一燈の基準迄讓歩し、尙集金地は集金手數料一枚五錢を獲得した、この條件は特に同盟會の特殊利益として得たのである。調停者の問題は即ち**被訴總者は既往電燈料金の棒引**として解決した。

共同保管金は七割保管額（三割引）を納入し、その裡より傳票一枚五錢の手數及整理費を會社より支拂ふて解決し、爭議費用は實費辨償として全組織に配分された、局所々々に問題はあつたが大體に於て公平に配分された。かくて十二月四日同盟會の解散が行はれた。三ケ年の闘爭は一まづ幕を閉じた。

二十九、將來の問題——闘爭展開の見透

曾てより諏訪には大衆運動の歴史が乏しいのである。電氣料値下闘爭は今日迄にない廣汎に大衆的に行はれた闘爭である。性格的なセクト性を持つ諏訪郡民大衆がよく結合し、中間層が大なる關心と支持とを持つた事は、實に金融資本主義の的恐慌の激烈な攻勢に依る事は勿論である。それと同時に茅野源三郎君の精力的な闘爭力と、指導力と更に郡下青壯年層の活潑な闘爭を揚げねばならぬ。就中青壯年層に於ける從來の文化闘爭、理論闘爭のみ活潑であつたのに比して、實踐闘爭の戰野を開き種々の意味に於ける經驗を得た意義は極めて大きいと云ふべきである。

然しながら闘爭それ自體に於てはその獲得したる條件の如何にかゝはらず、指導方針の行き詰りによつて、即ちその轉換を爲し得ずして、決戰を爲さずして了つたのである。正に右翼の無力を物語るものである。經濟闘爭に於ては敵を完全に致命的な位置に包圍しながら、敵の逆襲に併ふ政治闘爭への力を持たずには遂に殲滅戰を放棄し、『三割値下以下十數項』の要求は妥協戰に終つたのだ。この解決が民主々義的であると云はれるのはこの故であらう。

而して同盟會の組織中、農村部は大部分會社の集金組織に轉化し、殘る個々の延納者は同盟會の組織内に在ると否とにかゝはらず、獨り取り殘され或る意味に於てはオッポリ出されたのである。勿論會社と調停者の言質ありとするも同盟の組織の分解後に於ける會社の獨占の壓力が驚ひかゝる事は明かすぎる程明かである。然らば同盟會の經濟鬪爭の最大なる役割を果した個々の延納者には未だ問題は未解決なのだ。將來の問題は先づ此の點に伏在するのである。

鬪爭の結果、會社、工夫、從業員の態度は一變したとは言ひ、それは單に搾取の方法を換えたと云ふ事で、電氣料の不當性は除去された譯でないのみならず、二年を以つて會社との調停の契約は切れるのだ、此處にも問題がある。

同盟會はその解散に當つて之に代る何等の組織を持たなかつた事は如何なる意味より見ても誤りと云ふべきである。

將來の鬪爭は、會社の戰術も巧妙になる事必然である。されば需要者の鬪爭も基本的な組織の指導下に爲されねばならぬ。

『評註』 始めてやるところでは、三割値下といへば三割キッチリ引かせないと敗北したとでも思つてゐる。しかし三割のものが一割でも二割でもそれだけ勝つたことになるのだから、ソンナに「引目」に見る必要がない。値下の限度は鬪爭の寒暖計であることを思へば、たとひ一割の値下になつても幹部だけを責める筋合のものでない。大衆の疲勞してゐる時は、長追いせずに適當なところで切上げ、そして時期を見て再起する基礎をガッチリと堅めておくことである。爭議の勝敗始末はその點で非常に大事なものである。

第四篇　電燈爭議に關する質疑應答拔萃

値下要求の正當性とその戰術

この部分は、さきに拙著「電燈、ガス、に對する法律戰術」の爲に書きおろしたものであるが、ここに加筆訂正の上、更に參考資料として揭げるものである。

この種の質問は、鬪爭の場合に澤山出てくるのであつて、枚擧に暇ないことだが、それないかに「上手に」取扱うかといふ問題は、實戰上痛感されるところであるために、要望もだし難く匆忙裡に脫稿をもつて執筆にかへる點を諒とされたい。

從つて實際の場合適當に取捨されることはもとより希望してやまないところである。

（一）今日物價下落のために、會社も困つてゐるときに、料金の値下を要求する事が正しいでせうか？（長野　海野生）

答　あなたの提出された御質問は、一應道德的な立場から、考へられた問題かと思ひます。で問題は會社の不況狀態に對して、同情をもつことにある譯ですが、第一に考へなければならないのは、會社の不況とは、會社が、どう云ふ經營方法を、とつてをり、從つて、また、會社の重役や株主の實際の利益が、どうなつてゐるかを調べた上でなければ、株主總會に出される、決算報告だけでは絕對に信用が出來ないのです。何故なら、會社の決算報告は、いろ〳〵な、かけ引きや、利益の吸出しについて、脫法行爲を行つた結果であつて、本當の報告でないことは容易に說明出來ます。

兎も角會社の報告や、その言いわけを正直にとつてゐたら奴等が蔭で「赤い舌」を出して嘲うだけのことです。問題は、會社の赤字とか不況といふことにあるのでなく、大衆の生活の逼迫にあるのです。會社の赤字よりも各個人の生活の赤字の方がどんなにヒドイかを念頭においてかゝりなさい。

而も、最近のやうな諸物價下落の場合に、電燈會社が損をするといふことは原則として有り得ないことです。勿論不景氣の結果、滯納者がふえて來る事や、電燈の數が減るといふことは考へられますが、さうでない限り會社は非常に利益を得てゐると思ひます。

從つて、需要家が料金を問題にする場合には、會社の經濟狀態よりも、諸君自身の經濟狀態が、どうであるかといふ點をさきに取りあげなければなりますまい。自分の懷をあけつ放しにして置い

て、人の懐だけを、心配するといふ様な事は、斷然これを改めなければならない。しかも會社は一様に金持揃ひであり、少しばかりの、損失にはびくともしない筈です。

殊に會社が損をしてゐるとか、得をしたとかいふ問題は、今年度の決算報告だけからいはれる事ではありません。會社の創立以來、殊に好景氣時代に、會社がどれだけの、利益を得てゐるか、一貫して會社が、どういふ放慢政策を取つてゐるか、といふことを詳に調べてみなければなりませぬ。しかも、さういふ調査は、中々困難な事ですから、値下同盟の調査部に一任して、諸君自身は諸君自身の利益を、そしてまた、同じ立場にある需要者一般の利益を擁護するために値下げを要求することこそが當面の正しい行爲だと思ひます。

(二) 料金の値下要求はどういふ理由で要求することが一番正しいでせうか？(山梨　山中生)

答　電燈料の問題は煎じつめれば無産階級の日常生活必需品に對する闘爭の一つであります。だからこれは、階級的な需要であり、しかも一般的な、利害が共通點をもつものであるから、今日の不景氣、失業、物價下落等々、身のまはりに起つてゐる貧困と、窮乏を理由とすることが原則的なものだと思ひます。そしてかような貧困化の故に、たとひ會社に利益があらうとなからうと、その値下を要求するのです。その一つの理由をあげるとあまりに澤山なものが出て來ます。個々の電燈會社と闘ふ場合には、それらの原則的な要求の外に、たとへば現在配當してゐる配當金を廢止するとか、會社が他の株を買つてゐる、それを賣つてしまへとか、色々な形をとつて料金の値下へ、結びつける方法もあるでせうし、其土地の主要物産の價格の下落した率を標準にして、たとへば米が五割下つたから、五割の値下げをしろとか、蜜柑が六割下つたから、六割の値下をしろと、いふやうな要求も出るでせうし、或はまた、一般に物價指數を標準にして四割の値下をすることなどが考へられますが、全國的なスローガンになつてゐる三割値下を取りあげることなどもいゝと思ひます。別して會社に對して嚴密な理由を哀願するのではないから、さうした細い理由を數へたてることは個人の場合とちがつて、(アヂ・プロのためならば必要だが、さうでない)大衆的な要求の場合には必要がないだらうと思ひます。

たゞ會社に對する要求よりも、むしろ、需要者一般に、なる程と、肯かせる様な理由を求めて、說明する方がいゝのですから、その土地の事情に應じてどういふ理由をもつて、宣傳すべきかは、それぞれの場合に應じて考へて頂きたいことです。

（三）電燈料値下の要求は政治的な要求でせうか、それとも經濟的な要求でせうか？（千葉　田村生）

答　今原則的な別け方からみますと、經濟的な鬪爭だと言はれますが、しかしその鬪爭の形が經濟鬪爭の限度を守りきるかさうでなく政治鬪爭の段階にまで突き進むかといふことは一概にいはれない事です。それは問題がいかなる時期に起つたか、何處まで大衆化し白熱化するかによつて、決められることですが、現在の恐慌狀態からみますと、政治鬪爭を豫想しない經濟鬪爭がないといふべきです。

一般に檢束や、拘留の問題が出てくると、政治鬪爭化するし鬪爭が白熱化してくると、階級鬪爭に拍車をかけ、政治的鬪爭に展開する必要性を伴つてくるのです。然し、最初の間は、經濟鬪爭を主體とした鬪爭の線について大衆の組織と訓練とをしなければ、大衆を逃がすおそれがあります。この技術は六ケ敷ところですが、まづ、焦燥せずに經濟鬪爭を戰ひぬく腹で進むべきです。

（四）電燈料金の値下を裁判所へもち出した場合に、當然有利な判決を得る事が出來るでせうか？（弘前　宮森生）

答　この御質問は可成、奇拔な質問だと思ひます。これは個人的な場合と、大衆的な場合とを、混同して、大衆的な鬪爭を、個人的に考へた場合の心配を、多分に含んでゐると思ふからです。しかしわれわれが、裁判所の鬪爭といふ事を決して否定するものでないし、むしろ法廷鬪爭をいかに有利ならしめるかといふ事を、戰術的に考へてゐるものであります。したがつて我々が法廷鬪爭を考へる場合にも唯單に、事件を法廷へもち出した場合に、裁判所がどんな判決をするだらうか、といふ程度の考へ方をする譯にはゆきません。

第一に、なるべく、かういふ大衆的な問題を裁判所へもつて行くやうな事は、しない方が得策です。つまり鬪爭による威力を示せば、裁判所を煩はさなくとも自ら解決がつく譯です。電燈料金の完全な滯納（不納）、斷線に對する堅い決心等をもつて會社の經濟封鎖とボイコットをし勝利を得るにいゝと思ひます。

第二に、よしや向ふで、訴訟を起したにしても、大衆が輿論を捲き起し、大衆の裁判所に對する働きかけを通じて、有利にその事件を解決する點を考へるべきでせう。從つて、法廷鬪爭の舞臺は極めて廣くなるから、個人的な事件として所謂裁判の結果を、考へる譯には行きません。

第三に大衆の力が强まり、戰術上、會社を裁判の結果敗北させやうといふ要求や、或はまた供託の延長戰乃至は始めから滯納しておいて、しかも、その滯納を合法的は滯納にするために、裁判を

利用するといふ戰術も、考へられる譯ですが、そのうち、裁判を賴んで會社を屈服させると云ふことは甚だ卑屈な惡賢い考へ方であつて敗北する怖れが充分にあります。從つて、それはなるべく使用しない方がいゝのです。

要するに、問題を裁判にもつて行つて。勝とか負けるとかいふことは力の問題ですから、完全に勝つとか、負けるとかいふ保證をつける譯には參りません。唯、しかし勝てるだらうといふことだけは、確信をもつてお答へ出來ます。話が少し脫線しましたが、假に、裁判をするにした所で、値下要求の組織が、擴大してきて居れば、一人當一錢とか、二錢とかで濟む譯です。つまり一百圓の經費がかゝるとした所で、十萬人結束すれば一人一錢で濟むといつた樣な譯ですから、訴訟にしろ、何にしろ、組織の擴大强化こそが第一でありもつとも大事です。

裁判所へ持ちこむと、會社とヂカに鬪つてゐる場合のように力をうまく發揮しにくい點を考へるべきです。そして、早く會社を克服させるように力を集中し、組織化して行く方面に力を入れるべきです。

裁判所で鬪爭をやることは、大衆訓練上割合に損な方法である事を頭に入れて貰ひたいのです。

（五）若しも裁判になつた場合に、法律上の正當な値下要求の理由を何處に求めたらいゝでせう？

（秋田　安部生）

答　事件が法廷へもち込まれた場合の理論として私は「經濟事情變更の原則」を新に提唱したいと考へます。私がヤはり實際に法廷を使つて鬪ふ場面がある限り、さう云ふ抽象的な片面的な議論は、小兒病的な見解だと思ひます。それは法廷を使つたとか、使はないとかいふ形の上の議論ではなく、如何に巧妙に如何に有利に法廷を使ふか、また使はなければならないか、そしてそれをどういふ目的と結びつけるか、と云ふ點に、重點があると思ひます。從つて、法廷を使つて、しかも法律論を組立てゝ、進むことが現行法律を是認し、社會民主々義的だといふ小兒病的な、淺はかな議論をとり得ないのです。われわれは、現實的情勢を、正しく把握し、法律の眞實性を理解し、それを現在の段階に戰術的對策として使用する場合には、決して單純な形を、問題にすべきでないと思ひます。

經濟事情變更の原則も、われわれが取扱ふ場合には無產階級的な立場から出發するのです。第一に今後の經濟情勢は、內的矛盾を對立激化させるのであるから、ますます不景氣になると考へます。從つて、マルクス主義的基礎理論を前提と致しまして、無產階級の、實際の義務を割引させるため

に、昔契約した場合の契約と、物價の關係と、現在の物價とにおき換へて、極めて嚴密に計算する譯です。論者はかやうな、計畫をみて、それは勞働者の貸銀を値下するために、資本家が利用するための、誘へ向きな理論になるといふかも知れませんが、それは勞働者の階級鬪爭とその階級鬪爭の小な一分野である法律鬪爭とをゴッチヤにした議論だと思ひます。思ふに勞働者の貸銀値下要求に對しては、未だかつて、裁判所の手を經た經驗がなく、ストライキで解決してゐるのが從來の習しであるし、今後もさうでせう。さて、われわれが、科學的な法律理論の根據としての事情變更の原則を利用するのは、次のやうな形をもつて示します。今一例を長野縣の小縣郡に求めますが、この地方で最初電燈料を、契約した當時は、滿一貫目の料金は六十五錢でした。

しかるに、今滿一貫目の價が三圓になり、電燈料が五十五錢になつて居ります。しかも同地方は養蠶地でありますから、一切の物價が繭の値段に比例して下落して居りまず。そこで今、貨幣價値の變動に基いて現在の電燈料金を計算してみますと、非常に不當な値上が、行はれてゐるといふことが分ります。今これを次の算式で表しませう。

滿一貫目十個のときと、三圓のときでは、その貨幣價値が $\frac{10}{30}$ 即ち33倍のヒラキをもつてゐるから、

いまの五十五錢（十燭光の個）は55錢×3.3＝1.71錢となつて、その當時1.71錢の契約をしたといふ結果になるわけです。

こんな馬鹿なことはどこにもない。最初の契約通りにしろといふわけで、直してみると $\frac{51}{30}$ 錢即ち1.7錢といふわけで、いまの料金を1.8錢にすれば恰度あふわけです。だから本當の貨幣價値からみた要求は、3割や5割にとゞまらないのであつて、現在の3割値下といふのは弱すぎる要求であること がわかるでせう。

つまり問題の要點は今の三圓が、その當時の十圓に當るといふことをはつきり考へるところにあるのです。分り易く言へば今の一圓が、三圓三十錢であり、今の五十錢が一圓七十錢だといふ點を主張することになります。從つて、この要求を闘ひ拔くならば養蠶地、米産地、其他一定の主要物産に基いた値下要求が、非常に科學的に成立するといふことが明瞭になります。

私はか樣な實際の狀態を基本にして、法律上の正當な値下要求が成立するといふことを確信してをります。つまりかうした事實に基いて法律論を立て直してゆかうといふのです。

だから、この點では、別段特別な法律論といふようなものを考へる必律がないでせう。且又諸君

が、かような點にムヤミと興味をもたれることは。よくない傾向だとも言はれます。法律的鬪爭の場合には法律上の獨特な技術やかけひき等々のコツがいりますが、いまこゝでそれを言ふことは不必要だと思ふから止めます。

（六）電燈料値下鬪爭をなるべく、法廷へもち出さない様にするといふことの意味が分りましたが、所謂合法的場面の合法鬪爭の方法として供託制度を利用するといふことはどうでせうか。（谷山生）

答　供託制度を利用して、相手を苦しめるといふ方法は勿論充分に、成り立つし、また、正當なものともいはれます。たゞしかし、供託制度一本槍でゆくことは勿論、供託制度そのものを過重評價する事は避けなければなりますまい。第一に、供託制度をウッカリやると、相手が取りたい場合に何時でも取ることが出來るので、團體的に供託をすれば、むしろ、會社の集金を無料で、こつちが取り立てゝやるといふ結果になりますが、しかしかうした方法はあくまでも會社側を、財政的に苦しめるといふ方針をとるわけですから、相手に取られないやうな、供託を考へなければなりません。そのために、次の點を參考にされたいものです。

供託書の書式の中に「反對給付ノ目的物其他供託物ヲ受取ルニ付テノ條件」といふ項目があるから、この下へ「コノ供託金ヲ債務（何ケ月分）ノ全部ト認メタル受領證ヲ提出」と書いておくことである。

かうしておくと、會社が咽喉から手が出さうでも、その供託金をとれなくなるし、而もこつちでは滯納にならないわけである。これを忘れると、すぐ相手がその金をとつて、「內入」にしてしまう危險があるから大事なところである。

第二に、供託は債務を仕拂つた事を意味するから、斷線が出來ないわけで、その限りに於て斷線恐怖病者を引付ける戰術として採用するのが鬪の山かと思ひます。

第三に、供託制度は、手數の割に効果のあがらないものですが、それでも、一般に電燈會社に對しては、根强い鬪爭に轉化出來ると思ひます。たいていの會社規則は、三ケ月間の滯納の場合に、斷線するといふことになつてゐるから、假に今、毎月七割づゝの供託をしてゆけば、十ケ月間は斷線されずに供託をしてゆけるわけです。從つて、一番腰の弱い所を供託で導き、他の鬪爭主體を、不納乃至は延納の形で迫ることが考へられます。

か樣にして供託制度を利用するといふ戰術は、鬪爭の發展に伴つて、大衆がひとりでに解決するものだと思ひます。たとへば、他の人達が、全然納めないにも拘らず、一軒も斷線されないといふ事實が、これを解決するのです。斷線、滅燈、といふ事は、要するに會社側が需要者を恐喝する一

つの手段でありますが、一般に運動が發展すると、決してやり得るものではありません。殊に、大衆が自警團を組織したり、見張や相互聯絡等の組織が出來たりすると、如何に變裝しても如何に工夫をこらしても、その村落へ入り込む事が困難になるわけですから、斷線がなくなり、その事がまた弱點の供託論者をも、勇氣づけるわけで、今までの例でみると、二三ケ月も、供託をすると後は供託をやめるといふ具合であります。

かやうにして供託の問題は、ホンのキツカケの戰術にすぎず、これ等を通じて輿論を捲起し、團結を充分にするといふ點にかゝつてくるわけですから、それが、中心問題であつて、供託は極めて小さい部分の、言はば誘導戰術です。

この意味で私は「供託」といふものに重きをおきすぎないこと。逆にそのために不納者を苦しませ自陣の壞滅を來すおそれがあり、足並を亂す危險性を警告したいのです。

供託は腰拔戰術といつておきませうか。それを供託したがる人は腰拔であり、供託させて、小手さきの鬪爭をしてゐると大衆を腰拔にするといふ意味をもつてゐます。

(七) われわれが會社と契約した、契約の條文に基いて、斷線されるのに對して、どういふ對抗理由が成立つでせうか。(青森　水上生)

答　今こゝで詳しい法律論を、申しあげるわけにはゆきませんが、大體營利會社が公益事業を經營してゐる性質から行つても、またかうした契約は、會社が勝手に決めて、電燈を、要望してゐる大衆に、無理强ひをした契約であり、需要者が心から贊成した契約でないといふやうな意味から行つて、これは正當な契約とみられないわけです。われわれは、このやうな契約を法律上完全に否認する理論を立てゝ、それでもつて契約を破棄し、斷線といふやうな暴力的な行爲を喰ひとめるわけであります。勿論かやうな暴力行爲に對しては、さきにも申したやうに、需要家大衆の固い、團結が必要なわけですが、民事上の債權履行の爲めには、それぞれの手續もあるわけですから、無理强の契約を、たてに取つて、需要者大衆を壓迫する行爲は、絶對に否認しなければならないと思ひます。此點でわたくしの、弘前裁判所に於ける鬪爭の記錄(拙著「電燈・ガス・に對する法律戰術」四〇錢參照)は極めて刮目に價するものだと思ひます。

會社でよこした印物に書入れて捺印しただけのものは「例文契約」といつて、今日の裁判所では重要視しないのです。つまり勝手に自分のかきつけた文書へ捺印させたものだからです。契約自由の原則に違反するといふ意味で、この種の契約を否認して、他の方を生かす一つの戰術でせうが、

兎も角、これを利用できるのです。

（八）電燈會社と取交はした配電供給契約は、個々の場合と社會的な場合とで、その適用の狀態が、ちがふだらうと思ひますが、どうでせうか。（富山　市毛生）

答　配電契約と申しても、斷線などゝいふ不當な行爲を內容とした樣な場合には、公の秩序、善良の風俗に反する行爲を目的としたといふ意味で、やはり無効だと思ひますが、その他の關係では一應有効とみられるでせう。しかし、こゝで特に考へなければならない問題は、電氣事業そのものが社會一般の、必需品であり、その性質が公益を內容としたものであるから、當然、その大衆の利益といふ事と背馳することを許されないものだと思ひます。殊に、その爲めに、電氣事業法及電氣事業法施行規則がありますから、斷線問題に就いては、しかも電燈料金値下要求の如き、大衆行動に基いた事件である限り、この電氣事業法による制限が、第一に配電契約を拘束すべきものです。

たとへば、舊電氣事業法施行規則には次の規定があります。

第五十七條　電氣供給事業者ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニアラザレバ全部又ハ一部ノ事業ヲ休止スルコトヲ得ズ。

即ち、斷線には、地方長官の許可がなければならないし、それに違反すれば、電氣事業法第二十條で千圓以下の罰金に處せられます。勿論この罰金といふことは、第二の問題で、中心點は地方長官の命令違反の點がとりあげられて、斷線を復舊することが、職權をもつて要求されるわけです。この點に就いては、さきに說明した。

大衆の力強い眞實な要求が裁判所を動かしたと同じように、基本的な關係として、地方長官を動かすことになります。

今迄の電氣料金値下問題に對して、電氣事業法の權限を地方長官に請求した例は滅多にありませんが、そしてまた、地方長官は、政治的な特別事情があるために、容易にその當然爲すべき權限をも、行使しないし、問題自身が、政治問題化する關係上、唯單に、地方長官の助力を仰ぐといふことは、正しい鬪爭をそらすものゝやうに考へられるわけですが、大衆を、益々大きく、もり立たせ正しい見透しに向つて、發展させる自信をもつたならば、あらゆる利用物を利用するといふ意味において——勿論大局に危險を來たすやうなものは愼まなければならない——電氣事業法を、もち出して鬪ふことも一つの戰術として、考慮さるべきでせう。

過般の弘前市に於ける、斷線の場合には、大衆の結合が、まだ四百前後であるときに、八十戶餘

りの斷線をされた爲めに、かへつて需要者側に恐怖をあたへたので、この權限を利用して斷線ぞく
ひ止めたのですが、電氣事業法を利用することは、要するに時と場合との問題だと思ひます。
なるべく大衆的な力で解決することが、大衆自らに、自己の力を自覺させる事でありますから。
特にその點に眼をつけて、戰術をたてるべきだと思ひます。
要するに個々の場合に有効なものとして取扱はれてゐる會社との契約も、一旦爭議が勃發した以
上、もはやその全體が廢棄されるものと解して差支ないわけです。
この點こそ、獨占公共事業の當然に負擔せねばならぬ法律上の必然論だと思ひます。

(九) 電燈料を供託することについて、どんな注意がいるでせうか。(長野　道野生)

答　供託のしかたについては、一五四頁の供託の項を參照して下さい。玆で御注意したいのは、普
通一般に「供託する」といふことは、相手がいつでも自由に、それをとることの出來る狀態におく
ことですが、私の供託は、相手がこつちの要求を承知し、承認しないかぎり斷じてとることの出來
ないものであつて、これには、いかな剛慾な債權者も舌をまいてゐるらしいのです。
供託といふものは、決してウツカリするものでないといふことを一言斷つておきます。

猶、電燈料の供託は、たとへば、何々縣何々村、道野太一外何百名（住所姓名をかいて）分と一
て、その道野自身がをさめておいて差支ありません。また、その會社へをさめるべき電燈料をあつ
めて保管することが、會社の業務妨害で告訴される心配がないかといふ樣な質問も出ますが、本來
は、そんな心配がありませんけれども言ひがかりをつけられないとも限りませんから、その場合に
は「何月分の電燈料保管の受取證」等と、書いたものを渡しておくことや、また「何月分の　燈
に關する保管を委任仕候」といふ一札を刷つてもらつて、それを交付させることもいゝでせうが、そんなこ
とは枝葉の問題で、少しく神經質すぎることでせう。
八、もつと大事なことは、供託を何度もやる必要がない、一度で向ふがとらない以上（とれない）
そのまゝにしておいてもいゝといふことです。
それを毎月あつめにかゝると、却つて、需要者が會社の集金よりも辛くなるから、權はないでお
くがいゝと思ひます。どうせ會社でゴタ〳〵してゐる以上は、解決のときに、それらの滯納分を一
緒に捧引させたらいゝのです。何も爭議委員に責任を負はせるものでも、責任を負ふべき性質のも
のでもないから、あとで皆がをさめられなくなつたらどうするか、などといふ心配する必要があ
りません。

また、その滯納部分を、責任をもつて、とり立てるといふやうな解決條件を入れでもしたらそれこそ、首を釣つて申わけしなければならないやうなことになるでせう。

電燈爭議の供託は、やはり、腰の弱い人たちの斷線恐怖病の氣休の爲めにするのであつて、一般に鬪志の盛な人には不必要なことです。廣く腕を組んでゐさへすれば、斷線などは不可能なものですから、まづ、組織を汎く・堅く・することです。

電燈爭議の組織に就いて

この部分も右と同樣な資料で、同樣な方法で追加參考に供します。

組織上の問題は非常に機方と堅い執拗な鬪志・組織意思・を要求するわけですから、一步一步固めて行くことを念頭に容れて行かれば眞目です。一方が結成したからとすぐ安心し放任しておくと解消するのです。そこが仲々計畫と見透とを要求する點ですから念を容れてほしいところです。

組織問題は、あらゆる戰野に於て甚だ大事な問題である。從つて、電燈料金値下げの鬪爭に對しても、鬪爭組織をどういふ風につくり上げるかと云ふ問題は極めて愼重にそれぞれの場合に對應して考慮せらるべきものである。だからこれについては、過去の電燈爭議の鬪爭經驗又は鬪爭方針に基いて、電燈料値下の最も正しい鬪爭を進めるやうにしなければならない。しかもまた、さうした鬪爭形態も、組合の發達が十分でないところでは、常に、實現し得ない場合の多いことがある。それに問題の性質が經濟的な日常鬪爭のうちで、割合におだやかな、むしろゆるやかすぎる問題である。そのために勞働組合等の鬪爭團體が取り扱はなくとも相當な所までもつて行けるものである。だから社會大衆黨でも、その他の、右翼主義的な團體でも、一定の所まで同じやうな形をとり得る譯である。

だが、しかし、さうだからと云つて此の種の問題を所謂社會民主々義者や社會ファシストに任せておく譯には行かないのだから、正しい階級鬪爭の理論を把握して色々な情勢に應じ、事情に適應した戰術をとるべきである。

從來、現在の階級情勢を見てもよく分るように、社民主義との相違は、一定の段階に於て同じやうな形態をとり見分けのつかないやうな場合があり得るし、又同じやうな指導理論を掲げてゐるやうに見える場合がある。けれども兩者の間には非常にはつきりした結論の開きがみられる。云ひかへれば同じ鬪爭を同じやうな方法で、戰ふにしても、次に來るべき問題を如何に取りあげるか、又どう云ふ目的と結びつけで發展轉化させるかと云ふ重要な時になると、社會民主々義者の必然的な

方向は、闘爭の發展を阻止することにある。

此點は何時の場合でも社會民主々義者や社會ファシストに對して、執拗果敢な批判をなし、社會民主々義者とは如何なる道を進むものかと云ふ點を、具體的な事實問題に就いて、知らせるやうにして電燈爭議を共に闘ひ拔かなければならない。

場合によつて私どもは社會民主々義者や、アナーキストや自由主義者などと所謂共同闘爭を行ふ譯であるが、さうしに時には特に指導理論の問題に就いて斷乎たる考をもち、それを大衆にわからせるようにつとむべきである。

それ故にこゝで最も大事な事は第一に、正しい理論を實行するために最も沈着にして、勇敢な態度を示し、あくまで蔭日向のない行動を執るべきだし、社會民主々義者に對しても、極端な感情的な對立を露骨に出さない樣にし、自然に彼等が大衆の前で頭をあげ得ないやうにしなければいけない。無暗矢たらに相手を押しつけやうとすれば、反つて、それ等の連中に、逆宣傳の機會を與へたりするから、それらの點を充分に警戒して、大衆から浮き上らないやうにすべきである。

そこで多くの場合に豫想される日和見主義的指導者によつて爲される運動の形態を考へると、自然發生的な村、又町の何等かの團體が主唱者になり、個々バラ〳〵な戰ひを始める時には、附近の有力な組合が出來るだけ速かに且つ親切にそれらの自然發生的闘爭の組織化に努力しなければならない。

たとへば、青年會が主催になつた場合に、その青年團が手柄の丸取を夢みて、あくまで自分等だけの獨自の運動にし樣といふ樣な傾向を、とらせないことである。問題が大衆のものだから一日も早く大衆化しなければならないし、また地域的にも益々大衆的に根を据へることが絶對に必要である。その事なくしては運動を深めることも出來なければ又擴める事が出來ない。

それ故にたとひ最初のきつかけが、青年團や其他の團體によつてなされたものでも、運動が繼續的に發展するならば、當然量的な發展ばかりでなく、質的な發展を伴ふのだから、運動の擴大强化を最大の確實なものにまで高めるべきである。

實際、運動が擴まり且つ深まるに從つて、全く豫想もしなかつた事件につき當るものである。それを、如何に切り拔けるかと云仕事が、常に指導者を惱ませるが、さうした場合に大衆の氣もちをよく理解して、大衆を不安に陷し入れない樣な、そして又、運動を前進させる樣な方法を、考へなければならない。それを實現するためにも、闘爭の組織が大衆を充分に包含する事を目標にすべきである。

即ち色々な場合と事情に應じて、最も適當な方法をとる事と、どうすれば一番よく大衆を引きつけ大衆を動かし得るかと云ふ點に重心を置かなければならぬ。

斯様な譯で形式的に誰がヘゲモニーを持つてゐるから早く變更しろとか、社會民主々義者が指導者であるから早くやめろとかいふやうな、天降り的說法は、反つて事態を不利に導くやうなこともあるから、一つ一つの不利益、困難に際して、それが何故かかる困難となつて現れてきたか、何故此の方法では切り抜け得ないか、と云ふ様な形で、問題を提出し、闘爭の缺カンを正しい方向へ、直して行くべきである。だから一片の指令や形式論的な機械論をもつて、やたらに命令を下す様な事をせず、具體的な實際の利益を善處するための、個々の——然し乍ら一つの統一ある、見透のある問題としての——個々の場合を解決して行くべきである。今これらの諸問題を問答をもつてとり扱つて見やう。

(一)青年團がこの運動を指導して行けるものでせうか、そしてまた、青年團の獨自の運動としてこれが適當なものでせうか、(長野　山本生)

答　青年團がか様な問題を取りあげると云ふ事は、非常に正しいと思ひます、しかし重要な事は右の質問に表れてゐる様に元來の青年團の仕事と、今までの經驗と、そしてまた、團に對する信賴の程度からみて、最後まで切抜け得るかどうかと云ふ問題になると、確かに問題だと思ひます。勿論この事は全國所在の青年團凡てに對して、一律に斷言出來ない事だと思ひます。問題の要點は、その青年團の實力がどの程度まで充實してゐるか、否かと云ふ事が考へられなければならないからです。

實際からいつて青年の力が揃つてゐる場合は此の問題を相當な所まで引きづつて行けるものだと思ひます。殊に青年團は郡聯合會とか、或はまた縣聯合會とか、云ふ様な形をもつて、横の連絡をとつてゐますから、これを利用すれば、その組織の活動性が旺盛であるから初期の運動を急速に燃え立たせる强みがあるでせう。殊に青年團の中に意識的な分子の組織が出來てゐるなら、割合に活動を速かにする事が出來るし、幹部になつてゐるものも、また、さう云ふ活動に堪へ得る人が當てられてゐると云ふ點などが有力でせう。

けれども運動が一定の深さまで入つて來ると問題自身が青年團の構成上に思はざる退却させるやうなことがないとも限りません。否さうした危險性を充分に感ずるのであります、たとへば、青年團の有力者が多くの場合、地主や教員その他の小ブル階級に屬してゐる場合が多いので腰が折れるとか、又は、彈壓のために、下級俸給生活者であればその使用主から脅かされる様な譯で、思ふ存分に發展し得ないばかりか、寧ろ逆になります。よくある例ですが口先だけで一般需要者の不納や滯納やを煽動して置き乍ら、自分だけはコッソリ納めて置くと云つた様な事が出て來たり、又、平

素からの行がかりのために僅かの失敗に怖けづいたり、一寸した行動にも尻込みしたり、秘密を明かしたりする様な事も起き勝であります。

殊に問題が發展して來ると活動の進展がいよ〳〵旺んになるのでこれを充分に指導することが出來ない爲めに、反つて大衆と疎隔したりする事が起きます。また問題がもと〳〵自分自身の生活と直接ピッタリ來てゐる問題でないと云ふ様な事から、特に一般大衆を、共通的な强さで、引き附ける事が出來ない様になると思ひます。

斯様にして問題が發展して行けば行く程青年團の組織や訓練の形でなく、電爭獨自の組織や訓練や形態をとることが必要だと思ひます。

私は本書第三篇の鬪爭報告における青年鬪の醜態をよく見透してならないと思ふ、これに近い例は小縣郡の青年團にもあつたように思ふ。それはまづ青年團そのものを鬪爭形態に再編成しなかつたといふ點や青年團の組織構成に正しい見透をもつてかからなかつたといふ點などを苦杯たらしむべきである。

(二)青年會は本來修養を目的としたものであるのに、斯う云ふ實際運動にたづさはると云ふ事はどんなものでせうか、(長野　中村生)

答　この質問については二つの方面から答へ得ると思ひます。第一に心身の修養を何か精神的な、宗教的な、修養とでも限つたもの〳〵様に考へてゐる様ですが、これから第一に修養もなければならない事は、今後社會に立つて實際問題に直面した場合、それを如何に切り抜けるかと云ふ訓練を積む事が最も重要な修養の根本問題であります。したがつて、忍耐、友愛、正義、公共、協力一致等々の道德的德目の凡てがかうした事實問題に結びつけられる譯であります。

第二青年會があゝいふ問題だから參加するとか、かういふ問題だから參加してはならないと云ふ様な區別は、取扱ふ問題の性質によるので形式的な區別附けをもつて、これを決定する事を許さないと思ひます。殊に電燈爭議の様に、性質上社會公共の利益と結びつき、一般大衆の利益を擁護すると云ふ正しい要求には、青年たるもの特にこれに參加し、正義の要求に基いて公益事業を獨占し私利をむさぼらうとする經營者と爭うのは、絶對に必要しい行爲だと思ひます。

從つて、もしも電燈料値下げ問題に參加する青年諸君を批難するものがあるとしたら、それらの者は意識的であると無意識的であるとに拘らず一般大衆の利益を、會社に賣り渡すものであり、青年の將來を營利會社に賣る事を意味するものでありまります。此點で從來の青年團はかゝる青年を製造する團體であつたと云ふ事が明になります。私は今日の青年團がこの種の鬪爭に進んで携さはる

事が、あくまで正しいものだと考へます。從つて青年であり乍ら斯様な運動を怖れ、逃避し樣とする者があつたらそれは誠にあはれむべき人間であり、且敗北的な人間だと思つて居ります。さう云ふ卑屈な心の持主の現れない事を諸君に希望してやみません。

此の種の問題は單に青年團のみに依らず一般の、これに類する團體の場合にも適用せらるべき事だと考へます。

(三)われわれが、此の問題を取りあげる時に、現在會社側も、缺損續きであると云ふ樣な場合、尙且つ料金を値下げさせると云ふ要求をしても道德上非難されないものでせうか　(長野　木原生)

答　料金値下げの要求は、原則として會社が現在缺損してゐると云ふ理由によつて左右される樣な性質のものではない筈です。殊に多くの場合會社は色々な方法をもつて重役又は、關係者の利益をはかり、そのあまつたものを配當に當てると云ふ樣なずるいやり方をして居るのです。それは砂地を流れる川の樣なものです。だから、たとへ會社の立場を問題にするとしても、會社の內幕をハッキりと調査し、そのかけ引をあばかなければならないし、同時にまた會社創立以來の配當や、積立金姉妹會社の投資の有無等々を、嚴重に調査した上でなければ、會社の現狀を斷定する事が出來ないでせう。たとへば信濃電燈株式會社の如きは苦しいと云つて居り乍らも、實際上四十二萬餘りの姉妹會社を經營し、利潤を立派りにしてゐる事などが、あげられる譯ですから、たとへ創立以來利益がないにしても一般需要者の負擔が大きい場合には、その料金を引き下げる事が至當です。それが公益事業を獨占してゐるもの〻當然爲すべき社會的義務であり、資本の負ふべき當然の責任だと思ひます。

一體かう云ふ風な場合に資本家の懷勘定をして、需要者の懷を考へないと云ふ事は、多くの場合無用有害な事だと思ひます。ハッキリ云へばさう云ふ事を云ひ出すのは、何代も續いた奴隸意識の現れだと思ひます。今問題は會社の利益がどうなつてゐるかと云ふ點にあるのです。諸君はその事を問題にする丈で充分です。資本家の利益がどうなつてゐるかと云ふ事ではなくて、我々需要者の利益は資本家自身が最もよく考へて、惡辣且つ、强力に鬪つてゐるのです。したがつて、會社の利益などを振りまはす事は會社の犬たと云ふ樣な感じをもたせるだけですから、さうした考へはお互に避けませう。

資本家といふものは實に慘酷な行爲を平氣で行ふものでありますから、これを克服するためには思ひ切つた大膽さと、透徹した要求とを貫かない以上、到底勝つ事の出來るものではありません、殊に、彼等にたいして薄つぺらな同情などをよせる事は、毛を吹いて傷を求める樣なものでせう。

か様な譯で私どもは會社の利益などを考へるよりも先づ一般大衆の利益を念頭におき、それを押し切る様に闘ふ事がかんじんだと思ひます。（第一四六頁參照）

（四）青年會などによつて起された値下げ闘爭を、何處へもつて行くのが一番正しい事でせうか

（長野　神林生）

答　さきにも述べました様に、かういふ問題は本來正しい闘爭組織が指導すべきものなのでせうが、その指導權の及ばない場合に、所謂自然發生的な闘爭團體として起つた譯ですが、これは出來るだけ早く大衆的闘爭組織の中へ、解消すべきだと思ひます。だが、その解消問題も藪から棒に提出してはいけないので、自然に大衆の力を高め、その協力と合意との上で進めて行くべきでせう。

次ぎに理想的な、指導權の下に置く事の出來ない場合には、どうするかといふことも考へられますが、私どもは二つの場合を問題にすることが出來ます。第一は青年團の實力が最後まで大衆の先頭に立つて進んで行き得る場合――從つてきたその事が最も効果をあげると見られと場合――であり、その二は、青年の組織が、一般需要者大衆の中へすつかりとはいり込み、何等のギゴチなさも感じないといふ形であります。これは極めて理想的な形だと思ひます、かうした形に於てこそ、組織の全活動も出來るだらうし、また一般需要者の全活動も、充分發展することが出來るでせう。勿論かうした場合に於て、兩者の關係が充分圓滑に結びつくこと及び、仕事の分擔を巧妙にすることはまでもないのですが、然しそれをより强化擴大するためには一般需要者と緊密に結びついて、始めて全體的な元氣のいゝ闘爭が出來るものだと思ひます。

かうした形も共通的な指令や申し合せや、機械主義によつて形だけを作るのではなく、一つびとつの支部とはかり、大衆の理解と合意との上になさるべきであります。私はかうした方法によつて組織を、より廣汎に發展させるのが正しいと思ひます。たゞ、しかしこゝで一言注意したい點は無暗に運動を擴げる事だけを考へて、內部の組織が無統制であつたり、少數の幹部のみが不眠不休で奔けずり廻つたりして、肝心の指令や動員命令にちつとも動かない様な、活動狀態に入ろ事は、禁物です。打てば響く闘爭の戰時組織――統制を目的とした、確實性と活動性とを充實させる事を考へなければなりません。若しも、かうした結束がなければ、ドタン場へ行つて、支離滅裂に崩されてしまふ危險性があります。

相連絡する齒車のような地盤を作つてどんな事があつても、切崩されない様にする事が最も大事な點だと思ひます。要するに、電爭獨自の形態を確立して、それを、最大限に利用するといふ事が大事な仕事です。

(五)電燈料値下の要求は各個人でやつていいものでせうか、その場合にはどうなるでせうか。

答　電燈料値下要求のやうな、社會・公共・的性質を帶びたものをワザ〳〵切りはなして要求するといふことは出發點から間違つた考です。

しかも、各自が、單獨に戰ふと、逆に向ふから斷線などで脅やかされ、且又、それは一般的な滯納處分として片づけられてしまふのです。だから、そんな損な、また抗爭性の弱い鬪爭をやつても何等効果がないわけです。ことに、この種の單獨交涉などは全然問題にならないのですから、廣汎な大衆を動員し、その鬪爭の力でもつて、値下の要求利益獨占を克服すべきであります。

たとへば、同じ斷線であつても、個人の場合の滯納による斷線ならば、それつきり、需要者側から抗議が出來ないが、全般的な値下要求に基く斷線だとすれば、さきにあげた例のやうに、その接線も自由であるし、同時にまた、かゝる機會を通じて、會社の獨占權と徹底的に戰ふことが出來るわけです。

個別的鬪爭では全然問題にならないと思ひます。個人は無力であるが大衆はつよい。一滴の水には動かされないものが、滔々たる大河の流れは岩石をも流して了ふことを、われらの運動にも考へ及ぼして貰ひたいものです、激流を兩岸に分けるのが單獨交涉といふ愚むべき裏切行爲です。よくその關係を考へてみるべきです。

(六)斷線と戰う方針をどんな具分にするべきでせうか、(讀功　村上生)

答　斷線の組織は大體二つの意味で計畫すべきである。第一に何等の報告を與へないでやつた場合についていふと、その時は心得のあるものに賴んで接線して使うことである。これは爭議の火蓋を切つた以上決つて電氣事業法の違反などにならない。

問題はあくまで値下獲得のための不納であるから、この點單なる債務關係のものでないから恐れずにやることだ。弘前の爭議では三十八回も接斷鬪爭をやつて、而もそのための檢束がなかつた程で、これは電氣にさへ觸れなければ、事業法には觸れる心配はないからドン〳〵ついでいゝ。

第三の場合には警告づきだから、直ちに大衆動員の仕度をすべきである。合鬪には種々あるが半鐘板木、呼コ、石油鑵、鳴子、のろし、その他種々ある。

半鐘を鳴らすと拘留するのは兵庫と鯛島の二縣だけだが他は平氣である。(警察犯處罰令による)兎も角、合圖で集める方法と、見張を立てゝ警戒する方法とを併用して、大衆動員で工夫を追拂うのである。

この方法は、一度接線したところでは二度とやらさない爲に、ビケを立て動員組織をもたせるべきである。弘前のように接斷競爭をやつてゐるのは、單なる繰返しで、戰に進歩性がない。だから勝つためには二度とそんなことを繰り返さぬよう組織を作つて擊退すべきである。

昔て小縣の神科村で・合圖があつたら武裝して押しかけろ！　といふ約束があつた時、豆腐屋が鐘をガラン〳〵鳴らして通つたら、ソレッとばかりに手に〳〵獲物をもつて飛び出したことがあつた。會社ではこれをきいて、この村へは一歩も近寄らなかつたさうだが、兎も角組織をもつたら、演習をやるのがいい、

この演習によつて、味方の訓練がつくばかりでなく會社の方を脅かすに十分である。いゝデモになることが受合である。又この演習の模樣などを新聞で書きたてるか、ニュースで報告して全町村にそれを波及させて行くべきである。

何か面白い趣向をかへて、ある人たちが工夫にばけて他の人たちがそれをつかをへて、接線させるとか、工夫に說諭するとかいつた具合に趣をかへてやること——一種の眞劍な野外劇だ——など も面白からう。結極大衆の力で追拂うのが一番いいのである。

(七)從來の鬪爭解決の場合に、どんな點で失敗してゐませうか、解決對策の參考意見として、お知らせ下さい。(富山　富田生)

答　電爭の解決について私の痛感することは、これまで壓倒的な勝利の形で解決できるところまで行つてゐない點である。

これは勿論第一に運動の發展にたいする鬪爭力の充實が伴はないことに基因するが、やゝもすれば「活動奔命に疲れきつて」休戰ラッパを待つといつた形のものさへ見られる。この點で鬪爭力を充實させた鬪爭、一日毎に組織が堅固になり、戰術が巧緻になることを實現すべきである。

いふことは不可能であるし且又危險性もあるから、まづ組織の充實そのものゝ當然な結果として決定的な勝利が實現できることを目標にすべきである。

戰つかれてニッチもサッチも出來なくなるまで無理押しないように、ある長期戰に入つたならば持久戰の準備をとること、そして、たとへ妥協に終つても、再起の根をガッチリと組み上げるように各支部、班の鬪爭主力の昂場に努力する必要がある。

解決の場合に、あせるのは、大衆が鬪爭に飽いてくることや幹部が弱つてしまつてゐることに基因する。これは十分決心してかゝらねばならないことである。また大衆の功の弱いのに、三割の要求を無理に通さうとすることも正しくない。これは大衆の力の反映であるから（幹部のかけ引で幾

分强氣に出ることは勿論必要だが）力の關係上止むなく低い條件できめても、別に敗北だと考へるべきでない。

幹部の敗北だと宣傳されたりするのは、幹部が大衆から浮き上ることをも意味するのであつて、幹部と大衆との相談の上でやればいゝのである。たとへば、各支部の意見によつてやつて行くことである。會社は二割と言ひ、大衆は四割といつて下らないとき、大衆の意見を無理に下げさせると幹部の責任になるが、大衆の了解がついて、今回は事情やむをえないから二割で行き、更に再起のためにどうするか、を決定してかゝるならば、あへて、幹部のみの敗北的責任にはならない。

勿論この種のかけひきは明けすけ大衆とはかるわけにも行ないが、例へ强氣に出るにしても幹部の力で弱點を見せることはいけない、（スパイもゐるから）兎も角、大衆と幹部との結合の上で解決し、それを第二陣に具へる見透が欠けてゐることなどが從來の電爭に非難されるものがあるだらう。

三割値下が一割たなつたから直ちに敗北なのではなく、兎に角、電爭の結果、こゝまで戰とつたことを大衆の頭で反省させ、自覺させ、そして更に共同電爭の組織化へ引つ張つて行くことがもつとも大事なことである。

（八）需用者結合の範圍をどの點に求めるべきでせうか、（長野　楠山生）

需用者の組織については、報告篇の評註にもある通り、まづその小さい市町村（郡）の組織を固め、次に郡外即ち縣内または縣外の需用者區域全體にわたる共同鬪爭の旗上げをすべきである。即ち共同需用者の一方で戰つてゐるのに、他方でそれを妨げること（運動に參加しないこと）はむしろ會社に兵糧を送つてこれを支持することになり、その結果は逆に自己を奴隷化させるのであるから、この事情をよく宣傳、煽動して、必要的、可及的に速やかに全需區域の鬪爭化を實現すべきである。

——完——

東京市政調査會 '38 10 入

分強氣に出ることは勿論必要だが）力の關係上止むなく低い條件できめても、別に敗北だと考へるべきでない。

幹部の敗北だと宣傳されたりするのは、幹部が大衆から浮き上ることをも意味するのであつて、幹部と大衆との相談の上でやればいゝのである。たとへば、各支部の意見によつてやつて行くことである會社は二割と言ひ、大衆は四割といつて下らないとき、大衆の意見を無理に下げさせると幹部の責任になるが、大衆の了解がついて、今回は事情やむをえないから二割で行き、更に再起のためにどうするか、を決定してかゝるならば、あへて、幹部のみの敗北的責任にはならない。

勿論この種のかけひきは明けすけ大衆とはかるわけにも行ないが、例へ強氣に出るにしても幹部の力で弱點を見せることはいけない、（スパイもゐるから）兎も角、大衆と幹部との結合の上で解決し、それを第二陣に具へる見透が欠けてゐることなどが從來の電爭に非難されるものがあるだらう。

三割値下が一割たなつたから直ちに敗北なのではなく、兎に角、電爭の結果、こゝまで戰とつたことを大衆の頭で反省させ、自覺させ、そして更に共同電爭の組織化へ引つ張つて行くことがもつとも大事なことである。

（八）需用者結合の範圍をどの點に求めるべきでせうか、（長野　楠山生）

需用者の組織については、報告篇の評註にもある通り、まづその小さい市町村（郡）の組織を固め、次に郡外即ち縣内または縣外の需用者區域全體にわたる共同鬪爭の旗上げをすべきである。即ち共同需用者の一方で戰つてゐるのに、他方でそれを妨げること（運動に參加しないこと）はむしろ會社に兵糧を送つてこれを支持することになり、その結果は逆に自己を奴隷化させるのであるから、この事情をよく宣傳、煽動して、必要的、可及的に速やかに全需區域の鬪爭化を實現すべきである。

——完——

東京市政調査會 昭和13 10 入